

# 松戸市公園整備ガイドライン

## 《案》

令和 年 月



# 松戸市公園整備ガイドライン

## 目 次

<b>序章 公園整備ガイドライン策定の背景と目的</b>	<b>1</b>
1. 公園整備ガイドライン策定の背景と目的	1
2. 公園整備ガイドラインの位置づけと構成	2
(1) 公園整備ガイドラインの位置づけ	2
(2) 公園整備ガイドラインの構成	3
 <b>第1章 松戸市の公園の現状・課題</b>	 <b>4</b>
1.公園・緑地の配置状況等の整理	4
(1) 都市公園等の整備概要	4
(2) 都市公園以外のパブリックスペース	7
2.都市の現況	9
(1) 公園・緑地に係る上位関連計画での位置づけ	9
(2) 本市及び地域別の概況	15
3.都市計画法に基づく市街化区域（都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域）内における都市公園等の配置状況の整理	27
(1) 本ガイドラインにおける公園充足区域の定義	27
(2) 誘致圏による都市公園の配置状況	29
4.市民意識の把握・分析	30
5.公園空白地域の現状・課題	32
(1) 公園空白地域の定義	32
(2) 公園空白地域の分布状況	33
(3) 公園空白地域の主な特徴	36
(4) 公園空白地域の主な課題	42
(5) 公園空白地域カルテ	43
6.長期未着手都市計画公園の現状・課題	76
(1) 長期未着手都市計画公園の一覧	76
(2) 各公園の概要	78

<b>第2章 公園整備の基本的な考え方</b>	102
1. 公園空白地域の解消	102
(1) 公園空白地域の解消の考え方	102
(2) 公園空白地域の整備優先度の評価	103
2. 長期未着手都市計画公園の見直し	108
(1) 見直しの考え方	108
(2) 各公園における具体的な見直しの方向性	109
3. 公園整備の実現に向けた方針	117
(1) 都市レベルでの公園整備の方針	117
(2) 地域レベルでの公園整備の方針	120
<b>第3章 今後の公園整備に向けて</b>	130
1. 公園整備に向けた検討の流れ	130
2. 公園整備に向けた検討内容	131
(1) 公園整備に活用可能な資源	131
(2) 資源活用の考え方	132
(3) 公園設置候補地の検討・抽出	134
(4) 公園設置候補地の評価	137
<b>第4章 官民連携による公園整備・管理運営</b>	141
1. 指定管理者制度の活用	142
2. 地元団体や市民による計画・管理運営	144

## ■本ガイドライン策定にあたっての主な参考資料

- ・都市公園のストック効果向上に向けた手引き(平成28年、国土交通省)
  - ・松戸市みどりの基本計画(令和4年)
  - ・松戸市宅地開発事業等に関する条例、同施行規則、事前協議事務取扱要領
  - ・都市計画法による開発許可の手引き、同参考資料\_細則・細目的基準等集(令和5年)
  - ・令和3年松戸市都市計画基礎調査
  - ・令和2年国勢調査
  - ・国土数値情報
  - ・松戸市公園台帳(令和7年3月末)

# 序章 公園整備ガイドライン策定の背景と目的

## 1. 公園整備ガイドライン策定の背景と目的

松戸市（以下「本市」とする）の都市公園等の整備状況は、令和6年度末現在、404箇所、173.09haで、人口で除した住民1人あたりの公園面積は3.46m<sup>2</sup>/人となっている。

しかし、法令（都市公園法施行令第1条の2）で定められた住民1人あたりの都市公園面積は、5m<sup>2</sup>/人以上（市街地）及び10m<sup>2</sup>/人以上（全域）となっており、本市もこれを参照しているが、都市公園面積はこれに及ばない。また、量的な不足に加えて、都市公園等の不足地域（誘致圏に基づく空白地域）が、市街地の各所に見られるなど、配置の偏りも課題となっており、そうした地域からの新規整備に関する要望を例年受けている。

コロナ禍を経て、密を避けるライフスタイルの定着から、日常の憩い・レクリエーションの空間となる、身近な公園等に対する要請は高まっている。市街地において都市公園等のオープンスペースを適正に配置していくことがこれまで以上に重要となっており、都市づくりの方向性や地域の特性を踏まえながら、都市公園等の不足地域での新規整備や長期未着手都市計画公園の整備のあり方等を含めた、都市公園等の適正配置に関する方針の策定を行うものである。

方針の策定に際しては、松戸市みどりの基本計画において、「公園の適正な配置」や「公園機能の充実」が謳われており、公園整備の方向性が示されていることから、その実現に向けて、松戸市公園整備ガイドライン（以下「本ガイドライン」とする）の策定を行い、計画的に公園を整備していくことを目的とする。

なお、本ガイドラインは今後の人口動向や社会情勢を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2. 公園整備ガイドラインの位置づけと構成

### (1) 公園整備ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、松戸市みどりの基本計画（令和4年策定）において、「公園の適正な配置」「身近な公園の機能の充実」を施策の1つとして位置づけている。本ガイドラインは、松戸市総合計画や松戸市都市計画マスターplan等の上位計画に即し、関連計画との整合を図りながら策定していくものである。

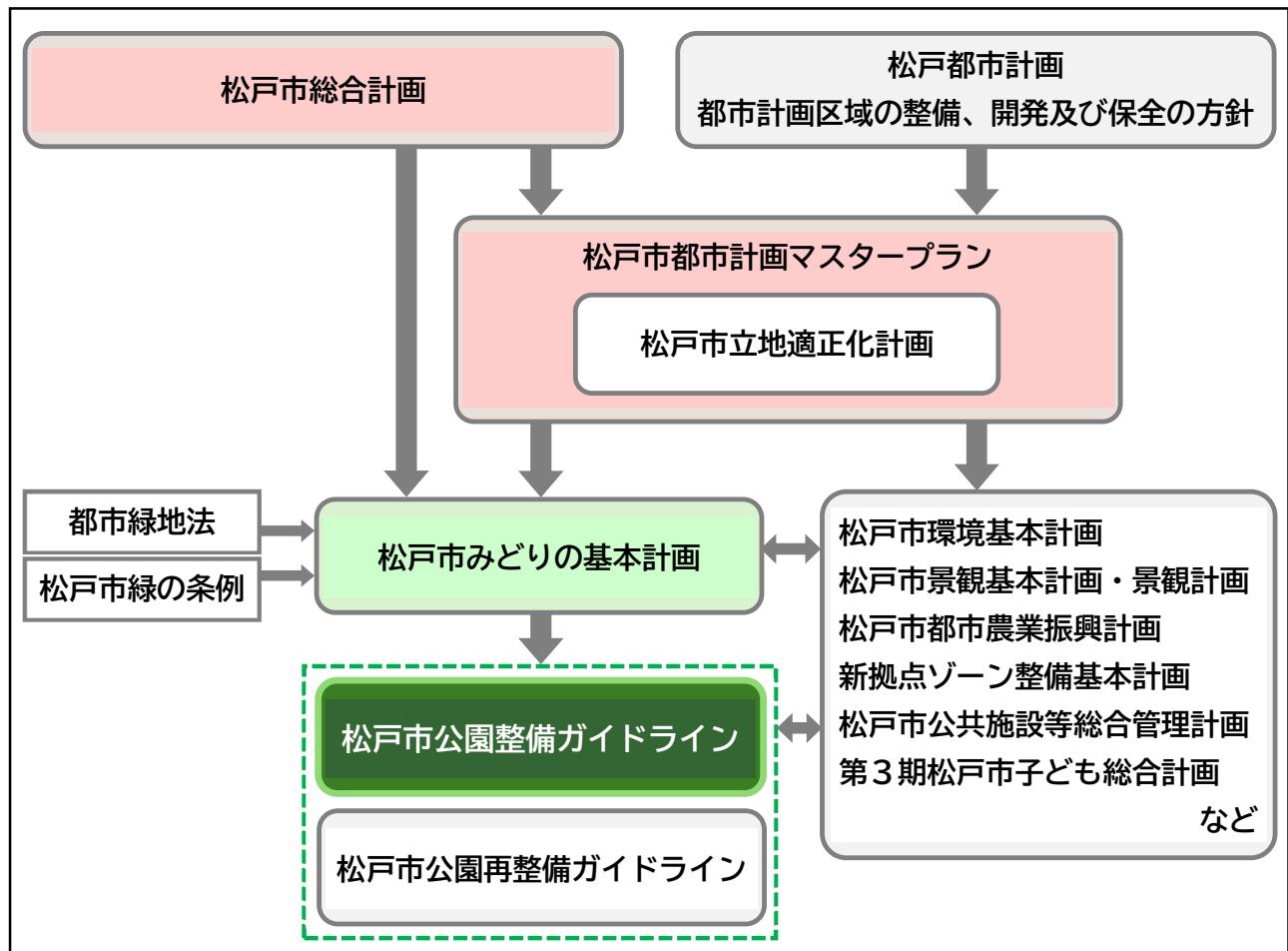


図 本ガイドラインの位置づけ

## (2) 公園整備ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、以下のとおりである。

### 序章 公園整備ガイドライン策定の背景と目的

- 1. 公園整備ガイドライン策定の背景と目的 2. 公園整備ガイドラインの位置づけと構成

### 第1章 松戸市の公園の現状・課題

- 1. 公園・緑地の配置状況等の整理
- 2. 都市の現況
- 3. 都市計画法に基づく市街化区域内における都市公園等の配置状況の整理
- 4. 市民意識の把握・分析
- 5. 公園空白地域の現状・課題
- 6. 長期末着手都市計画公園の現状・課題

### 第2章 公園整備の基本的な考え方

- 1. 公園空白地域の解消
- 2. 長期末着手都市計画公園の見直し
- 3. 公園整備の実現に向けた方針

### 第3章 今後の公園整備に向けて

- 1. 公園整備に向けた検討の流れ
- 2. 公園整備に向けた検討内容

### 第4章 官民連携による公園整備・管理運営

- 1. 指定管理者制度の活用
- 2. 地元団体や市民による計画・管理運営

図 本ガイドラインの構成

# 第1章 松戸市の公園の現状・課題

## 1. 公園・緑地の配置状況等の整理

### (1) 都市公園等の整備概要

都市公園等の整備概要として、都市公園の面積・箇所数や面積別の分布状況、面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園の整備状況等を以下に示す。

#### 【都市公園等の整理にあたって】

以下では、面積 1,000 m<sup>2</sup>の都市公園について整理している箇所があるが、面積 1,000 m<sup>2</sup>の根拠は、都市計画法施行規則第 21 条第 1 項第 2 号に示す開発行為に際しての公園等の設置基準において、一定規模の市街地で求められる、公園機能を充足するための必要敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上と示されていることによる。(詳細は P27-28 を参照)

#### ■都市公園等の整備概要

令和 6 年度末において、本市の都市公園(告示しているもの)は 404 箇所、173.09ha であり、住民 1 人当たりの公園面積は 3.46 m<sup>2</sup>/人となっている。このうち、街区公園は 301 箇所、近隣公園は 13 箇所、地区公園は 1 箇所であり、街区公園のうち、面積 1,000 m<sup>2</sup>未満は 141 箇所、面積 1,000 m<sup>2</sup>以上は 160 箇所となっている。

表 都市公園等の整備概要(令和 7 年 3 月 31 日現在)

所有者 および 管理者	公園・緑地の区分			都市公園(告示しているもの)		その他管理している公園および緑地		合計(都市公園・その他)		
	種類	種別	細別	公園緑地数	面積	公園緑地数	面積	公園緑地数	面積	
松戸市	基幹公園	街区公園	1,000 m <sup>2</sup> 未満	141 箇所	5.95 ha	1 箇所	0.04 ha	142 箇所	5.99 ha	
			1,000 m <sup>2</sup> 以上	160	45.23	-	-	160	45.23	
		計		301	51.18	1	0.04	302	51.22	
		近隣公園		13	24.38	-	0.33	13	24.71	
		地区公園		1	4.05	-	-	1	4.05	
		計		315	79.61	1	0.37	316	79.98	
	都市公園	総合公園		2	52.43	-	-	2	52.43	
		地区公園		1	10.00	-	-	1	10.00	
		計		3	62.43	-	-	3	62.43	
	小計			318	142.04	1	0.37	319	142.41	
東京都	特殊公園	歴史公園		2	3.07	左記歴史公園1ヶ所と重複		0.74	2	3.81
		動物園		1	1.00			-	1	1.00
		計		3	4.07			0.74	3	4.81
	都市緑地	河川敷緑地		1	22.00			-	1	22.00
		その他の緑地		82	4.98	25	7.54	107	12.52	
		計		83	26.98	25	7.54	108	34.52	
	合計			404 箇所	173.09 ha	26 箇所	8.65 ha	430 箇所	181.74 ha	
	住民一人あたり公園敷地面積(m <sup>2</sup> /人)			3.46	m <sup>2</sup> /人	0.17	m <sup>2</sup> /人	3.63	m <sup>2</sup> /人	
	特殊公園	墓園		-	-	1 箇所	104.40 ha	1 箇所	104.40 ha	
	都市公園等の総計			404 箇所	173.09 ha	27 箇所	113.05 ha	431 箇所	286.14 ha	
	住民一人あたり公園敷地面積(m <sup>2</sup> /人)			3.46	m <sup>2</sup> /人	2.26	m <sup>2</sup> /人	5.72	m <sup>2</sup> /人	

## ■街区公園の面積別の分布状況

街区公園のうち、面積 500 m<sup>2</sup>未満は 97 箇所で全体の約 3割を占め、最も多い状況である。また、面積 1,000 m<sup>2</sup>未満は 141 箇所で全体の 5割未満となり、残りの半数以上は面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の街区公園である。

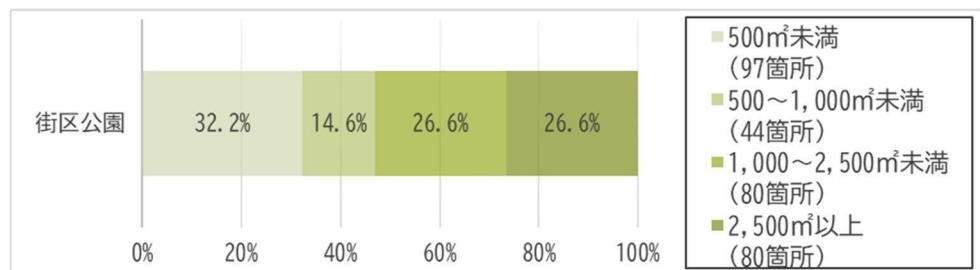


図 街区公園の面積別公園数

## ■面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園の整備状況

居住誘導区域内の敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園は、古ヶ崎一帯や高塚新田一帯をはじめ、五香駅南側一帯、北小金駅周辺、みのり台駅周辺、松戸駅南側一帯等において、整備がほとんど進んでいない状況にある。これらの場所は、都市基盤整備が不十分なまま市街化が進んでいることで、公園の整備が追い付いていないためと考える。

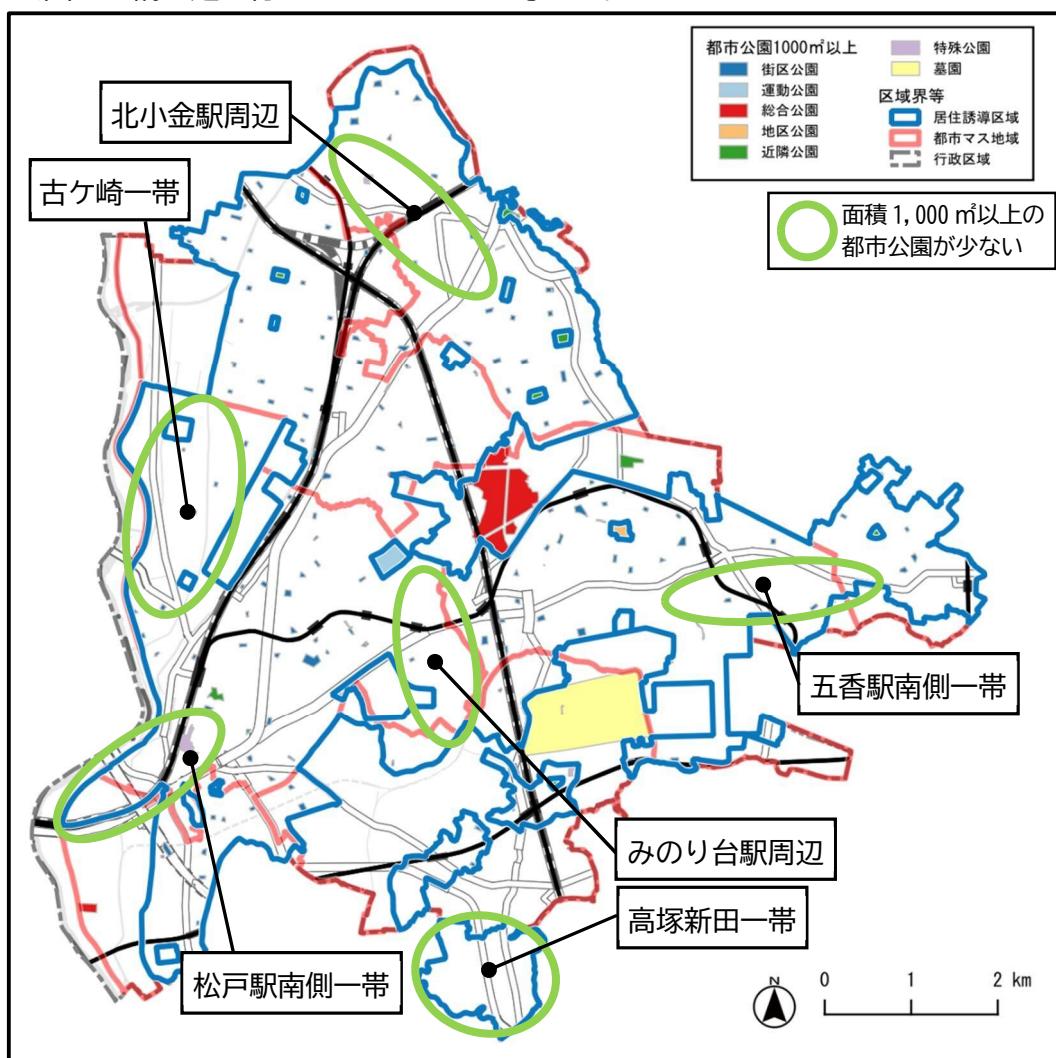


図 都市公園等の分布状況

出典：松戸市公園配置図・松戸市公園台帳（令和7年3月末）

## ■都市計画公園

都市計画公園の内訳は、約9割を街区公園が占め、次いで、近隣公園が多くなっている。また、長期未整備となっている公園のほとんどが、60年以上前に都市計画決定された街区公園であり、一部開設している公園もあるが、多くは整備が進んでいない状況である。

表 松戸市の都市計画公園の概要（令和5年）

種別	都市計画決定		うち開設済み※	
	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)
街区公園	93	26.48	89	25.53
近隣公園	8	13.36	7	11.20
地区公園	1	4.00	1	4.00
総合公園	2	52.50	2	52.11
運動公園	1	10.00	1	10.00
特殊公園	1	3.00	1	3.00
<b>小計</b>	<b>106</b>	<b>109.34</b>	<b>101</b>	<b>105.84</b>
緑地	2	196.70	2	196.70
<b>合計</b>	<b>108</b>	<b>306.04</b>	<b>103</b>	<b>302.54</b>

※一部開設済み、他の場所に開設済みを含む  
出典：松戸市の都市計画（令和5年10月）

表 長期未整備の都市計画公園

	公園名	カテゴリ	番号	都市計画決定日	計画決定面積(ha)	供用済み面積(ha)	公園種別
1	坂上公園	長期未整備	2・2・2	昭和30年12月26日	0.25		街区公園
2	拓野公園	一部開設	2・2・13	昭和30年12月26日	0.25	0.09	街区公園
3	天神公園	長期未整備	2・2・15	昭和30年12月26日	0.25		街区公園
4	稔台公園	一部開設(他の場所)	2・2・20	昭和30年12月26日	0.25	0.20	街区公園
5	大作公園	長期未整備	2・2・33	昭和36年6月12日	0.25		街区公園
6	古ヶ崎第1公園	長期未整備	2・2・82	昭和58年11月14日	0.20		街区公園
7	胡録台公園	一部開設(他の場所)	3・3・2	昭和30年12月26日	2.00 (近隣公園)	0.24 (街区公園)	近隣公園 (一部開設： 街区公園)
8	松戸公園	長期未整備	3・3・3	昭和30年12月26日	2.16		近隣公園

## ■1人あたりの都市公園面積

1人あたりの都市公園面積は、国平均のおよそ3分の1、千葉県平均の約半分となっており、整備が進んでいないことがわかる。また、松戸市都市公園条例の指標である市街化区域5m<sup>2</sup>/人、市町村区域内10m<sup>2</sup>/人にも及ばない状況である。

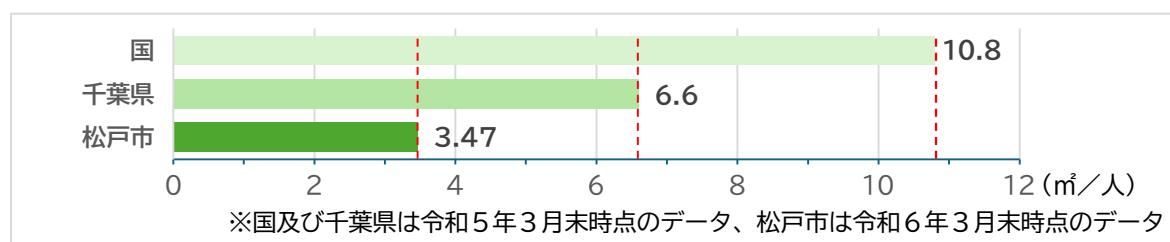


図 人口1人あたりの都市公園面積

### 【松戸市都市公園条例第2条の3】

住民1人あたりの都市公園の敷地面積の標準（市町村区域内）⇒ 10m<sup>2</sup>/人以上

同 （市街化区域） ⇒ 5m<sup>2</sup>/人以上

## (2) 都市公園以外のパブリックスペース

都市公園以外のパブリックスペースとして、子どもの遊び場の概要、河川親水施設の概要を以下に示す。

### 1) 子どもの遊び場

子どもの遊び場は、子どもの健全育成を目的として、土地の有償又は無償提供により整備されている。

本市の子どもの遊び場は、以下のとおり約半数が民有地であり、半数以上が面積 1,000 m<sup>2</sup>に満たない大きさとなっている。

表 子どもの遊び場の概要（令和7年4月1日時点）

	名称	面積(m <sup>2</sup> )	面積(ha)	所在地	土地所有者
1	小山高架橋下	398.00	0.04	小山堤際	国県等
2	浅間下	3610.00	0.36	小山670	市
3	矢切高架橋下	1036.80	0.10	上矢切1749	国県等
4	下矢切	104.00	0.01	下矢切108の2	市
5	坂下ほんでん	1566.00	0.16	下矢切606他	民有地
6	稔台／みのり神社	343.96	0.03	稔台1の39の13	市
7	上葛飾橋下	321.20	0.03	古ヶ崎地先	国県等
8	浜野	553.00	0.06	竹ヶ花140の4	市
9	胡録台大畑	594.00	0.06	胡録台68の1	民有地
10	稔台八柱	617.63	0.06	稔台2の54の17	市
11	紙敷	3853.00	0.39	紙敷1573他	民有地
12	高塚新田	586.39	0.06	高塚新田160	国県等
13	八幡腰	426.00	0.04	高塚新田501の1の一部	民有地
14	馬橋	179.89	0.02	馬橋2515の1	市
15	新作	998.00	0.10	新作608	民有地
16	幸谷観音	220.00	0.02	幸谷179の一部	寺社
17	八ヶ崎住宅	484.00	0.05	八ヶ崎5の16	市
18	児沼	1533.00	0.15	西馬橋2の16の17他	民有地
19	岩崎	1021.00	0.10	西馬橋1の34の3	民有地
20	三村新田第2	510.00	0.05	西馬橋4の525他	市
21	虹の街	3975.00	0.40	西馬橋5の257他	民有地
22	常盤平3丁目	601.00	0.06	常盤平3の17の8	市
23	柳町	1930.00	0.19	常盤平柳町21の6他	市
24	金ヶ作	1026.00	0.10	金ヶ作247の8他	民有地
25	西ヶ沢	2550.00	0.26	金ヶ作404の13	民有地
26	八景台	211.00	0.02	千駄堀1476	市
27	高柳新田	189.00	0.02	六高台5の142の1	市
28	松飛台第3	327.40	0.03	松飛台572の9他	民有地
29	五香西町	1878.00	0.19	五香西3の15の2	民有地
30	大谷口大金平	933.00	0.09	大金平3の153他	民有地
31	根木内辻	173.00	0.02	根木内353の43	市
32	栗ヶ沢第2	153.00	0.02	栗ヶ沢775	民有地
		32,902.27	3.29		

出典：松戸市 HP 「子どもの遊び場一覧」

## 2) 河川親水施設

市民等が河川に親しめる広場・緑地や湧水池、親水護岸、散策路として、以下の33箇所が整備されている。この中には、坂川親水広場や富士川親水広場など、公園的に利用できるものも見られる。

表 河川親水施設の概要（令和3年4月1日時点）

	No	施 設 名	場 所	面積(m <sup>2</sup> )	面積(ha)
川の一里塚: 4施設	1	川の一里塚(矢 切)	下矢切地先	9,190	0.92
	2	川の一里塚(樋野口)	樋野口地先	9,666	0.97
	3	川の一里塚(古ヶ崎)	古ヶ崎地先	5,050	0.51
	4	川の一里塚(主水新田)	主水新田地先	4,556	0.46
広場・緑地: 8施設	1	坂川親水広場	上矢切地先	5,853	0.59
	2	柳原親水広場	下矢切地先	4,462	0.45
	3	富士川親水広場	東平賀地先	2,443	0.24
	4	旭町水辺広場	旭町二丁目地先	1,517	0.15
	5	大金平親水緑地	大金平地先	862	0.09
	6	坂川分派親水緑地	小金飛地地先	1,282	0.13
	7	春雨橋親水広場	松戸地先	834	0.08
	8	新松戸親水施設	新松戸三丁目地先	186	0.02
湧水地: 5施設	1	秋山湧水	秋山地先	119	0.01
	2	上本郷宮の下湧水	上本郷地先	101	0.01
	3	千駄堀湧水広場	千駄堀地先	1,449	0.14
	4	幸田湧水	幸田地先	110	0.01
	5	竹ヶ花雷電湧水	竹ヶ花地先	27	0.00
親水護岸: 7施設	1	新松戸多目的護岸	新松戸六丁目地先	60	0.01
	2	栄町多目的護岸	栄町四丁目地先	100	0.01
	3	中根親水護岸	中根地先	750	0.08
	4	新松戸親水護岸	新松戸三丁目地先	350	0.04
	5	北松戸親水護岸	上本郷地先	250	0.03
	6	坂川緑化護岸	下矢切地先	1,960	0.20
	7	横須賀親水施設	新松戸北二丁目地先	2,976	0.30
散策路: 9施設	1	新坂川緑道(桜並木)	新松戸地先	1,600	0.16
	2	坂川・遊歩道	松戸地先	48	0.00
	3	坂川放水路・花桃並木	新松戸地先	445	0.04
	4	六間川プロムナード	古ヶ崎地先	900	0.09
	5	国分川桜並木	和名ヶ谷地先	7,052	0.71
	6	小山親水水路	小山地先	304	0.03
	7	ふれあい松戸川・散策路	樋野口地先	2,656	0.27
	8	坂川・四季の道休憩施設	下矢切地先	370	0.04
	9	坂川・富士川遊歩道	幸田地先	2,922	0.29
計	33			70,450	7.05

出典：松戸市の河川概要

## 2. 都市の現況

### (1) 公園・緑地に係る上位関連計画での位置づけ

公園・緑地に係る上位関連計画での位置づけとして、松戸市総合計画、松戸市都市計画マスタープラン、松戸市みどりの基本計画等における主な記載内容を以下に示す。

#### 1) 松戸市総合計画（令和4年4月）

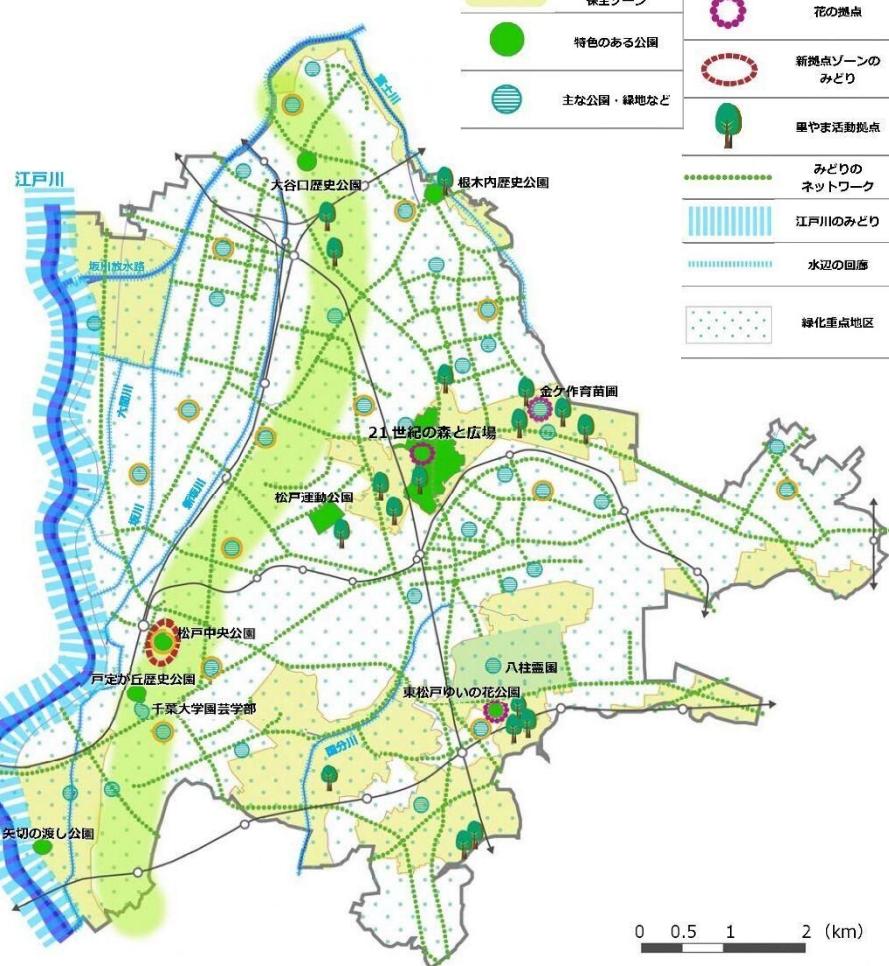
項目	計画での主な記載内容
第2章 将来ビジョン	<b>■目指すべき将来の方向</b> 松戸市の持つ魅力、潜在能力をフル活用し、良好な居住環境の整備、経済の活性化により、人口規模を維持していく。
第3章 施策展開の 方向	<b>基本目標3 まちの再生・リニューアル</b> <b>3-3 みどりと暮らす豊かさを実感できるまちづくりの推進</b> (1) みどりのあるライフスタイルを楽しむ ●21世紀の森と広場の魅力向上 ●公園の整備と利用促進

#### 2) 松戸市都市計画マスタープラン（令和4年4月）

項目	計画での主な記載内容
第2章 都市づくりの ビジョン	<b>4. 都市づくりの目標</b> <b>目標1</b> ：安心して住める住まいと地域がある都市 <b>目標2</b> ：都市の魅力を感じるまちなかと多様な働く場がある都市 <b>目標3</b> ：水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市 <b>目標4</b> ：誰もが楽しく快適に移動できる都市 <b>目標5</b> ：災害から守られた安全な都市
第3章 都市づくりの 方針	<b>3. 水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市</b> <b>(1) 多様な公園・緑地の整備</b> ・街区公園などの身近な公園については、バリアフリー化や施設の更新、健康遊具の整備を進めるとともに、市民ニーズを踏まえた多様な利活用を図ります。なお、 <u>公園が不足する地域においては、用地買収や借地方式、子どもの遊び場の都市公園の編入、生産緑地の活用のほか、公園と同等の機能を有する市民緑地の設置などの手法を活用し、公園・緑地の整備を図ります。</u> さらに、住民による公園の維持・管理や、公園をはじめとする公共施設での花壇づくりの活動を支援します。 ・市内の特色のある公園については、市民や民間事業者などとの連携により、公園の特性に合わせた整備と管理運営を目指します。 ・矢切地区では、江戸川や坂川の河川、斜面林、農地、矢切の渡しや野菊の墓文学碑などの観光資源を生かした、「川のレクリエーション交流拠点」の形成を図ります。

項目	計画での主な記載内容																		
<p>■水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市の方針図</p>	<p>■水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市の方針図</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 33%;">■ 江戸川沿い斜面林ゾーン</td> <td style="width: 33%;">■ みどりのネットワーク</td> <td style="width: 33%;">○ 花の拠点</td> </tr> <tr> <td>■ 農のみどり保全ゾーン (市街化調整区域)</td> <td>■ 歴史文化のネットワーク (旧水戸街道)</td> <td>● 特徴のある主な公園緑地など</td> </tr> <tr> <td>■ 江戸川のみどり</td> <td>■ 歴史的景観拠点</td> <td>● 地域公園(再整備済)</td> </tr> <tr> <td>■ 水辺の回廊</td> <td>■ みどりの交流景観拠点</td> <td>△ 里やま活動拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>● 地域公園(再整備予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>● 特別緑地保全地区</td> </tr> </tbody> </table>	■ 江戸川沿い斜面林ゾーン	■ みどりのネットワーク	○ 花の拠点	■ 農のみどり保全ゾーン (市街化調整区域)	■ 歴史文化のネットワーク (旧水戸街道)	● 特徴のある主な公園緑地など	■ 江戸川のみどり	■ 歴史的景観拠点	● 地域公園(再整備済)	■ 水辺の回廊	■ みどりの交流景観拠点	△ 里やま活動拠点			● 地域公園(再整備予定)			● 特別緑地保全地区
■ 江戸川沿い斜面林ゾーン	■ みどりのネットワーク	○ 花の拠点																	
■ 農のみどり保全ゾーン (市街化調整区域)	■ 歴史文化のネットワーク (旧水戸街道)	● 特徴のある主な公園緑地など																	
■ 江戸川のみどり	■ 歴史的景観拠点	● 地域公園(再整備済)																	
■ 水辺の回廊	■ みどりの交流景観拠点	△ 里やま活動拠点																	
		● 地域公園(再整備予定)																	
		● 特別緑地保全地区																	

### 3) 松戸市みどりの基本計画（令和4年4月）

項目	計画での主な記載内容
第2章 計画が目指す姿と基本方針	<p><b>2. 松戸のみどりの将来イメージ (2) みどりの配置方針</b></p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川沿い斜面林ソーン</li> <li>農のみどり保全ソーン</li> <li>特色のある公園</li> <li>主な公園・緑地など</li> <li>地域公園</li> <li>花の拠点</li> <li>新拠点ソーンのみどり</li> <li>里やま活動拠点</li> <li>みどりのネットワーク</li> <li>江戸川のみどり</li> <li>水辺の回廊</li> <li>緑化重点地区</li> </ul> <p>0 0.5 1 2 (km)</p>
第3章 みどりの 施策の展開	<p>■施策の体系</p> <p><b>基本方針①：暮らしを支えるみどりを築く</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 公園を整備・管理する</li> <li>1-2 樹林地を保全する</li> <li>1-3 花いっぱいのまちづくりを推進する</li> <li>1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する</li> <li>1-5 都市農地を保全する</li> <li>1-6 公共施設や民有地のみどりを整備する</li> </ul> <p><b>基本方針②：ワンランク上のみどりをつくる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 地域に愛され、まちづくりに貢献する公園をつくる</li> <li>2-2 松戸駅周辺のみどりを再生・活用する</li> <li>2-3 里やまのみどりの新たな価値を創造する</li> <li>2-4 多様なニーズに応えるオープンスペースを確保・活用する</li> <li>2-5 事業所や団地のみどりを活用する</li> </ul> <p><b>基本方針③：「みどりの市民力」を豊かにする</b></p>

項目	計画での主な記載内容																		
	<p>3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める      3-2 「みどりの市民力」のネットワークをつくる  <b>基本方針④：みどりのあるライフスタイルを楽しむ</b>      4-1 みどりのある多様なライフスタイルを実践する      4-2 みどりのシティプロモーションを展開する</p>																		
第3章 みどりの 施策の展開	<p><b>基本方針①：暮らしを支えるみどりを築く</b></p> <p>1-1 公園を整備・管理する／（1）公園の適切な配置</p> <p>公園不足地域では、多様な手法を活用して公園の適正な配置に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 街区公園を主体とした公園の配置の考え方や優先条件、機能分担などの考え方を整理した指針（ガイドライン）を策定する。</li> <li>● 用地買収や借地方式、子どもの遊び場の都市公園への編入、生産緑地の活用、公園と同等の機能を有する市民緑地の設置などの手法を活用する。</li> <li>● 建築物の上部や人工地盤を利用するなど、他の施設との複合的な空間利用を図る立体都市公園の整備を検討する。</li> <li>● 借地方式で確保した場合の税制優遇措置を検討する。</li> </ul> <p>■公園配置・整備方針図</p> <p>矢切の渡し公園の整備</p> <p>■公園配置のイメージ</p> <p>■公園等の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>街区内外に住む人が容易に利用できるよう配置された小規模な公園</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>近隣に住む人が容易に利用できるよう配置された中規模の公園</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>徒歩圏内に住む人が容易に利用できるよう配置された大規模な公園</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>市民全体の休息、芸能、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>陸上競技場、野球場等を配置した、主に運動に利用することを目的とした公園</td> </tr> <tr> <td>特殊公園</td> <td>歴史公園や植物園などの特殊な利用を目的とした公園</td> </tr> <tr> <td>都市緑地</td> <td>都市の自然環境の保全・改善及び景観の向上を目的とした緑地</td> </tr> <tr> <td>子どもの遊び場</td> <td>主に子どもが遊び場（都市公園を補完する役割がある。）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	街区公園	街区内外に住む人が容易に利用できるよう配置された小規模な公園	近隣公園	近隣に住む人が容易に利用できるよう配置された中規模の公園	地区公園	徒歩圏内に住む人が容易に利用できるよう配置された大規模な公園	総合公園	市民全体の休息、芸能、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園	運動公園	陸上競技場、野球場等を配置した、主に運動に利用することを目的とした公園	特殊公園	歴史公園や植物園などの特殊な利用を目的とした公園	都市緑地	都市の自然環境の保全・改善及び景観の向上を目的とした緑地	子どもの遊び場	主に子どもが遊び場（都市公園を補完する役割がある。）
種別	内容																		
街区公園	街区内外に住む人が容易に利用できるよう配置された小規模な公園																		
近隣公園	近隣に住む人が容易に利用できるよう配置された中規模の公園																		
地区公園	徒歩圏内に住む人が容易に利用できるよう配置された大規模な公園																		
総合公園	市民全体の休息、芸能、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園																		
運動公園	陸上競技場、野球場等を配置した、主に運動に利用することを目的とした公園																		
特殊公園	歴史公園や植物園などの特殊な利用を目的とした公園																		
都市緑地	都市の自然環境の保全・改善及び景観の向上を目的とした緑地																		
子どもの遊び場	主に子どもが遊び場（都市公園を補完する役割がある。）																		

項目	計画での主な記載内容																																												
第3章 みどりの 施策の展開	<p><b>基本方針①：暮らしを支えるみどりを築く</b></p> <p>1-1 公園を整備・管理する／（2）地域の核となる公園の整備 重点 地域の核となる公園の整備・再整備を推進する。</p> <p>【地域公園の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前計画（平成21年3月）において、地域のレクリエーション、防災、コミュニティ育成の拠点となる公園を「地域公園」として位置づけ、「公園再整備ガイドライン」（平成25年10月）に基づき、15公園について順次再整備を行っている。</li> <li>● 地域公園は、「地域に愛され、地域とともに成長する公園」を理念として、以下の基本方針に基づき再整備を進める。</li> </ul> <p>■ 地域公園の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>地域公園</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸</td> <td>松戸中央公園</td> <td>近隣公園</td> </tr> <tr> <td>矢切</td> <td>柿ノ木台公園</td> <td>近隣公園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">明</td> <td>南花島公園</td> <td>● 街区公園</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘第3公園</td> <td>● 街区公園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">古ヶ崎</td> <td>古ヶ崎第2公園</td> <td>街区公園</td> </tr> <tr> <td>栄町第1公園</td> <td>街区公園</td> </tr> <tr> <td>新松戸</td> <td>新松戸中央公園</td> <td>近隣公園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小金</td> <td>小金公園</td> <td>● 街区公園</td> </tr> <tr> <td>浅間公園</td> <td>● 街区公園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">馬橋</td> <td>とのやま公園</td> <td>● 街区公園</td> </tr> <tr> <td>八ヶ崎公園</td> <td>● 街区公園</td> </tr> <tr> <td>小金原</td> <td>小金原公園</td> <td>近隣公園</td> </tr> <tr> <td>常盤平</td> <td>金ヶ作公園</td> <td>● 地区公園</td> </tr> <tr> <td>六実</td> <td>六実中央公園</td> <td>近隣公園</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>東松戸中央公園</td> <td>近隣公園</td> </tr> </tbody> </table> <p>※●は整備完了した公園（R3.3）</p>	地域	地域公園	種別	松戸	松戸中央公園	近隣公園	矢切	柿ノ木台公園	近隣公園	明	南花島公園	● 街区公園	旭ヶ丘第3公園	● 街区公園	古ヶ崎	古ヶ崎第2公園	街区公園	栄町第1公園	街区公園	新松戸	新松戸中央公園	近隣公園	小金	小金公園	● 街区公園	浅間公園	● 街区公園	馬橋	とのやま公園	● 街区公園	八ヶ崎公園	● 街区公園	小金原	小金原公園	近隣公園	常盤平	金ヶ作公園	● 地区公園	六実	六実中央公園	近隣公園	東部	東松戸中央公園	近隣公園
地域	地域公園	種別																																											
松戸	松戸中央公園	近隣公園																																											
矢切	柿ノ木台公園	近隣公園																																											
明	南花島公園	● 街区公園																																											
	旭ヶ丘第3公園	● 街区公園																																											
古ヶ崎	古ヶ崎第2公園	街区公園																																											
	栄町第1公園	街区公園																																											
新松戸	新松戸中央公園	近隣公園																																											
小金	小金公園	● 街区公園																																											
	浅間公園	● 街区公園																																											
馬橋	とのやま公園	● 街区公園																																											
	八ヶ崎公園	● 街区公園																																											
小金原	小金原公園	近隣公園																																											
常盤平	金ヶ作公園	● 地区公園																																											
六実	六実中央公園	近隣公園																																											
東部	東松戸中央公園	近隣公園																																											

#### 4) 第3期松戸市子ども総合計画（令和7年3月）

項目	計画での主な記載内容
第5章 施策の展開	<p><b>基本施策5－1：子どもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する</b></p> <p>◆地域や関係機関と連携して、子どもの年齢や発達の段階に応じた、多様な遊びや体験活動の機会を確保・創出し、その充実を図ります。</p> <p><b>基本施策5－2：子どもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する</b></p> <p>◆子ども一人一人が、自分に合った居場所を持てるよう、子どもの意見を聴きながら、子ども目線による多様な居場所づくりを推進します。</p> <p>◆子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについて、安定的な運営と施設の確保、育成の質の向上を図るとともに、放課後KIDSルームとの連携・交流を図ります。</p> <p><b>基本施策5－3：子どもや子育てにやさしいまちづくりを推進する</b></p> <p>◆子どもたちの遊ぶ場所の確保や、親同士・地域住民の交流機会を創出するため、<u>多様な手法を活用し、公園が不足している地域に、子どもや保護者にとって魅力的な公園を計画的に整備</u>していきます。あわせて、既存の公園の老朽化した遊具を、子どもがより楽しめて、体力や創造力等の向上にもつながる遊具に更新を図るとともに、誰もが遊べるいわゆるインクルーシブな遊具の整備を推進します。</p> <p>◆子どもたちの遊ぶ場所や子育て支援施設等へのアクセスを確保するため、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化や安全対策、利便性の向上等を図ります。また、妊婦、乳幼児連れの方、ベビーカー使用者等、配慮が必要な方に対する地域の理解や協力を啓発するなど、子どもや子育てにやさしい移動環境の整備を推進します。</p> <p>◆子どもや若者、子育て当事者が、公民問わず様々な支援や制度、施設等を気兼ねなく利用できるよう、地域や社会全体で子どもや子育てを応援し支えるという気運の醸成を図ります。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の整備 (実施目標・成果目標) <u>公園整備ガイドラインを策定し、計画的に拠点を整備</u>します。</li> <li>・都市公園の老朽化した遊具の更新</li> <li>・都市公園のバリアフリー化 等</li> </ul>

## (2) 本市及び地域別の概況

本市及び地域別の基礎状況の把握として、人口や土地利用現況、公共施設の配置や市街地整備、都市基盤の状況等を以下に示す。

### 1) 人口

#### ■町丁目別人口

居住誘導区域のうち、上本郷一帯では人口 8,000 人以上の区域が目立ち、新松戸駅周辺や松戸駅周辺、松飛台一帯、高塚新田周辺においても、人口が 6,000 人以上の区域が多い。

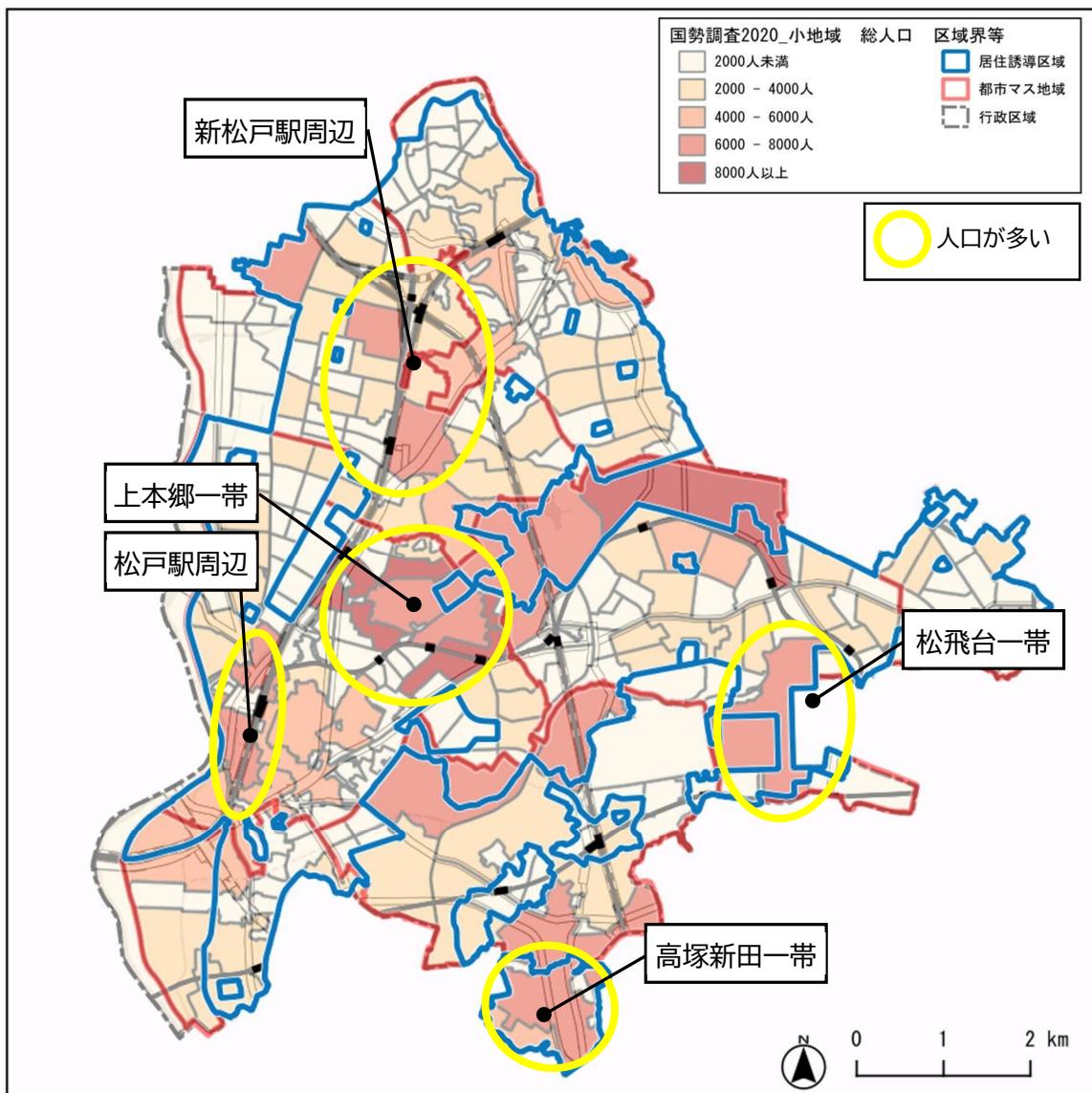


図 令和2年の町丁目別人口

出典：令和2年国勢調査

## ■人口増減（平成 22 年～令和 2 年）

平成 22 年から令和 2 年までの人口増加率は、北総線沿線の区画整理地や高塚新田一帯といった市街地の縁辺部、上本郷一帯・松戸駅北側一帯・新松戸駅東側一帯の鉄道駅周辺等では市の平均よりも高いが、小金原団地一帯や常盤平団地一帯等では市の平均よりも低い。

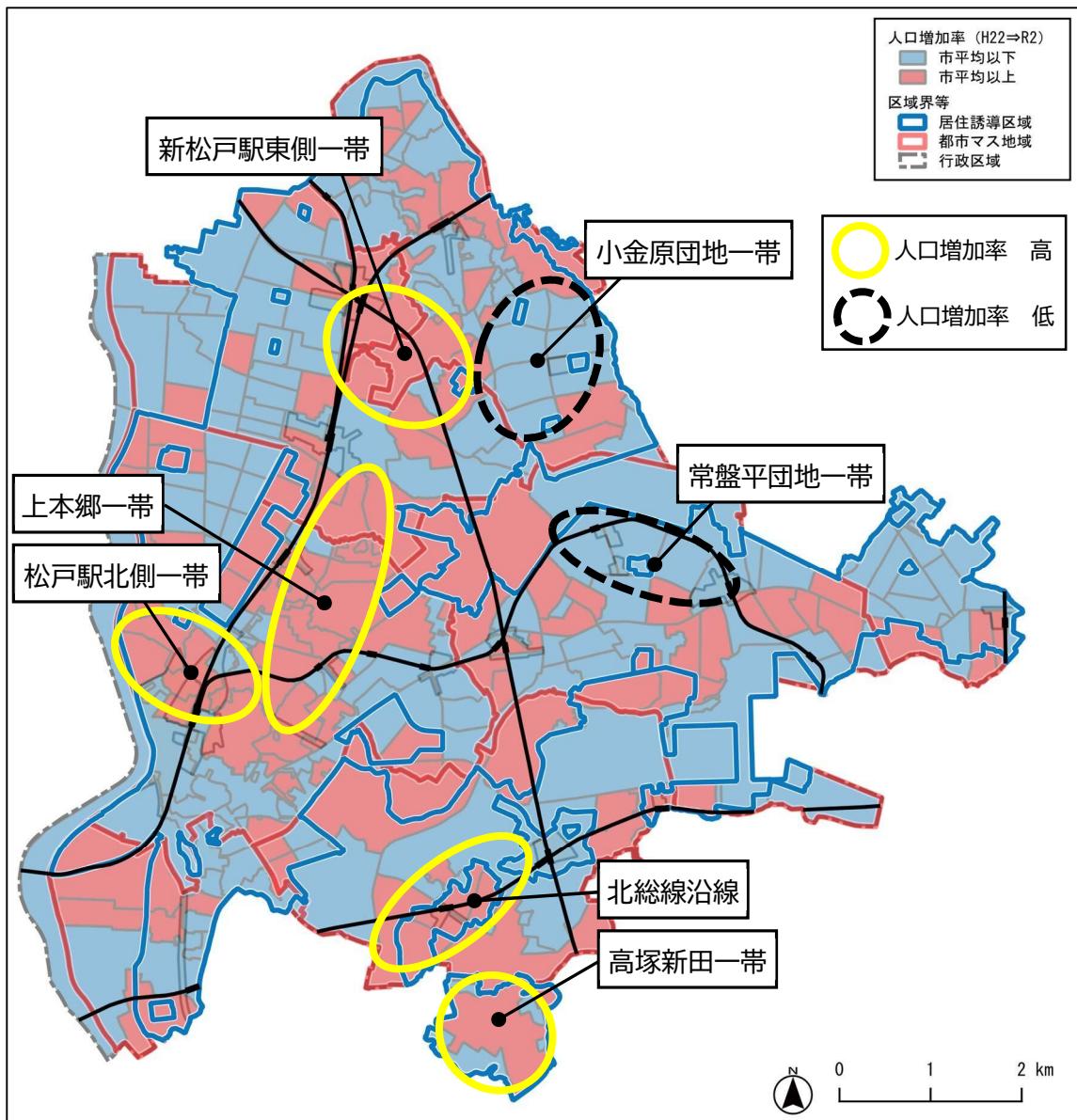


図 人口増加率（平成 22 年～令和 2 年）

出典：平成 22 年、令和 2 年国勢調査

### ■年少人口（15歳未満）比率（令和2年）

新松戸駅東側一帯や上本郷一帯、五香一帯、高塚新田一帯、小金原団地の周辺、北総線沿線では、年少人口比率が市の平均よりも高い。

北総線沿線は土地区画整理事業により住宅立地が進んでいることや、新松戸駅東側一帯や上本郷一帯等では新たな宅地開発が進んでいることから、年少人口比率が高いと想定される。

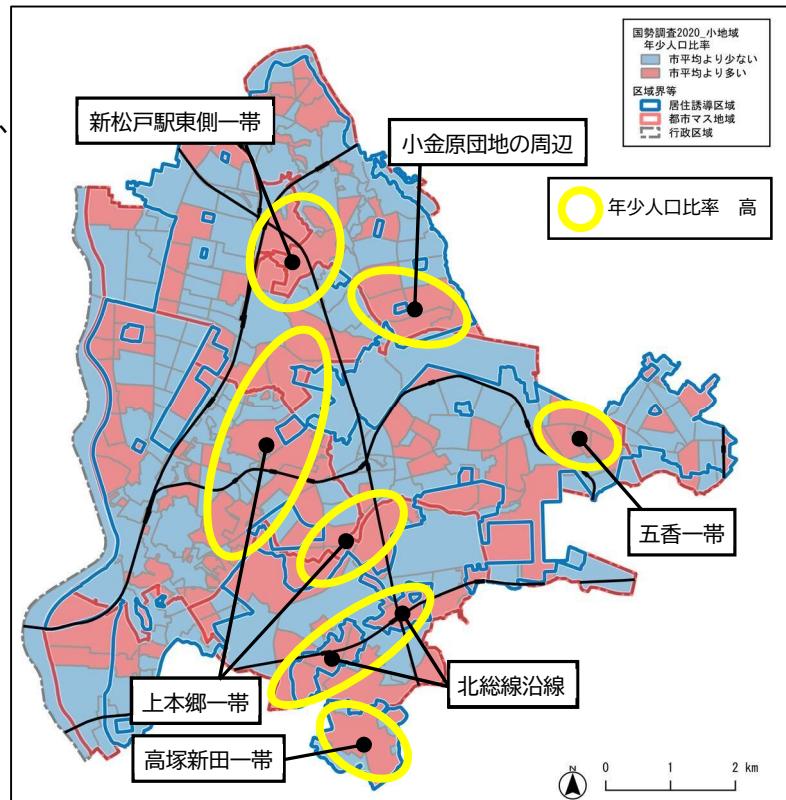


図 年少人口（15歳未満）比率（平成22年～令和2年）

出典：令和2年国勢調査

### ■高齢者人口（65歳以上）比率（令和2年）

小金北一帯や小金原団地一帯、常盤平団地一帯、古ヶ崎一帯、五香松飛台一帯、高塚新田一帯では、高齢者人口比率が市の平均より高い。

小金北一帯や小金原団地一帯、常盤平団地一帯は都市基盤の整備年数が経過していることや、古ヶ崎一帯や五香松飛台一帯、高塚新田一帯では早い段階で市街化が進んだことから、高齢化人口比率が高いと想定される。

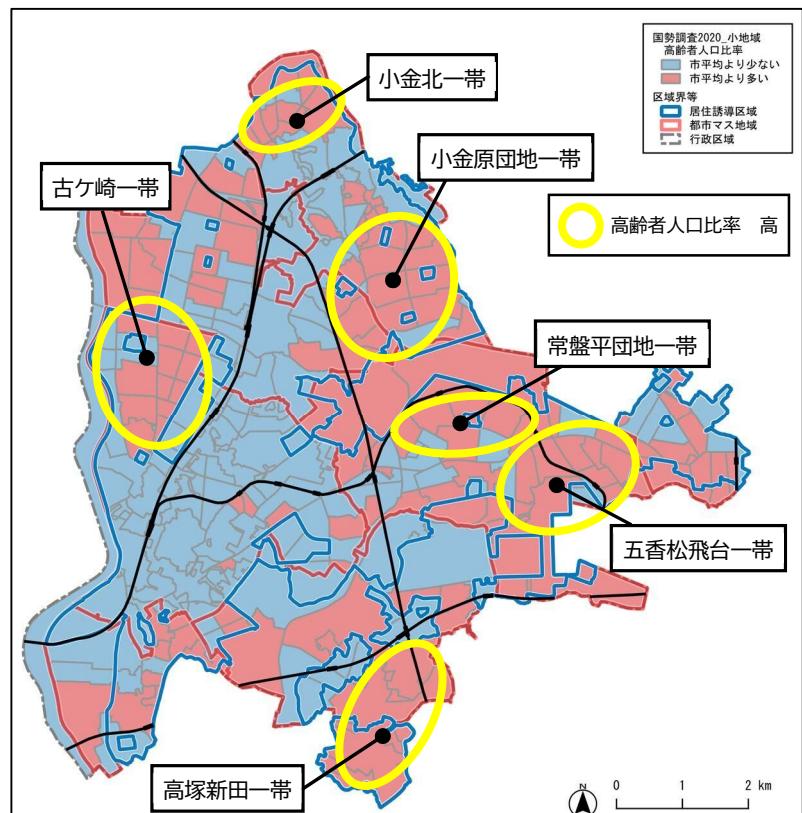


図 高齢者人口（65歳以上）比率（平成22年～令和2年）

出典：令和2年国勢調査

## 2) 土地利用現況

居住誘導区域内では、住宅用地としての利用が大半を占めている。  
鉄道駅周辺では、商業用地としての利用が多く、鉄道駅の規模に応じた商業の規模となっている。また、市街化調整区域では、主に田畠としての利用となっている。

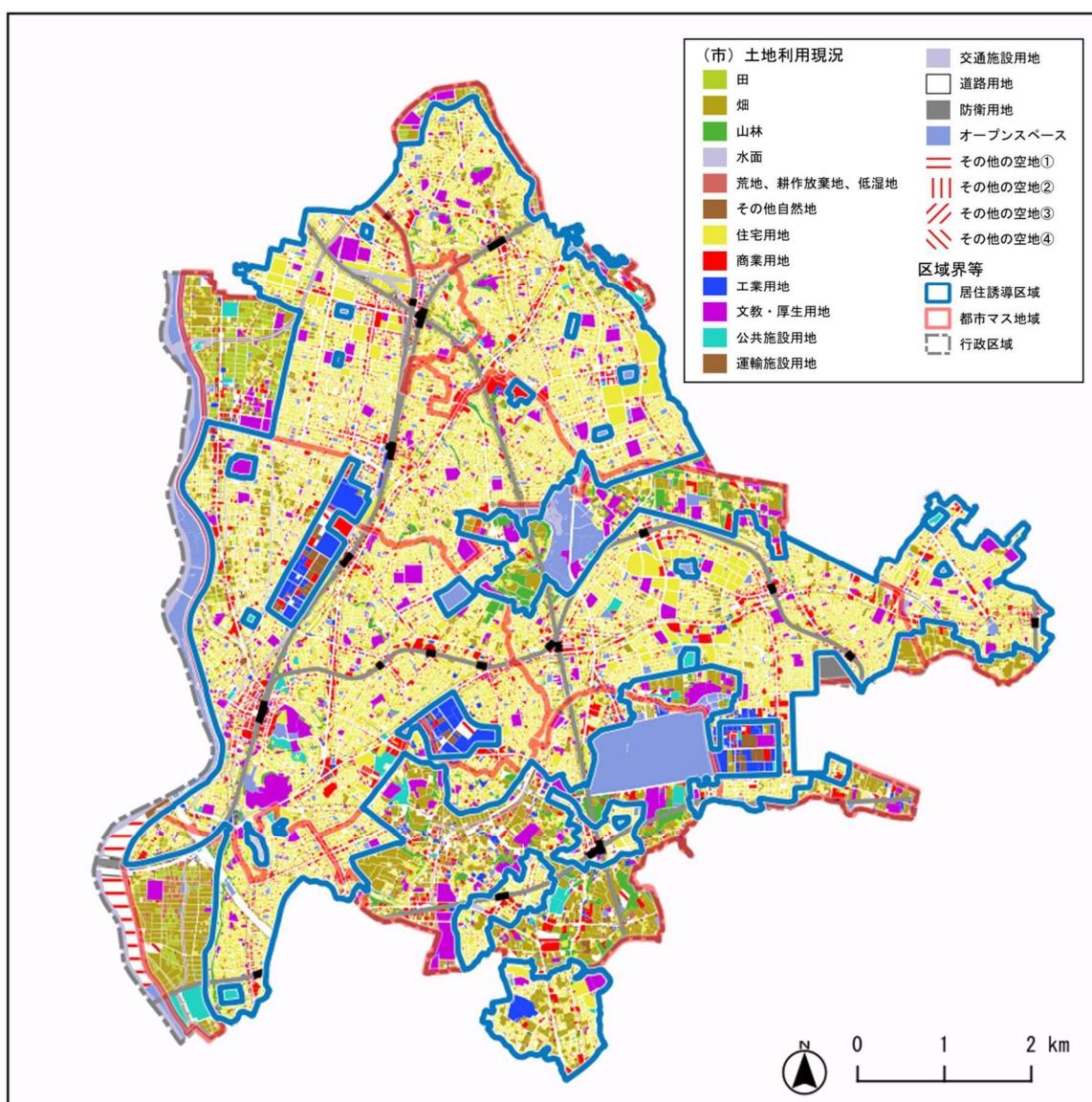


図 土地利用現況図

出典：令和3年都市計画基礎調査

### 3) 公共施設の配置状況

学校、保育園・幼稚園や高齢者福祉施設等の公共施設は、居住誘導区域内に多く立地している。都市基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ地域の一部では、公共施設の立地が少ない場所も見られる。

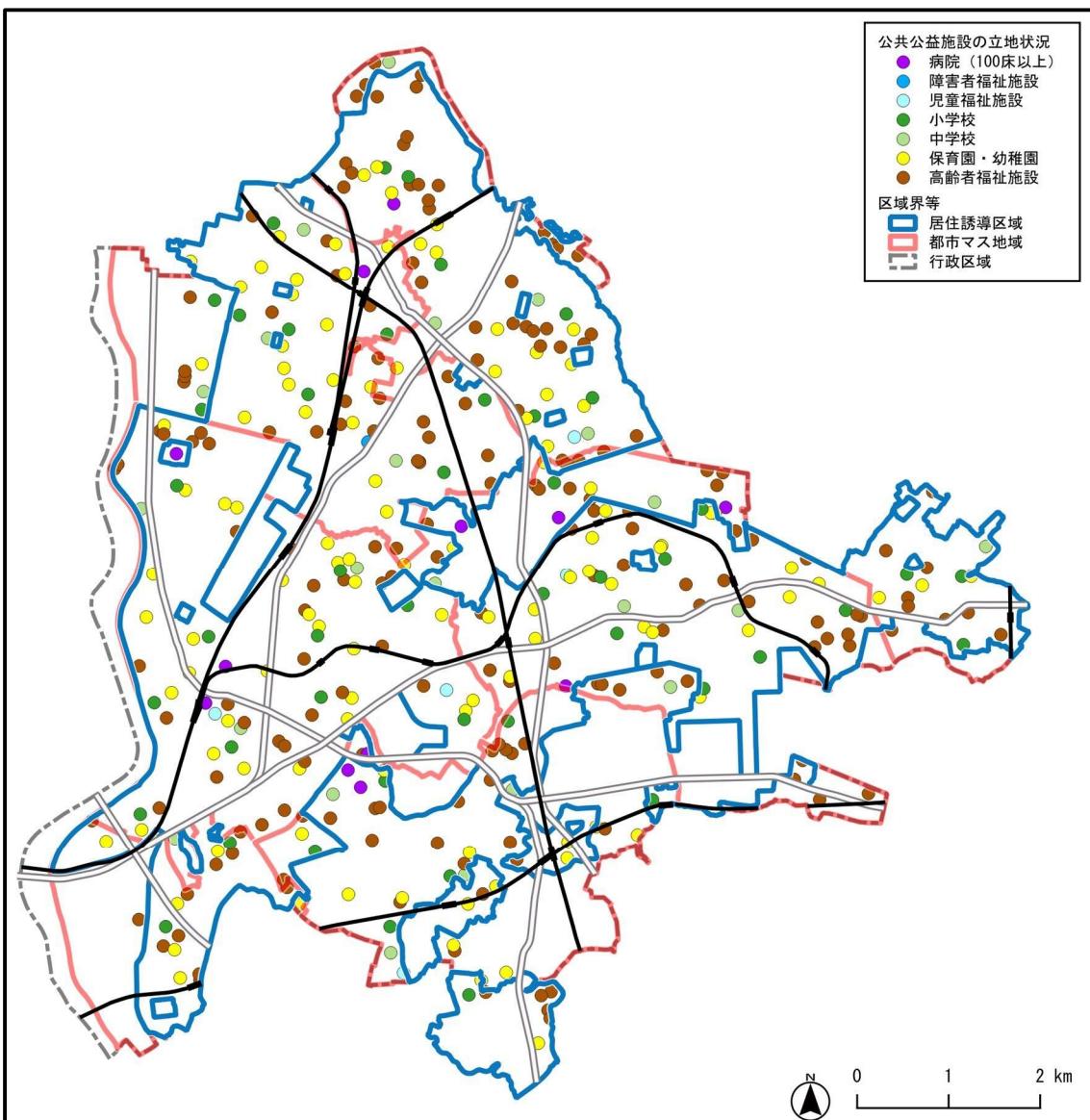


図 公共施設の配置状況

出典：令和3年都市計画基礎調査

#### 4) 市街地整備等の状況

土地区画整理事業は、新松戸駅西側一帯や北総線沿線といった各鉄道駅周辺を中心として多くの場所で実施されており、その多くが住宅供給を目的としたものとなっている。

その他、UR都市機構により、小金原団地、常盤平団地、牧の原団地等の住宅団地の整備が行われている。

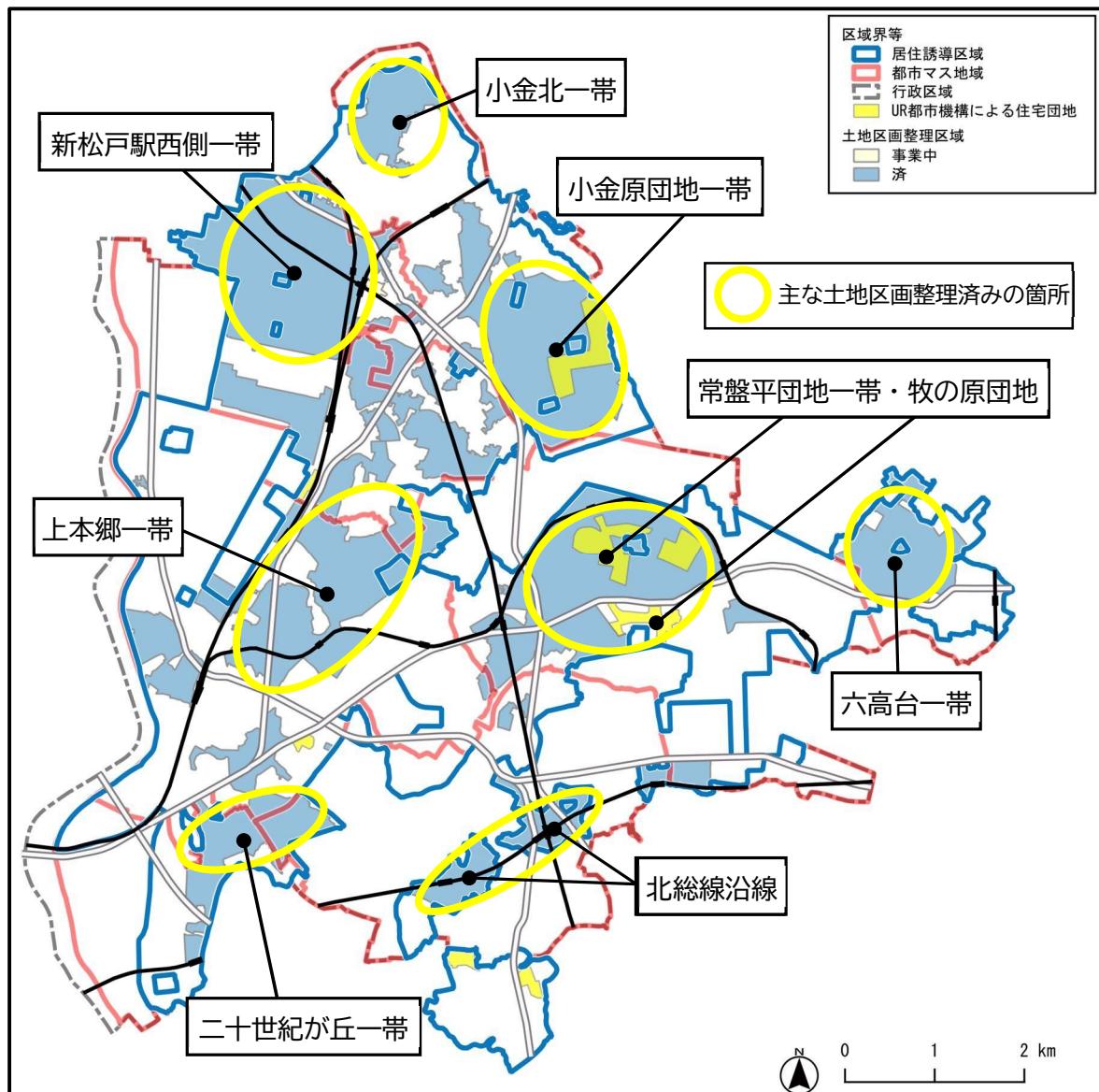


図 市街地整備等の状況

出典：都市計画情報、松戸市資料

## 5) 都市基盤の状況

### ■建築物の構造

住宅用地のうち、戸建住宅の多い場所は木造が多く、住宅団地やマンションの大半は S 造又は RC 造・SRC 造である。また、商業用地や工業用地では、S 造又は RC 造・SRC 造の建築物が大半を占めている。

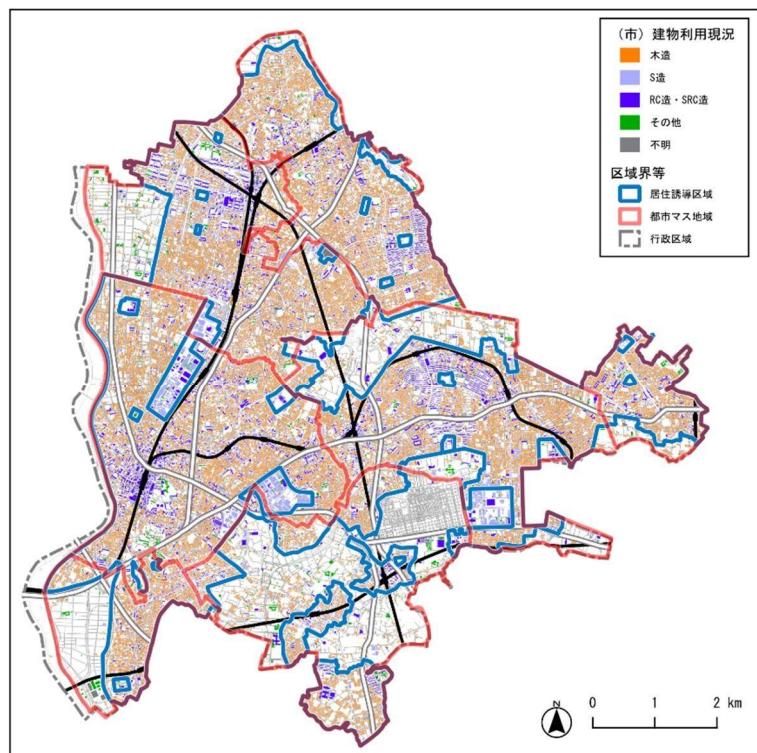


図 建築物の構造

出典：令和3年都市計画基礎調査

### ■道路幅員

耕地整理や土地区画整理事業が実施された住宅地では、幅員 6 m 以上の道路が多く、碁盤の目状に整備されている。その他の場所では、土地区画整理事業等の都市基盤整備が進んでおらず、幅員 6 m 未満の道路が多い。

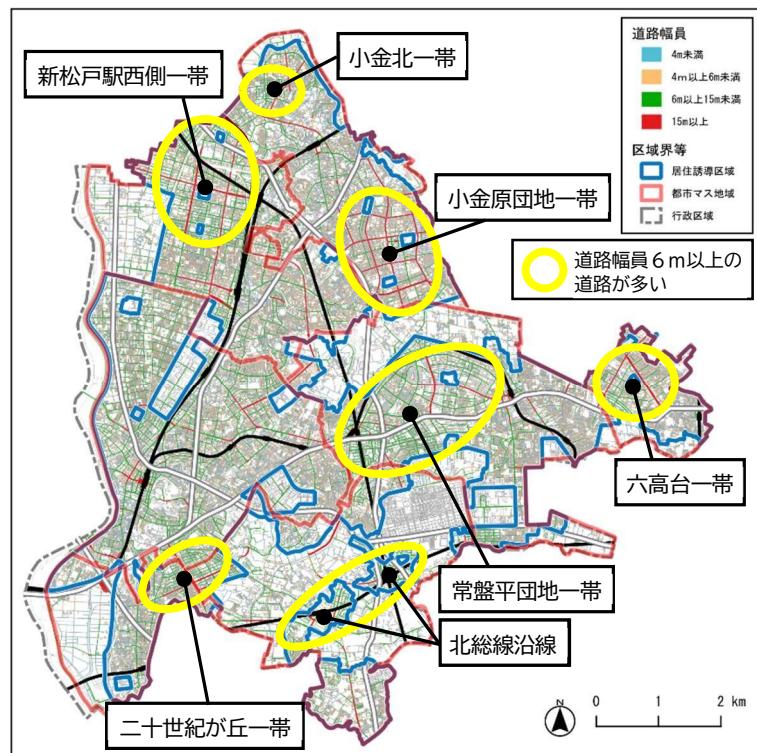


図 幅員別道路現況

出典：令和3年都市計画基礎調査

## ■建築物の築年数

住宅用地の建築物の築年数は、小金原団地一帯や常盤平団地一帯においては、住宅団地の整備年数が経過していることから、築44年以上経過した旧耐震基準の建築物が多いが、住宅団地周辺の戸建住宅は築30年未満の比較的新しい建築物が多く見られる。

北総線沿線では、近年の土地区画整理事業により住宅立地が進んでいることから、築30年未満の比較的新しい建築物が多く見られる。

高塚新田一帯では、近年、市街化区域内の農地が宅地開発され住宅立地が進んでいることから、築30年未満の比較的新しい建築物が多く見られる。

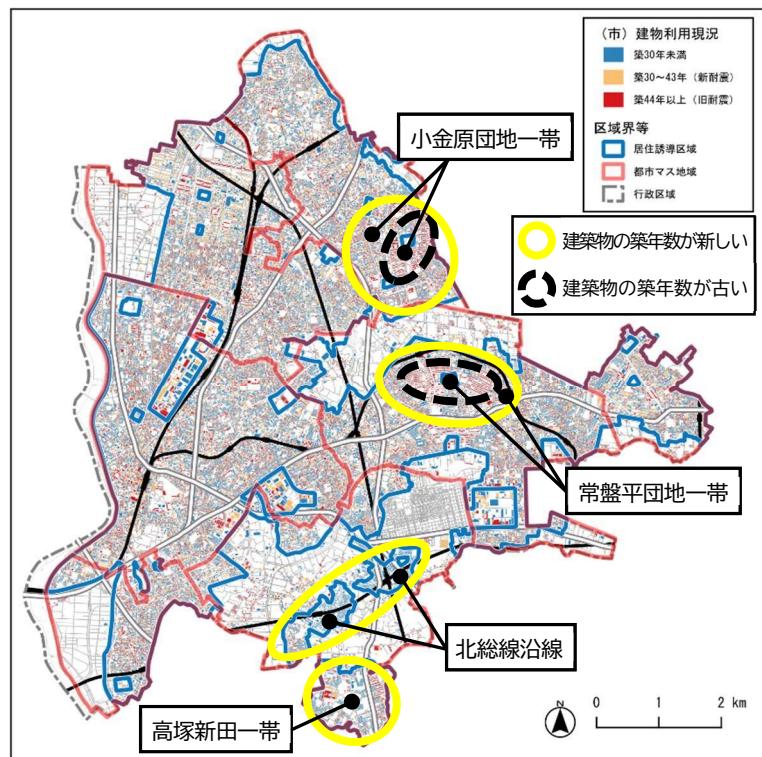


図 建築物の築年数

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 6) 防災

### ■洪水浸水想定区域（江戸川・真間川）

江戸川の想定最大規模の洪水は、常磐線西側の低地で水深5m以上の範囲が広がり、特に栄町西周辺などでは水深7.5m以上となる旨が、松戸市地域防災計画に記載されている。

真間川の想定最大規模の洪水では、国分川、国分川分水路、春木川及び紙敷川の周辺が浸水し、水深3.0mを超すと予想される。

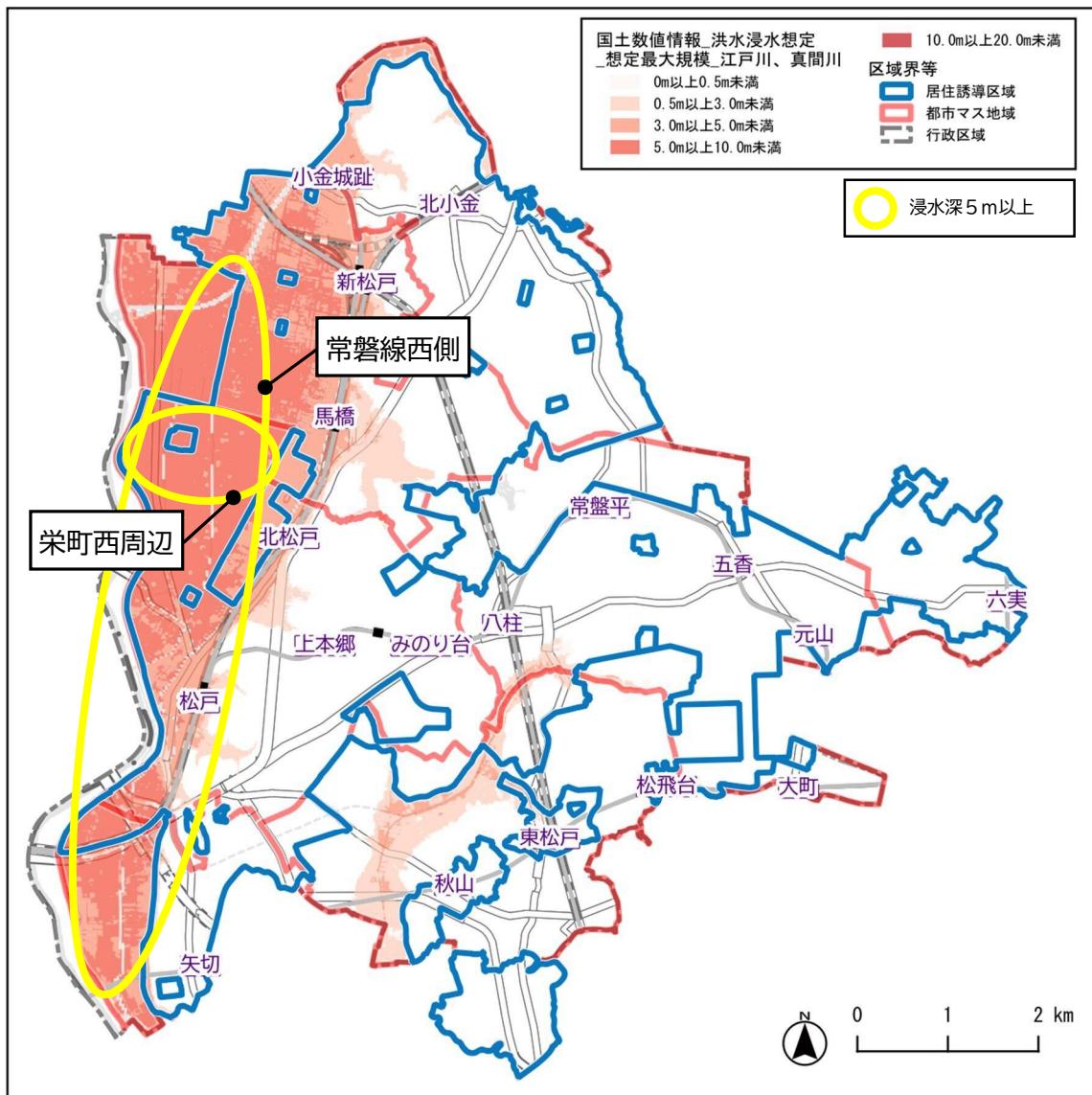
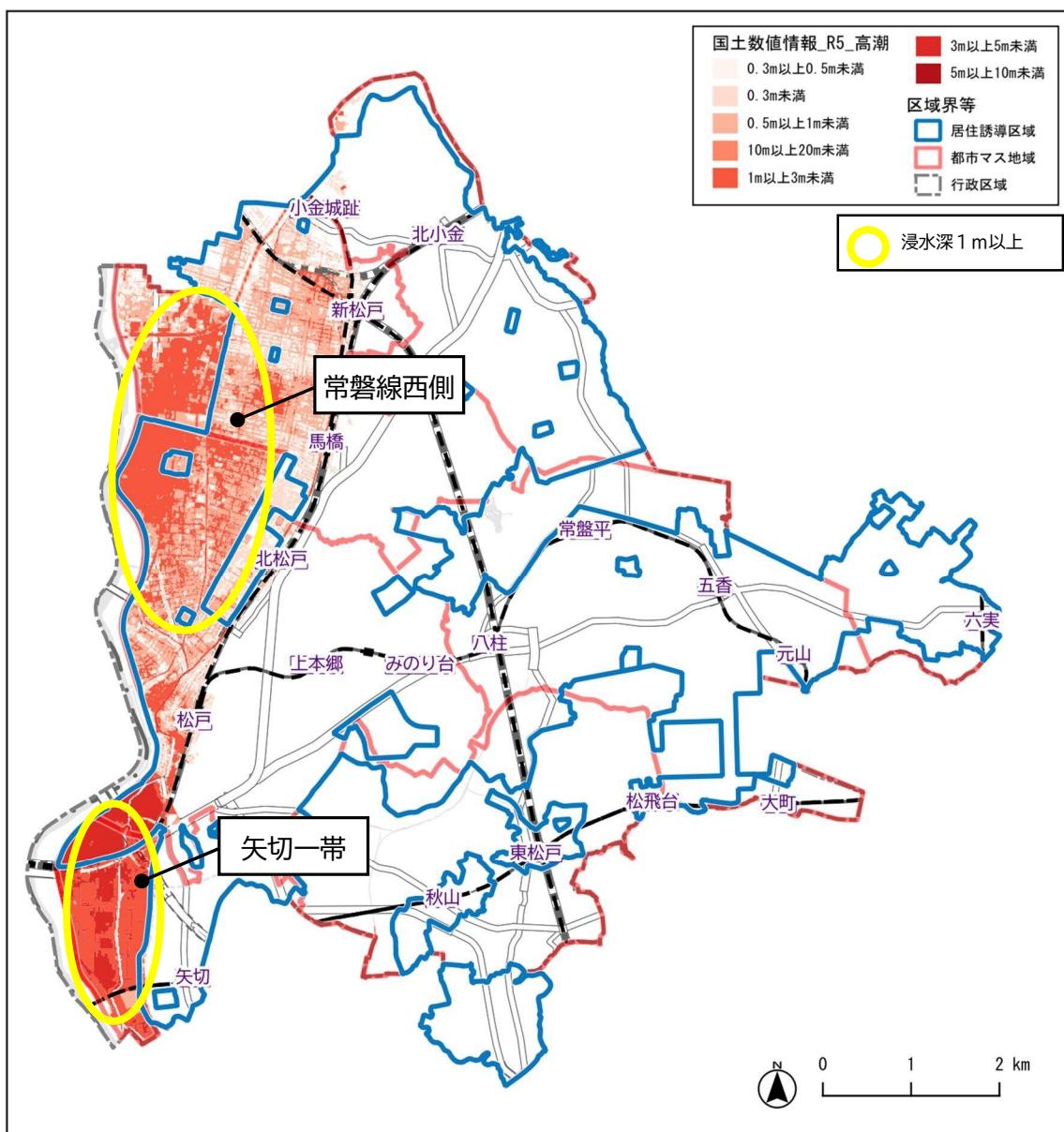


図 洪水浸水想定区域

出典：国土数値情報「[洪水浸水想定区域データ（河川単位）](#)」  
2023年度（令和5年度）版

## ■高潮浸水想定区域

東京湾に最大規模の台風が来た場合に高潮による氾濫が発生すると、常磐線西側や矢切一帯の低地部で浸水が想定される。浸水深は概ね3m未満であるが、矢切一帯の低地部では3mを超える場所が多くなっている。



## 図 高潮浸水想定区域

出典：国土数値情報「高潮浸水想定区域データ」  
2023年度（令和5年度）版

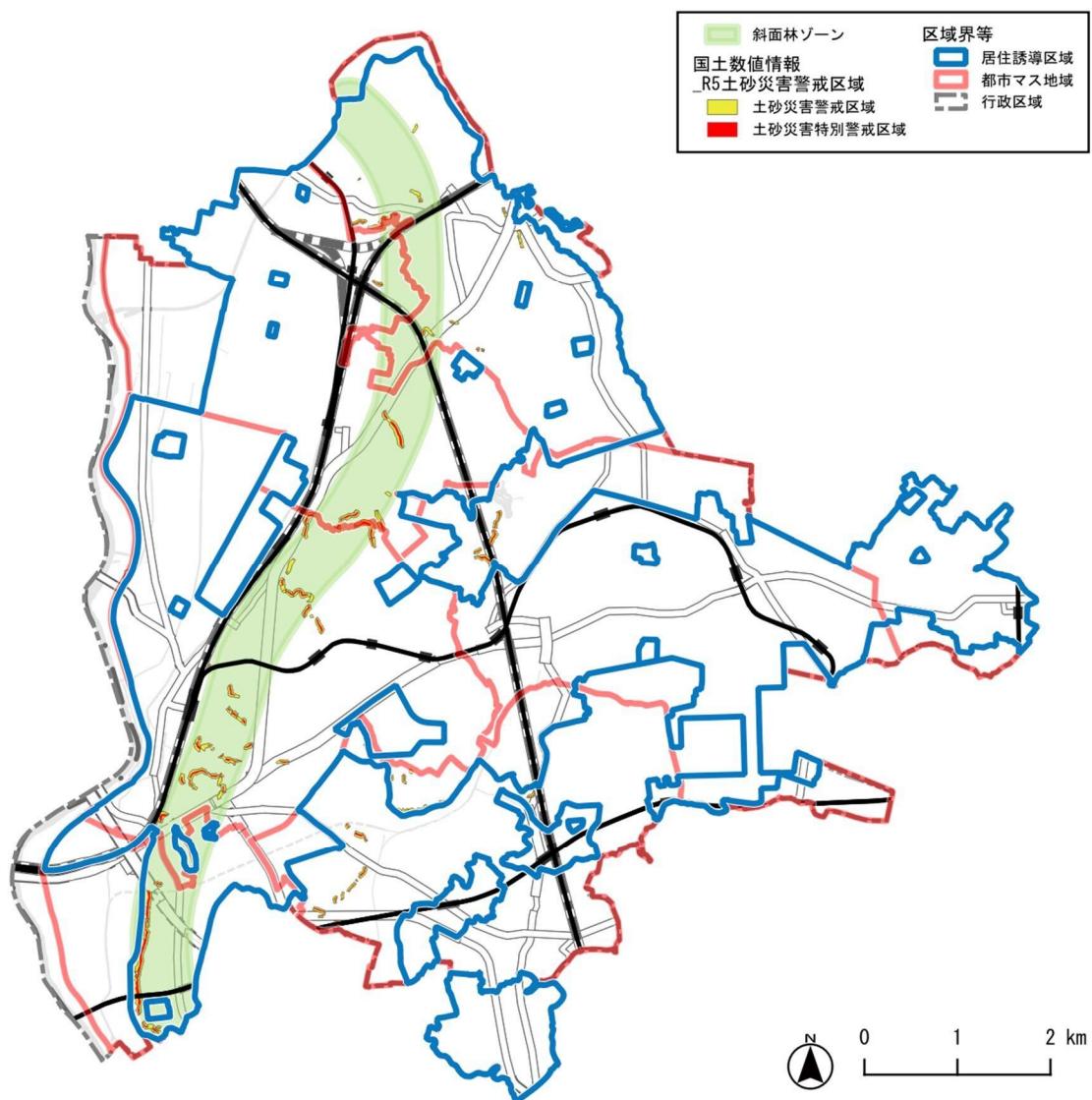
### 【高潮浸水想定区域とは】

高潮浸水想定区域は、過去の記録を基に東京湾に最悪のコースを台風が通過し、堤防の決壊及び排水施設が機能しない状況下で満潮と重なった場合という最悪のシナリオを想定して、千葉県が平成30年11月にシミュレーションにより浸水を予測したものである。

なお、前提を越える台風による氾濫や、内水氾濫等を考慮しておらず、高潮浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

## ■土砂災害警戒区域

常磐線の東側に位置する斜面林ゾーンでは、高低差があるため、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多い傾向にある。



## 7) 地域別の特徴

都市計画マスターplanの地域別の特徴として、7地域におけるまちづくりの方向性や方針の概要を以下に示す。

### 【新松戸・馬橋地域】

- 〈利便性とゆとりある暮らしが共存するまち〉
- ・土地区画整理事業により整備された良好な市街地環境の保全・充実。
  - ・新松戸と馬橋の駅周辺市街地において、基盤整備による交通結節機能の強化や都市機能の誘導、良好な景観づくり等の推進による拠点としての魅力向上。
  - ・地域の魅力向上を目指した多様な河川や歴史的資源の活用。

### 【小金・小金原地域】

- 〈宿場町の風情を残すまち並みと  
みどり豊かでゆとりのあるまち〉
- ・北小金駅周辺のバス交通の結節機能改善と本土寺と調和した魅力づくりやさらなる高度利用の推進。
  - ・都市基盤整備された低層住宅地等の良好な環境を保全及び鉄道駅へのアクセスや生活利便性の向上。
  - ・小金原団地のストックの活用による、多様な世代が安心して住み続けられるまちへの再生。
  - ・地域の魅力向上に向けた多様な歴史的資源や樹林地・街路樹・河川等の水・みどりの資源の活用。

### 【本庁・明地域】

- 〈歴史と伝統を大切に、新しい文化を育むまち〉
- ・松戸駅周辺での新拠点ゾーンの整備を契機に、自然・歴史の資源や既存のストックを活用し、産学官民連携で市街地全体の魅力づくりの推進。
  - ・日常生活の拠点となる駅周辺市街地における都市機能の充実や歩行者空間の改善等。
  - ・松戸駅周辺における新たな都市型住宅の誘導、既存住宅地の防災性の向上、住環境の改善等。
  - ・2つの工業団地の生産・研究開発機能の維持・充実。

### 【矢切地域】

〈川と農の景色が広がる情緒あふれるまち〉

- ・矢切駅周辺や主要地方道市川松戸線沿道における生活サービス機能の充実、生活利便性の向上。
- ・低地部の農地、河川、斜面林の豊かな自然環境を活用し、周辺の歴史・文化的資源と連携した快適な回遊空間づくりによる地域の魅力の向上。
- ・基盤未整備市街地の住環境の改善。

### 【東部地域】

〈利便性と自然の豊かさを兼ね備えた新しいまち〉

- ・2つの鉄道が交差するほか、今後整備予定の北千葉道路がもたらす交通利便性の高さを活用し、拠点の機能の充実等。
- ・特色ある公園や農地等の豊かなみどりの資源と歴史的資源の活用及び保全。
- ・交通ネットワークの強化に向けた幹線道路整備の推進。

### 【常盤平・五香松飛台地域】

〈並木道やみどりのオープンスペースが  
豊かなゆとりあるまち〉

- ・常盤平団地や牧の原団地のストックの活用による、多様な世代が安心して住み続けられるまちへの再生。
- ・駅周辺の交流拠点や生活拠点の機能の維持・充実や魅力づくりの推進。
- ・21世紀の森と広場や街路樹等の豊かなみどりの資源の活用及び保全。
- ・交通ネットワークの強化に向けた幹線道路整備の推進。

### 【六実六高台地域】

〈みどり豊かのどかな住宅地が広がるまち〉

- ・六実駅周辺の市街地における土地の高度利用と都市基盤整備による地域生活拠点の形成。
- ・土地区画整理事業により整備された良好な市街地環境の保全・充実。
- ・移動のしやすい環境を目指したバス交通の維持・拡充や道路整備等。
- ・交通ネットワークの強化に向けた幹線道路整備の推進。

### 3. 都市計画法に基づく市街化区域（都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域）内における都市公園等の配置状況の整理

#### （1）本ガイドラインにおける公園充足地域の定義

本ガイドラインにおいて、都市公園が充足している地域の定義を、以下のとおり示す。

##### 【公園の充足地域の視点】

- ① 市民が徒歩圏で利用できる範囲の身近な公園の充実を図る  
⇒最も身近な都市公園である街区公園の誘致圏として、**250mを基準**とする。
- ② 公園として一定機能を発揮できる規模の面積を有する  
⇒都市計画法施行規則での一定規模の市街地で求められる公園面積規模、防災機能に必要な面積を勘案し、**面積 1,000 m<sup>2</sup>以上**とする。

##### 【公園の充足地域の定義】

- ・**面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園の中心点から、250mの誘致圏内に含まれる地域**とする。
- ・市全域からの集客を想定する都市基幹公園については、面積が大きいため、公園の外周部から 250mの誘致圏とする。
- ・都市緑地や特殊公園は、公園的に利用できないものも含まれるため、原則として含めない。（ただし都市緑地については、地形が平たんで公園的に利用できるもので、1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園相当の利用効果が見込めるものは含む）

#### ■面積 1,000 m<sup>2</sup>以上とする根拠

- ①都市計画法施行規則第 21 条では、開発区域の面積毎に 1,000 m<sup>2</sup>以上の公園の設置箇所数が規定されており、このことから、一定規模の市街地において求められる公園機能を充足する面積は 1,000 m<sup>2</sup>以上であることが分かる。

##### 都市計画法施行規則

##### 第二十一条（公園等の設置基準）

開発区域の面積が 5ha 以上の開発行為にあっては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園を設けなければならない。

- 一 公園の面積は、一箇所 300 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の 3 %以上であること。
- 二 開発区域の面積が 20ha 未満の開発行為にあってはその面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の公園が一箇所以上、開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為にあってはその面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の公園が二箇所以上であること。

- ②札幌市、仙台市、久留米市、魚津市等、複数の自治体で、1,000 m<sup>2</sup>未満を小規模公園と分類している、又は 1,000 m<sup>2</sup>以上を「地域の核となる公園」と設定している事例が見られる。

- ③公園の基本的な機能の 1 つに防災機能が挙げられるが、以下資料のとおり、**1,000 m<sup>2</sup>以上の面積を有すれば延焼遮断効果がある**と考えられる。

### 【参考：1,000 m<sup>2</sup>の延焼遮断効果】

1,000 m<sup>2</sup>の根拠は、防災公園の計画・設計・管理運営ガイドラインや阪神・淡路大震災において実際に公園が延焼防止の機能を果たした面積として、以下の資料で確認できる。

#### ■防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン

「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（平成29年9月／国交省 国土技術政策総合研究所）を確認すると、**1,000 m<sup>2</sup>以下の公園は延焼防止の効果が薄い**との記載がある。

被害及び対応	災害状況及び利用状況等
公園の被害実態	一般的事項 <ul style="list-style-type: none"><li>・一定面積以下（1,000m<sup>2</sup>）の公園は延焼防止の効果が薄い</li><li>・防災機能をもった施設が少なかった</li><li>・地盤の液状化現象が起きた</li><li>・公園管理所、集会所が利用された</li><li>・頑丈な構造物は被害を受けると解体・撤去が困難となる</li><li>・何もない広場が最も有効に利用された</li><li>・防災のための施設は通常は無用である</li></ul>
	基盤造成 <ul style="list-style-type: none"><li>・法面の崩壊が起きた</li><li>・地割れが起きた</li></ul>
	園路・広場 <ul style="list-style-type: none"><li>・隣接家屋倒壊により入口が遮断された</li><li>・大型車両の進入により舗装が破損した</li><li>・車止め、段差により緊急車両の出入りが出来なかった</li><li>・舗装に亀裂が入った</li></ul>
	移景・植栽 <ul style="list-style-type: none"><li>・外周の植栽が延焼防止の役割を果たした</li></ul>
管理施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>・擁壁の倒壊、破損が起きた</li><li>・外構、擁壁で逃げ込みができるなかった</li><li>・生活給水の遮断（飲料水、生活水の不足）</li><li>・便所が不足した</li></ul>

#### ■阪神・淡路大震災の教訓

公益社団法人都市緑化機構の機関誌「都市緑化技術 No.17」（1995年）では、阪神・淡路大震災の教訓として以下のような内容が掲載されている。

阪神・淡路大震災では**従来の考え方では想定していなかった身近な公園が多様な役割を果たした。**

- ①避難地利用は、街区公園が最も多い。
- ②救急活動拠点としては、街区公園及び近隣公園が中心である。

（中略）

- ⑥**面積1,000 m<sup>2</sup>程度の公園においても焼止まりの効果**が見られた。

## (2) 誘致圏による都市公園の配置状況

居住誘導区域において、主に都市基盤整備された区域では、面積1,000m<sup>2</sup>以上の都市公園が充足しており、主に都市基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ区域では、面積1,000m<sup>2</sup>以上の都市公園が不足している。

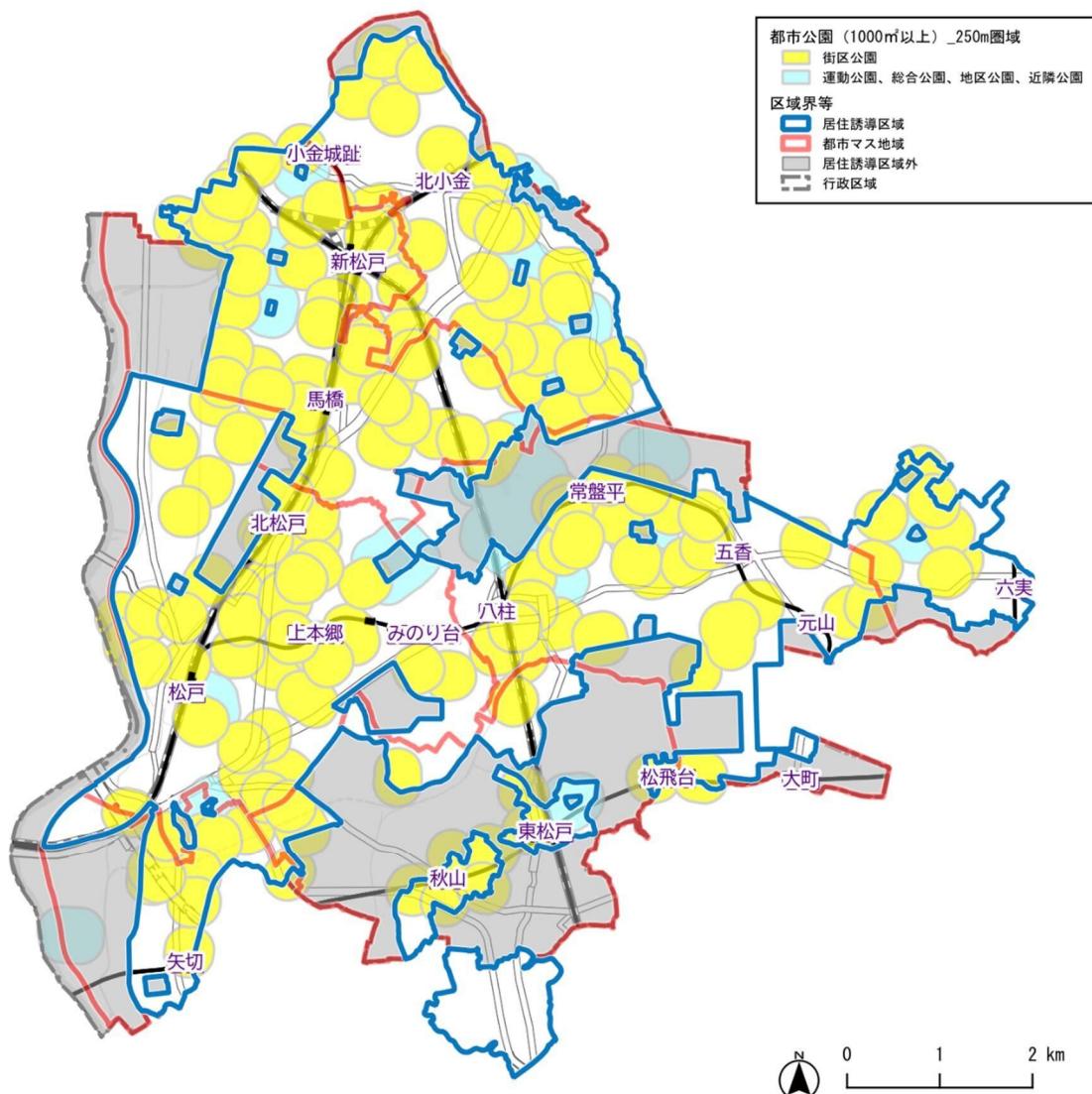


図 都市公園の配置状況と公園空白地域

出典：松戸市公園配置図・松戸市公園台帳（令和6年3月末）

表 都市公園の種類・種別と内容

種類	種別	内 容	本ガイドライン での誘致圏
住区基幹 公園	街区公園	主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	250m
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	250m
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	250m
都市基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	250m
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	250m

## 4. 市民意識の把握・分析

公園・緑地に係る市民意識の把握として、松戸市みどりの基本計画の策定時に実施されたアンケート調査の主な結果を以下に示す。

### ■松戸市みどりの基本計画策定に伴うアンケート調査の実施概要

実施期間	平成 30 年 11 月～12 月
調査対象・回収数	満 18 歳以上の市民 3,000 人・回収数 770 票（回収率 25.7%）

### ■公園の利用について

- 多くの地域で、公園の利用が少ないとする回答が多く、ほとんどの地域で、年に数回程度以下の利用が半数以上となっている。
- 公園の数が足りていない・広さが不十分とする回答があった地域の、公園の利用・利用頻度が特に低い。

出典：松戸市みどりの基本計画策定に伴う市民アンケート調査（平成 30 年）

### ■樹林地・農地・空き地に望まれていること

- 樹林地 ⇒ 概ね、自然とのふれあい・環境学習の場としての活用が望まれている。
- 農 地 ⇒ 市民農園・貸し農園や花壇・花づくりの場としての活用が望まれている。
- 空き地 ⇒ 子どもの遊び場やスポーツ(ボール遊び)のできるグラウンド、災害時の避難場所に加え、健康づくりの場、イベント広場等、様々な活用が望まれている。

出典：松戸市みどりの基本計画策定に伴う市民アンケート調査（平成 30 年）

### ■都市計画マスターplanの7地域別の主な結果

- 新松戸・馬橋………公園の数は足りており、広さも十分である。また、公園の利用が多く、利用頻度も高い。
- 常盤平・五香松飛台…市内でもみどりは多いとの評価になっている。公園の数は足りており、広さも十分である。また公園の利用が多く、利用頻度も高い。
- 矢切…みどりは多く、公園の数も足りている。公園の利用は少ないが、一部の利用者による利用頻度が高い。
- 小金・小金原…公園の広さは十分であるが、利用が少ない。
- 本庁・明…みどりは少なく、公園の広さも十分ではなく、利用も少ない。
- 東部………公園の数は足りておらず、広さも十分ではない。また、利用も少ない。

出典：松戸市みどりの基本計画策定に伴う市民アンケート調査（平成 30 年）

⇒新松戸や常盤平、小金・小金原など、土地区画整理事業やUR都市機構等により計画的な基盤整備が行われ、公園も計画的に整備されている地域では、公園の数や広さが十分であるとの回答が多くなっている。

⇒矢切では、市街化調整区域には農地が多く、みどりが多い印象を受ける一方で、基盤未整備の市街化区域では公園が少ないため、公園の利用が少ないと回答になったと想定される。

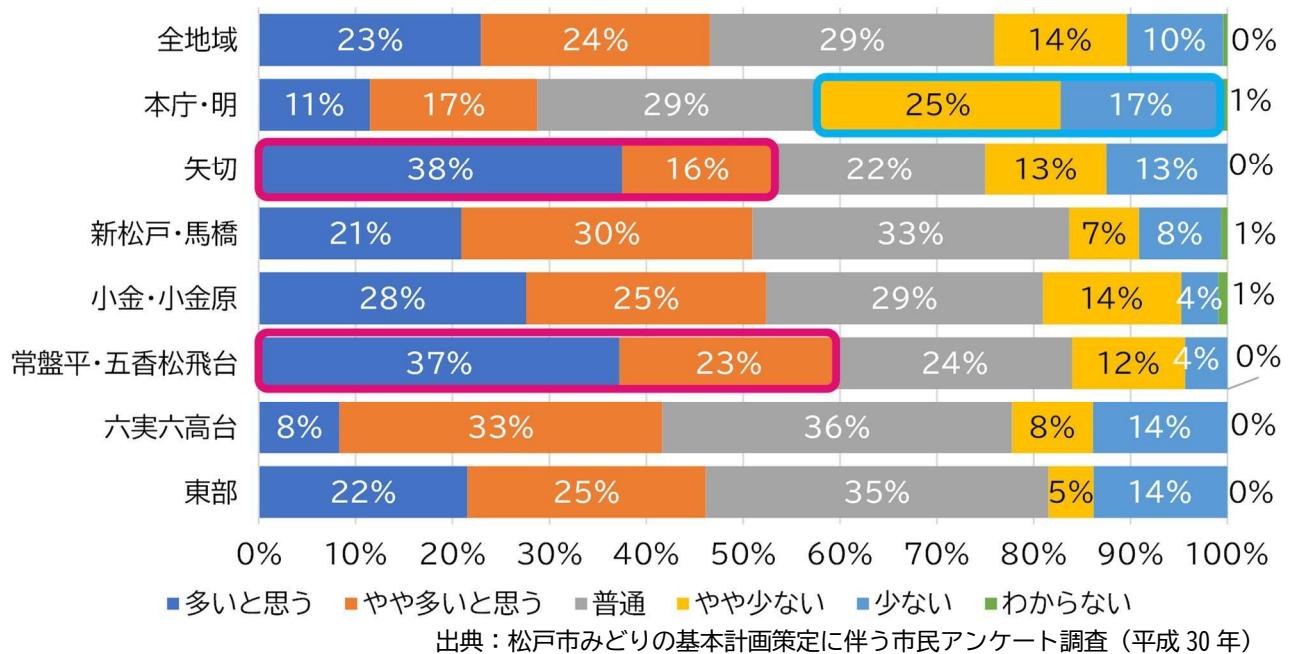
⇒本庁・明や東部など、基盤未整備なまま宅地化が進行している区域では、公園やみどりが少なく、利用も少ないと回答が見られる。

## ■都市計画マスタープランの7地域別の公園・緑の充足状況に関する結果

①住まいの近くに「みどり」は多いと思うか。

- ・**みどりは多い**：常盤平・五香松飛台は**6割**、矢切は**5割**を超えており、特に、「多いと思う」の回答が他の地域に比べて多くなっている。
- ・**みどりは少ない**：本庁・明が**4割**を超えて**最も多く**、7地域の中で、みどりは少ないとする回答の方が唯一多く、他の地域と約2割近く差がついている。

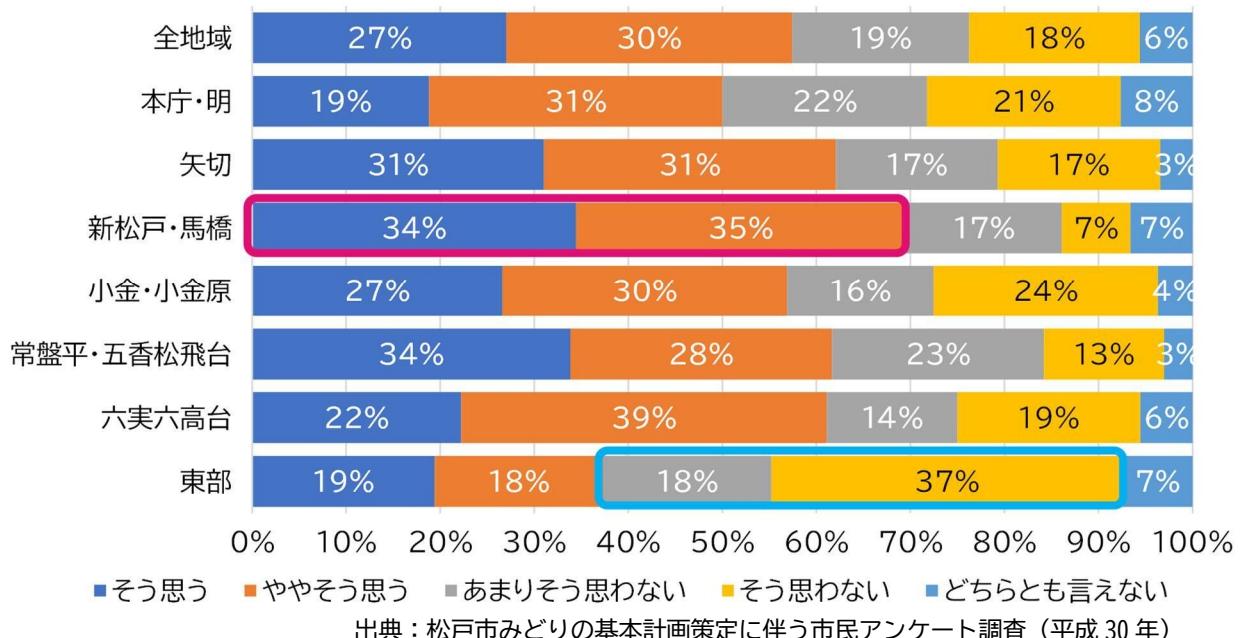
お住いの近くには、「みどり」は多いと思いますか。



②近所の公園の数は足りているか。

- ・**充足**：新松戸・馬橋の「そう思う」「ややそう思う」を合わせた回答が、**約7割で最も多い**。
- ・**不足**：東部の「そう思わない」「あまりそう思わない」を合わせた回答が、**5割超で最も多い**。

近所の公園の数は足りていると思いますか。



## 5. 公園空白地域の現状・課題

### (1) 公園空白地域の定義

本ガイドラインでは、「公園整備の必要性が高い地域」を「公園空白地域」と定義する。

公園空白地域は、以下3つのステップにおいて抽出した地域とする。

#### ■STEP1:居住誘導区域のうち、既存の都市公園の誘致圏外の区域を抽出する

居住誘導区域のうち、敷地面積が概ね1,000m<sup>2</sup>以上の都市公園の誘致圏外になる区域

・敷地面積900~1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園のうち、区画が整形で地形が平坦んであり、遊具・広場等の施設が1,000m<sup>2</sup>以上の公園と比べて遜色なく整備可能なものも含む。

…居住誘導区域での開発プロジェクトにより設置が予定されている公園の誘致圏は除く。

⇒直近で1,000m<sup>2</sup>以上の公園設置が予定されているもののみ反映する

#### ■STEP2:条件1で設定した区域のうち、計画的な面整備等により公園配置が充足する区域を除外する

以下①、②の区域を除外する

##### ①住宅供給事業者により公園機能を充足する区域

UR都市機構等による住宅団地など

##### ②土地区画整理事業の施行済、又は施行中の区域

#### ■STEP3:身近な公園の配置の必要性や配置の効果がより高い区域に絞る

STEP1, 2で設定した区域のうち、以下①~③の区域を除外する

##### ①住区基幹公園以外で公園的広場の整備が望まれる区域(商業地域など)

商業地域は、商業機能の計画的な誘導を図る区域であり、住区基幹公園とは性質の異なる交流広場やオープンスペースを設置すべきであるため、除外する

##### ②居住を想定する必要のない区域

ア) 今後宅地化される可能性の低い土地で、面積1.7ha以上のものを除外する

…大規模公共施設、寺社境内地、教育施設、鉄道用地

イ) 特別緑地保全地区…都市計画により、原則として将来にわたり開発が制限

##### ③DID(人口集中地区)区域外

居住人口の集積が進んでいない DID 区域外は、相対的な公園需要や公園整備効果が低いことから除外する

公園空白地域(公園整備の必要性が高い地域)

## (2) 公園空白地域の分布状況

### 1) 公園空白地域の分布状況

(1) のステップより抽出された公園空白地域は以下のとおりで、それぞれの空白地域の特性を分かり易く把握するため、以下の考え方に基づき、16のエリアに区分して示す。

#### ■公園空白地域のエリア区分の考え方

- ・基本的に鉄道や幅員 12m以上の道路を目安に区分するが、町丁目等の地域的な一体性を考慮する場合はこの限りではない。
- ・空白地域エリアの面積が約 10ha 以上の一団のまとまりを目安とし、一体的な活用が難しい区域は1つのエリアと見なさないこととする。

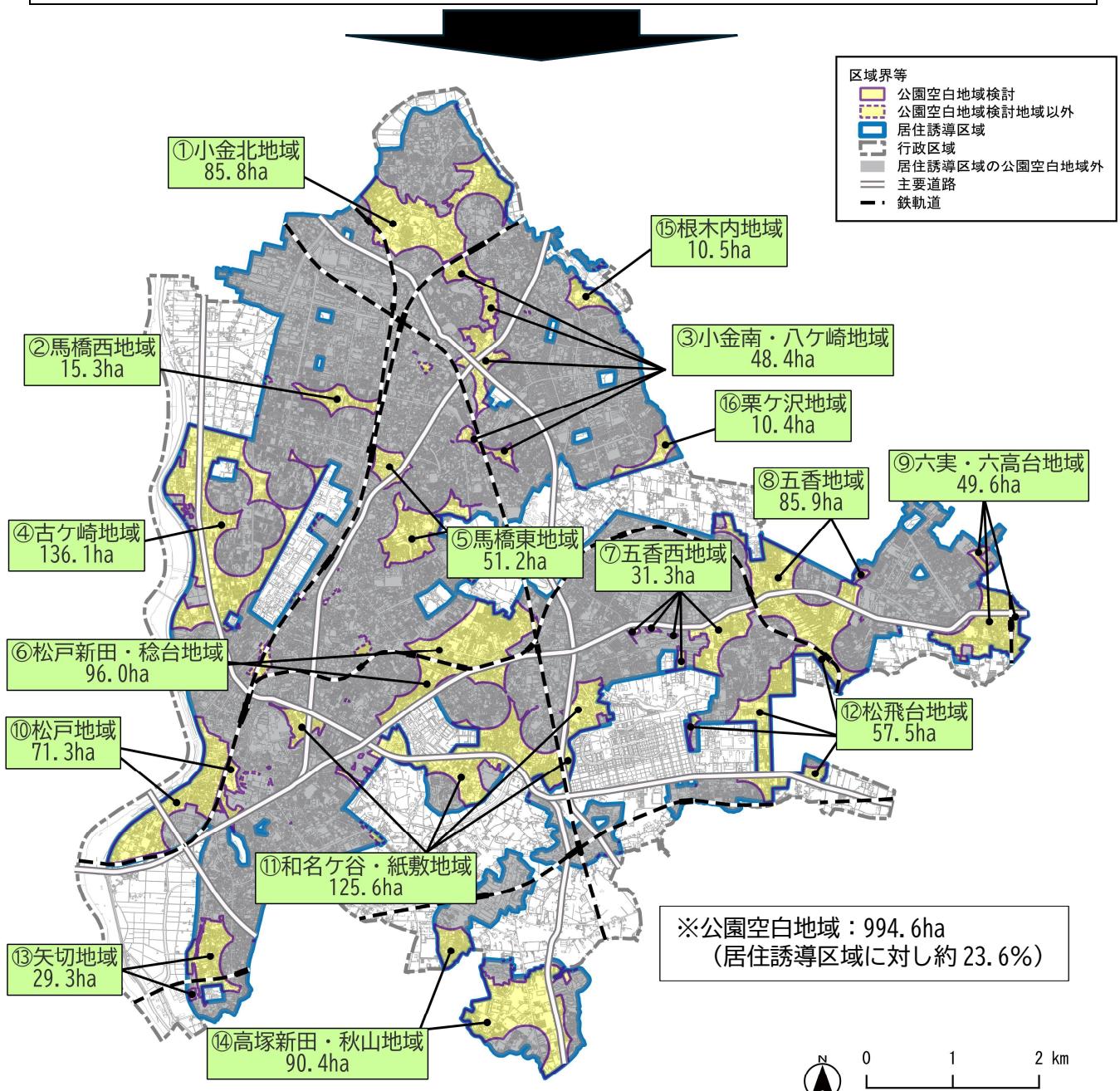


図 公園空白地域のエリア区分

## 2) 公園空白地域の特性整理

前ページで示した 16 箇所の公園空白地域に関する特性整理を、公園空白地域カルテを用いて行う。公園空白地域カルテで整理する項目と、今後の検討において考慮する事項を以下に示す。

### ■公園空白地域カルテでの整理項目と、今後の検討において考慮する事項

公園空白地域カルテでの整理項目		整理に活用するデータ	今後の検討において考慮する事項	
			空白地域の整備優先度の評価	空白地域解消に向けた方策検討
地域名	●●地域	-	-	-
面積 (ha)	●ha	-	-	-
空白地域図	図面	-	-	-
類型	駅周辺／住宅密集地／住農混在 など	-	△ 類型次第で検討	-
用途地域	第一種低層住居専用地域	令和6年度都市計画情報	○ 住居系用途地域を優先	-
都市計画マスター プラン地域区分	●●地域	令和4年松戸市都市計画マスター プラン	-	-
人口動向	① 人口増加率 ② 年少人口比率 ③ 高齢者人口比率	令和2年国勢調査	○ 主に①②が高い場合は優先	○ 人口構成に応じた公園整備内容の検討
地域の課題	① 築44年以上の旧耐震建築物が多い、道路が狭い、消防活動に支障のある区域 ② 災害時の避難場所が不足 参考として、都市計画マスター プランでの記述等	令和3年度都市計画基礎調査 令和4年松戸市都市計画マスター プラン	○ 課題の内容により配点	○ 地域の課題解決に資する公園整備内容の検討
災害危険	・洪水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 ・土砂災害警戒区域	国土数値情報 (国土交通省) ・洪水浸水想定区域データ(河川単位)、2023年度(令和5年度)版 ・高潮浸水想定区域データ、2023年度(令和5年度)版 ・土砂災害警戒区域データ、2023年度(令和5年度)版	-	○ 浸水想定区域では避難場所となる公園整備内容の検討

公園空白地域カルテでの整理項目		整理に活用するデータ	今後の検討において考慮する事項	
			空白地域の整備優先度の評価	空白地域解消に向けた方策検討
公園に関する市民意向	① 緑が少ない地域 ② 公園が不足する地域 ③ 公園の広さが十分でない地域 ④ 望まれている緑・公園の機能	平成30年 松戸市みどりの 基本計画策定に 伴うアンケート 調査	○ ① ②は考慮 (都市計画マスター プランの7 地域での順位を 記載)	○ ④は公園整備内 容の検討に活用
公園整備に関する地域要望	要望箇所がある場合は 記載	公園緑地課資料	○ 加点要素に活用	○
空白地域解消に向けた 主な地域資源	・公園機能を代替するこ どもの遊び場、親水広 場 ・1,000 m <sup>2</sup> 未満の都市公 園 ・統廃合や土地利用転換 が予定されている公共 用地 ・生産緑地 ・未整備の都市計画公園	公園緑地課資料	○ 空白地域がどの 程度解消できる か次第で点数化 公有地の場合は 加点要素に活用	○
公園整備にあたり連携 可能な地域資源	保育園・幼稚園、福祉施 設、小学校、児童館、公民 館や町会施設など	令和3年度都市 計画基礎調査	-	○ 公園設置候補地 の近くにある場 合に、連携可能 な公園機能の検 討に活用

### (3) 公園空白地域の主な特徴

ここまでカルテで示してきた公園空白地域の主な特徴を、代表的な図面により示す。

#### ■道路ネットワークや建築物の築年数

- ・道路ネットワークや道路幅員に着目すると、公園空白地域は幅員6m未満の道路が目立つ地域が多く、行き止まり道路が多く、農地が多く道路が少ないなど、道路ネットワークが不十分な地域が多い傾向にある。
- ・建築物の築年数に着目すると、築44年以上の旧耐震基準の建築物が複数見られるため、市街地化された時期が早い地域であることも考えられる。

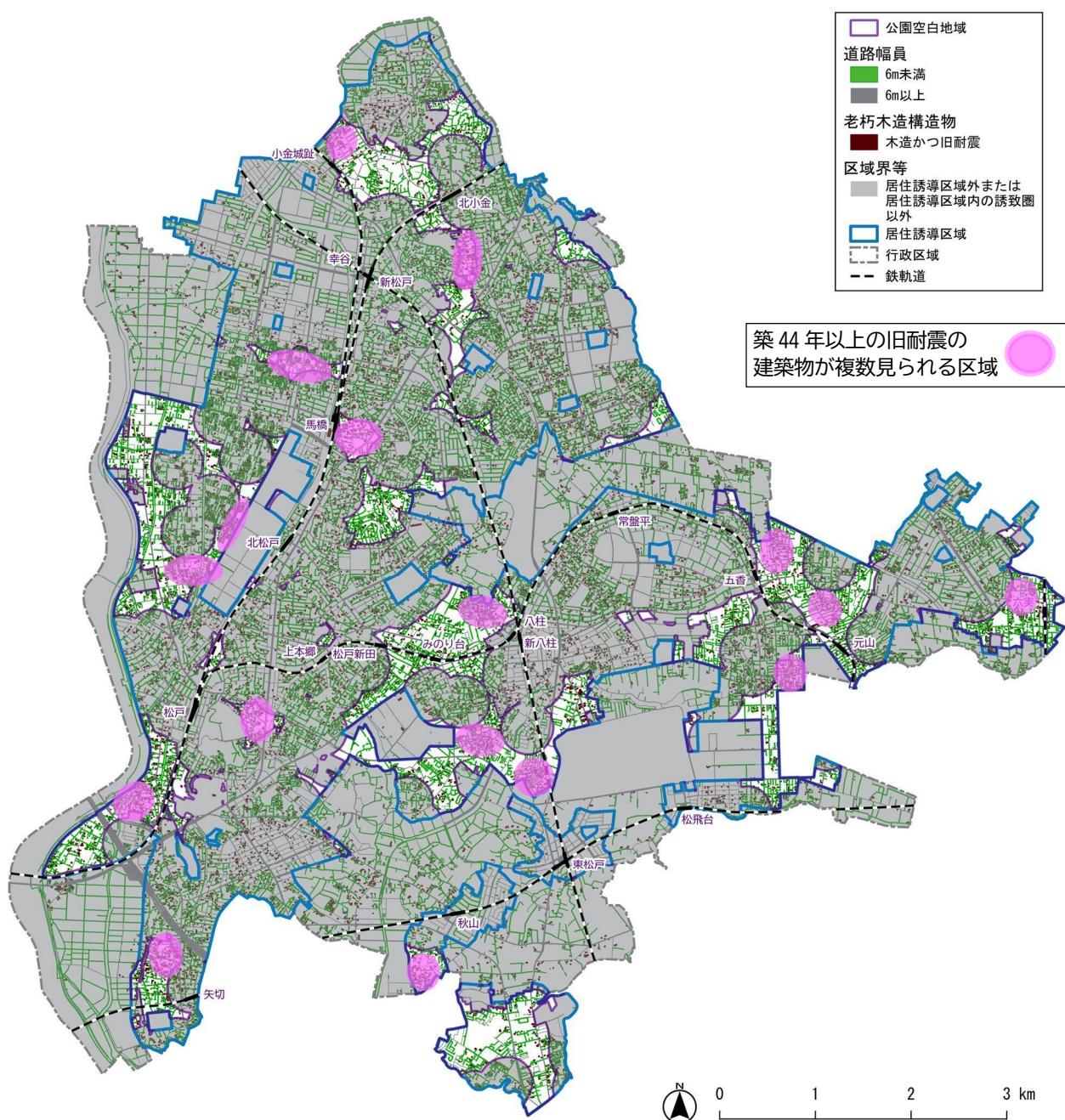


図 公園空地域と幅員6m未満の道路、築44年以上の旧耐震建築物

## ■土地利用現況

- ・土地利用現況に着目すると、公園空白地域は、住宅地が主体の地域か、住農混在の地域に大別される。
- ・住宅地が主体の地域は、前述の建築物の築年数と合わせて見ると、市街地化の時期が早い地域が多い傾向にある。
- ・住農混在の地域は、幹線道路の後背地になっている地域が多く、本市の住宅地としての利便性や幹線道路に近い利便性等を活かして、農地の宅地化が進行している地域と考えられる。

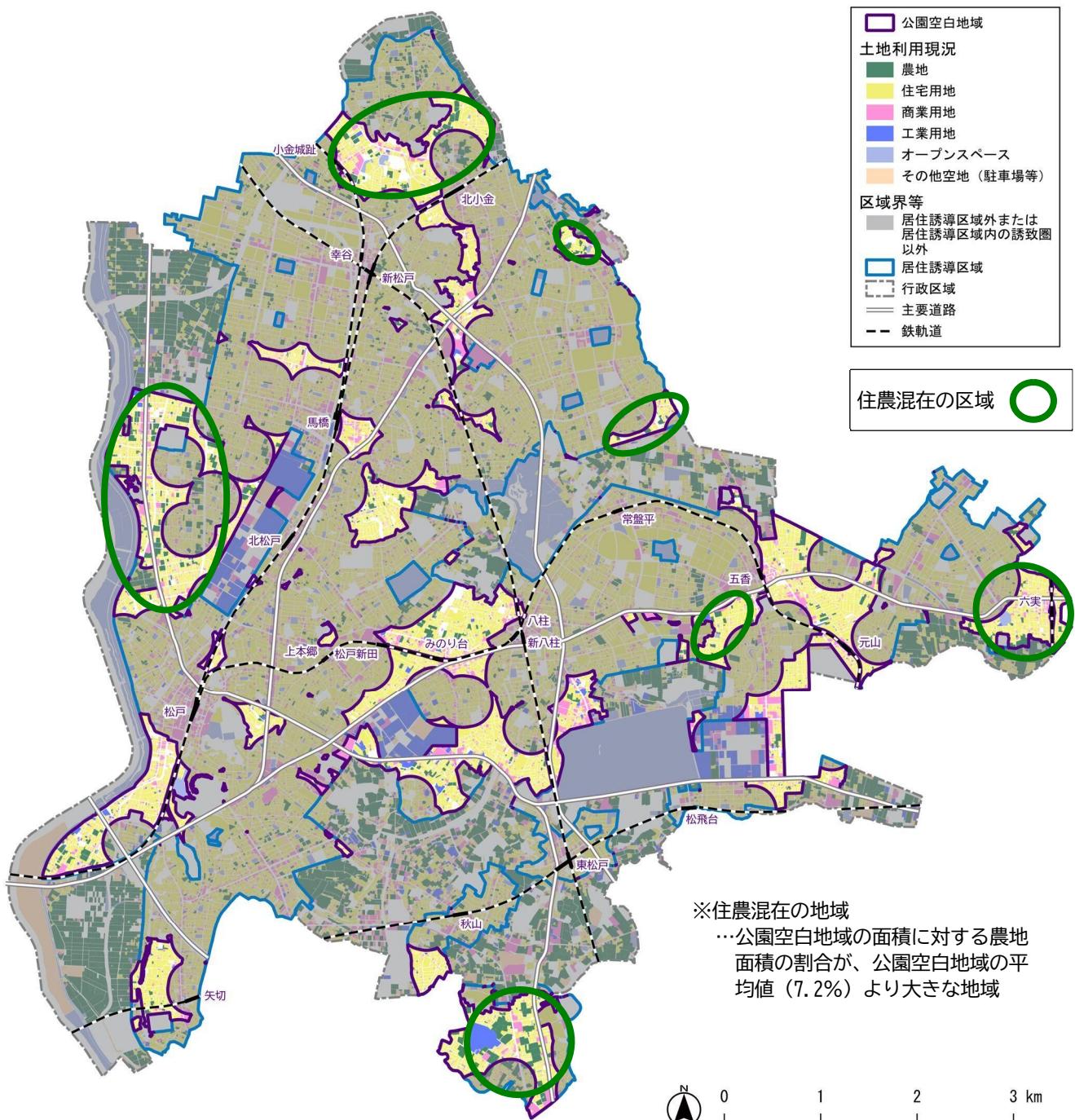


図 公園空白地域と土地利用現況

## ■消防活動に支障のある地域

- ・消防活動に支障のある地域として、連続した幅員6m以上の道路から、消防車のホースの届く距離である140m以遠の地域に着目すると、前述のとおり、公園空白地域には幅員6m未満の道路が多い地域や道路ネットワークが十分でない地域が多いため、消防活動に支障のある地域が多く、防災上の問題を抱えていると言える。
- ・消防活動に支障のある地域の多くは、土地利用現況と合わせて見ると、住農混在の地域に多く見られ、そもそも道路ネットワークが十分でないまま宅地化が進行したことが原因であると考えられる。

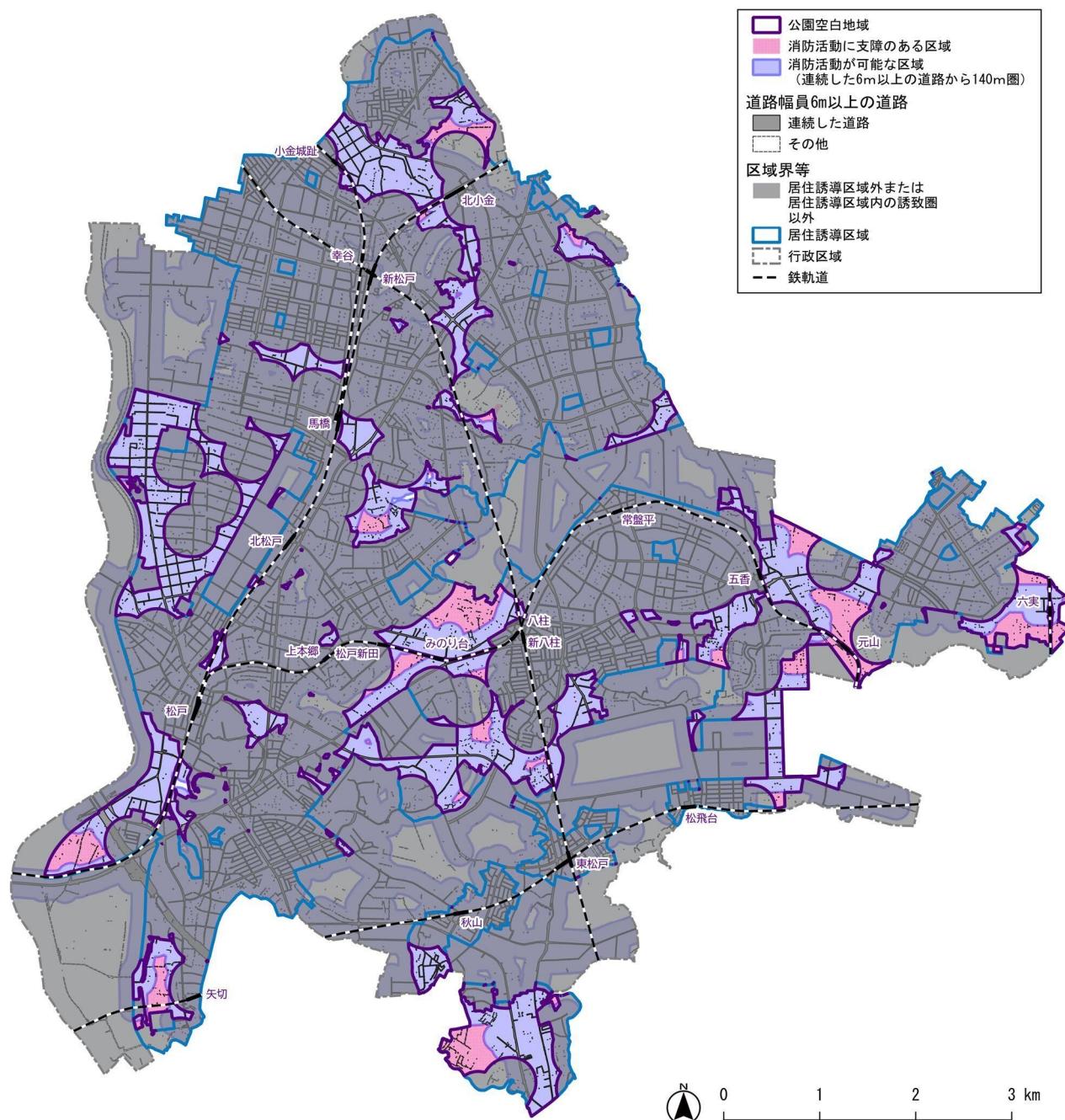


図 公園空白地域と消防活動に支障のある地域

## ■人口増減

- ・人口増減に着目すると、人口が増加している地域は、住農混在の地域が多く、農地の宅地化により人口が増加していると考えられる。
- ・人口が減少している地域は、築44年以上の木造建築物が立地する地域に多く、市街化の時期が早かったが建築物の更新が進まないこと、少子高齢化や子育て世代の減少による世帯規模の低下等によって、人口が減少していると考えられる。

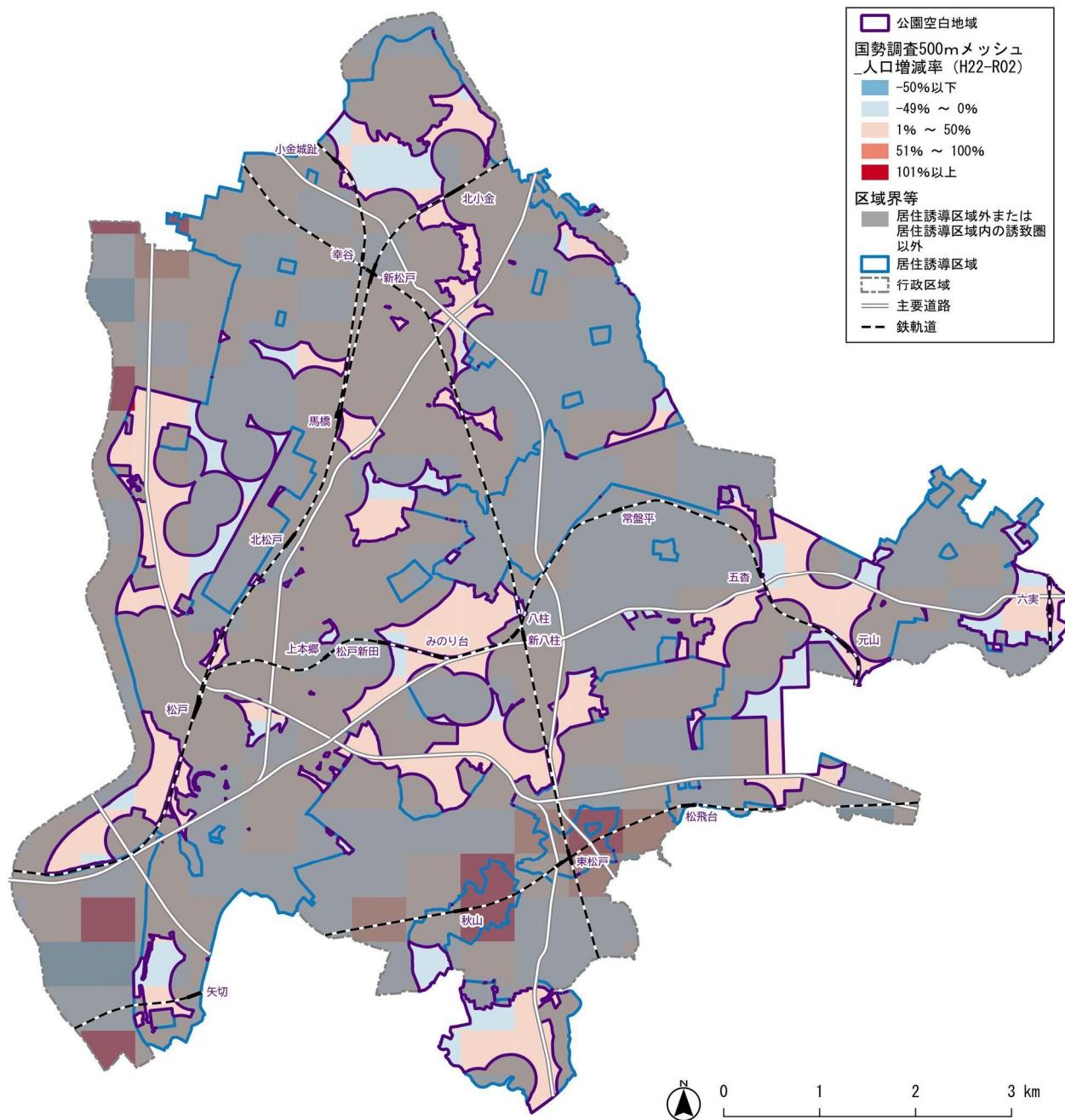
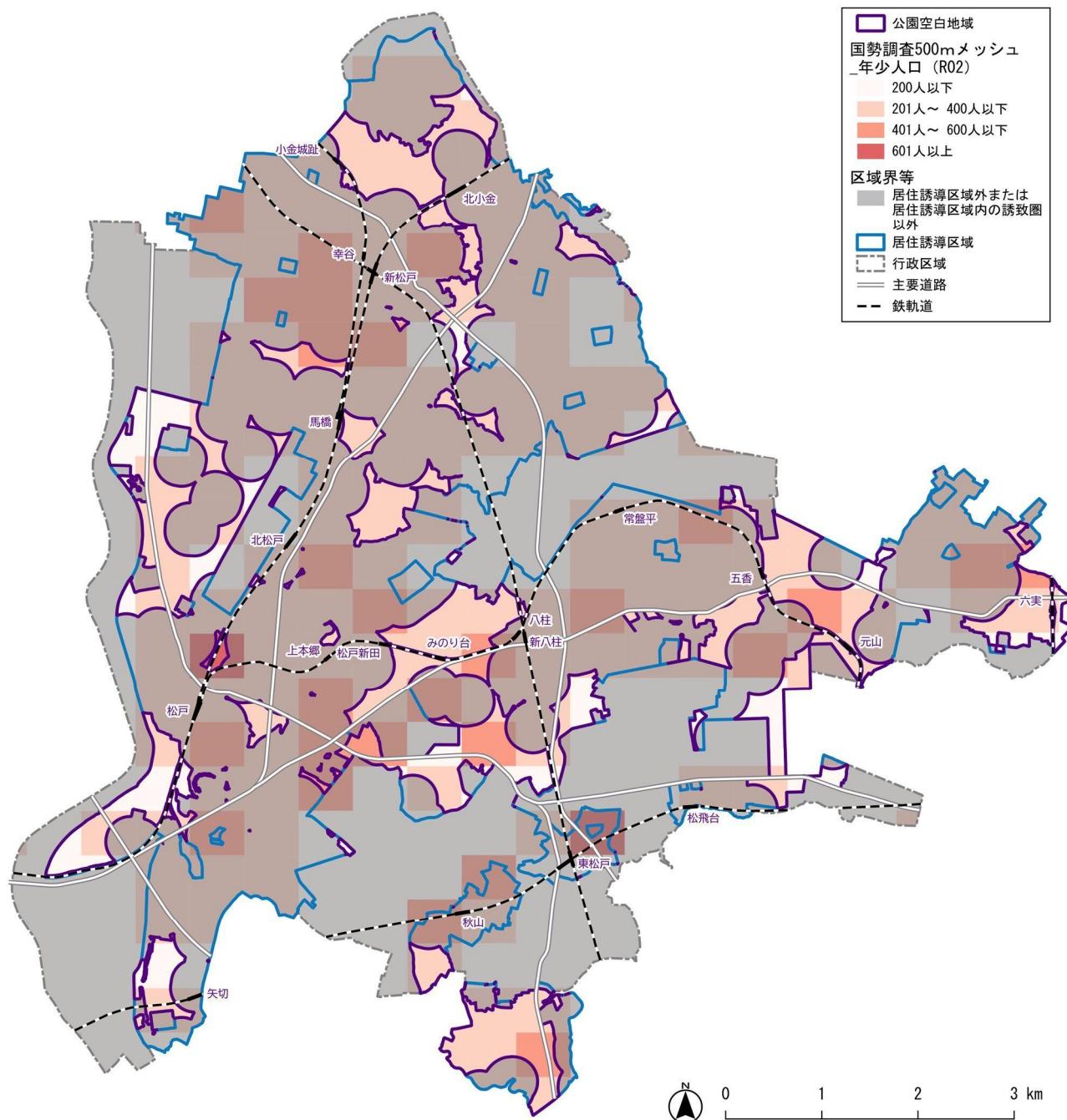


図 公園空白地域と人口増減（平成22年⇒令和2年）

## ■年少人口

- ・年少人口の分布に着目すると、公園空白地域では全体的に 201~400 人以下の地域が多く、みのり台周辺、元山周辺、高塚新田周辺等では 401~600 人以下と年少人口の多い地域が見られる。
- ・年少人口が 201 人以上の地域は人口が増加している地域であり、子育て世帯の増加等で子ども向けの公園の必要性が高いと考えられる。



## ■ 1人あたりの公園面積

- ・1人あたりの公園面積に着目すると、一部を除いて、人口が増加している地域・減少している地域に関わらず、公園空白地域における1人あたりの公園面積は低い現状である。
- ・人口が減少している住宅密集地域においては、元々の人口密度が高いために1人あたりの公園面積が低くなっていると考えられるため、公園整備の必要性が高い。

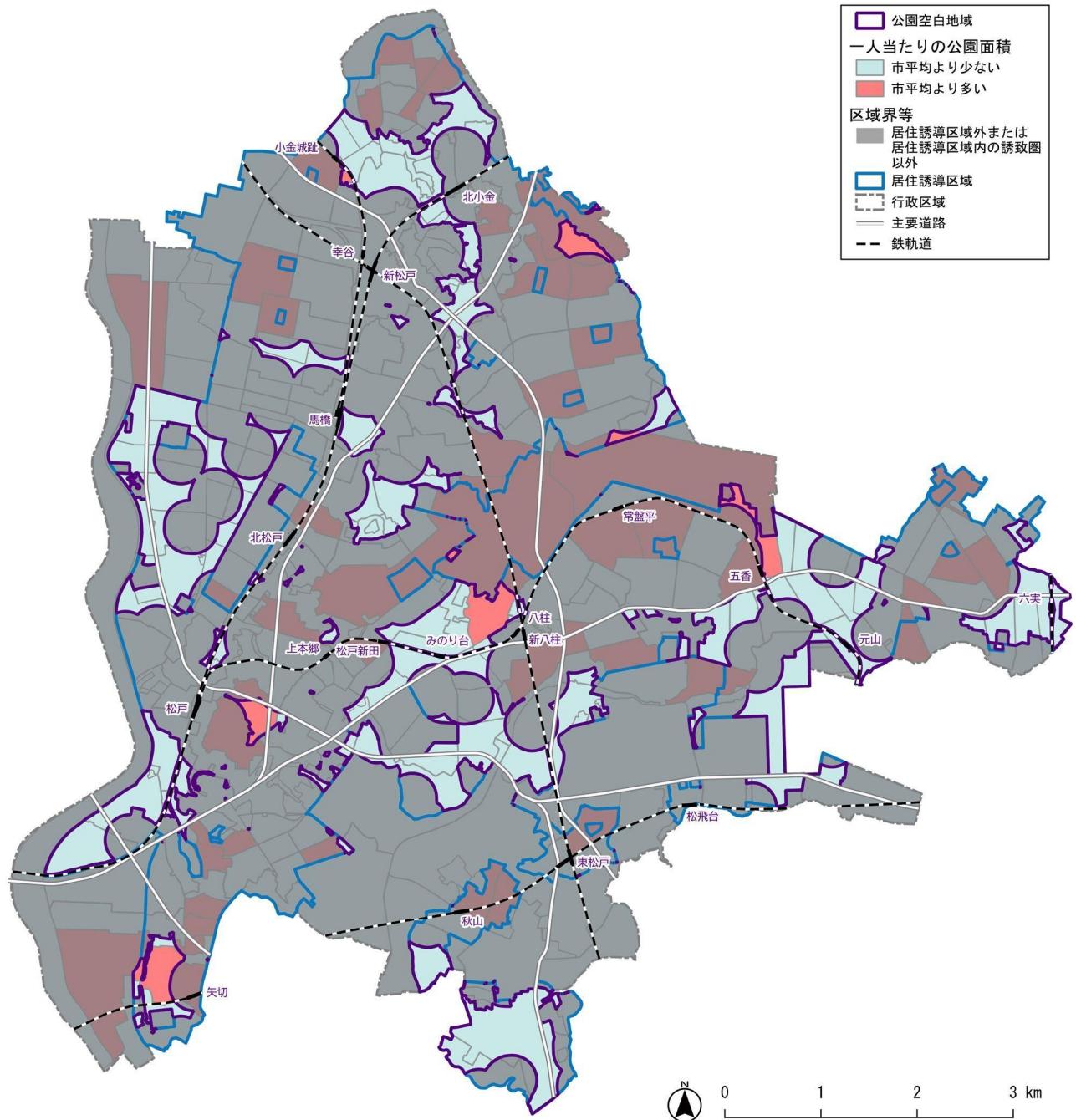


図 公園空白地域と、小地域毎の1人あたり公園面積

#### (4) 公園空白地域の主な課題

公園空白地域の定義や特徴を踏まえ、公園空白地域における主な課題を以下に示す。

##### ●都市基盤や都市施設、道路ネットワークが充足していない地域が多い

⇒道路ネットワークの問題は公園の整備により解消できるものではないものの、公園空白地域での公園整備により、消防活動や一時避難場所、火災時の延焼防止に寄与することができる。

##### ●市街化の時期が早く、築44年以上の旧耐震基準の建築物が多く、世帯単位の人口が減少したことにより、人口が減少している地域が見られる

⇒人口は減少傾向であっても、依然として人口密度が高く、1人当たりの公園面積が低いため、良好な住環境の整備を図り、新たな住民を誘致するために、公園整備の必要性があると考える。

⇒火災時の延焼防止の空間や一時避難場所等として、防災性の向上に寄与することができる。

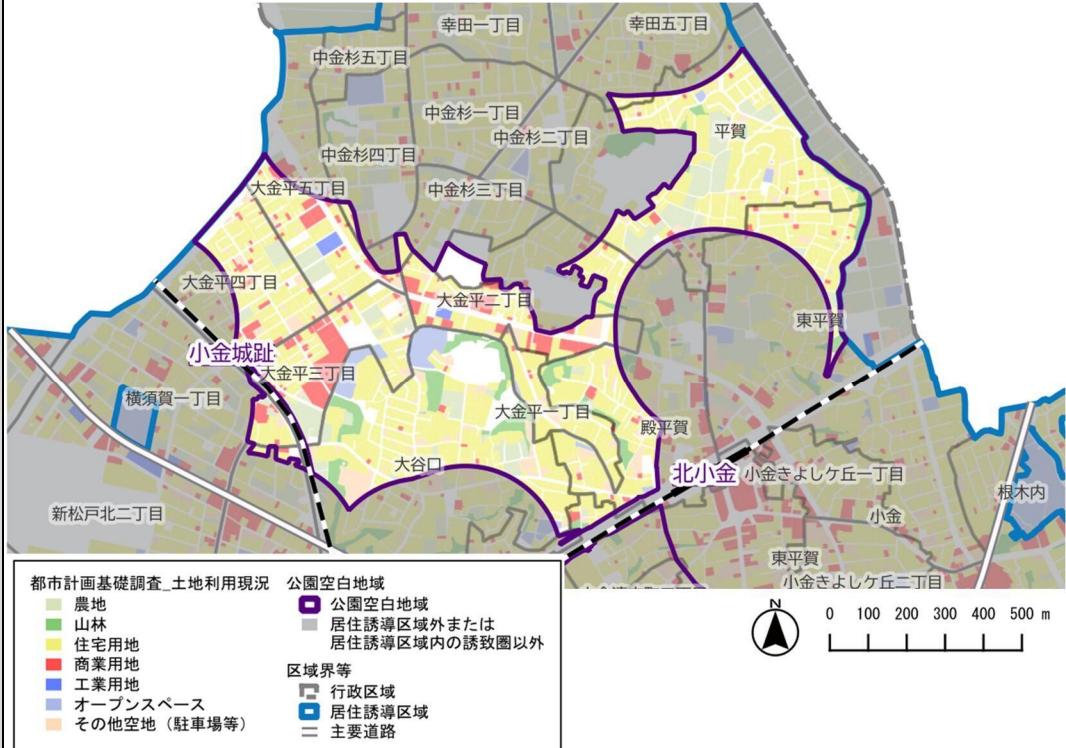
##### ●農地の宅地化により人口が増加する地域では、年少人口が多く、市街化の時期が早く住宅が密集する地域に比べて、公園整備の必要性が高い。

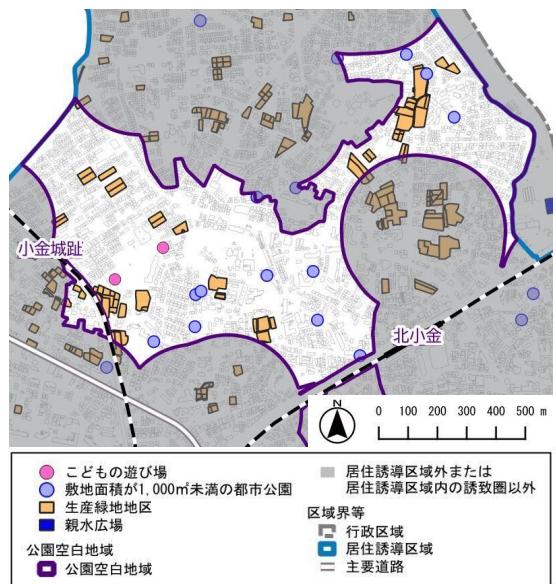
⇒市街地と農地が共存し、緑豊かな住農混在の地域で宅地化が進行する地域では、公園の整備の必要性が高いと考える。

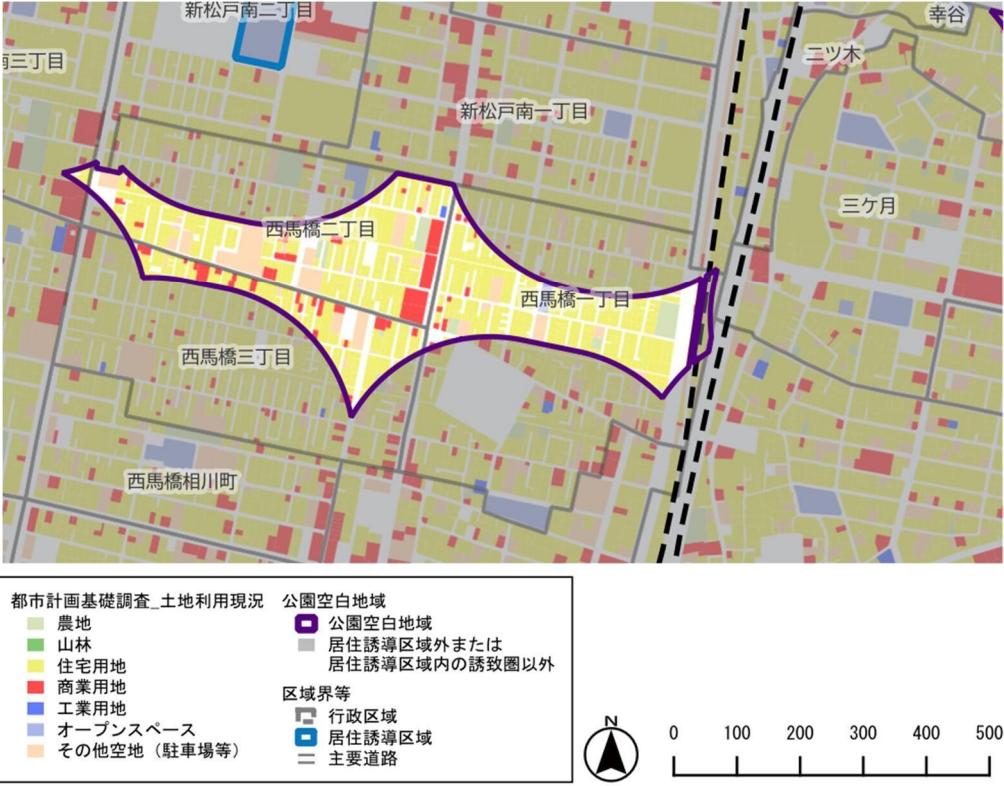
⇒子育て世代が増加していることから、子どもの遊び場となる公園の整備の必要性が高く、子ども向けの公園の整備が望まれる。

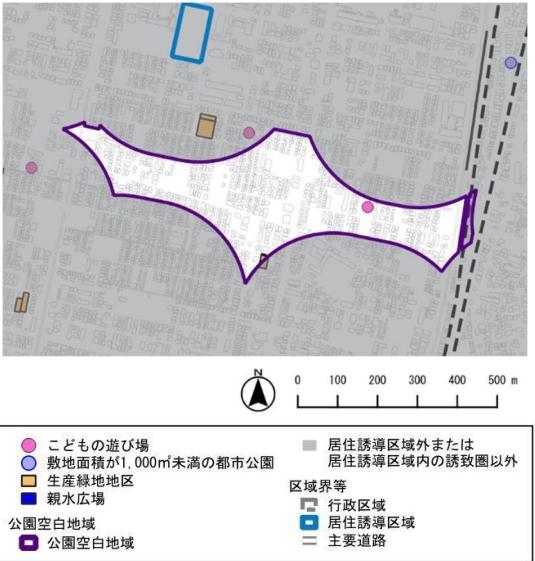
## (5) 公園空白地域カルテ

16箇所ある公園空白地域の特性を、公園空白地域カルテにより、以下のとおり示す。

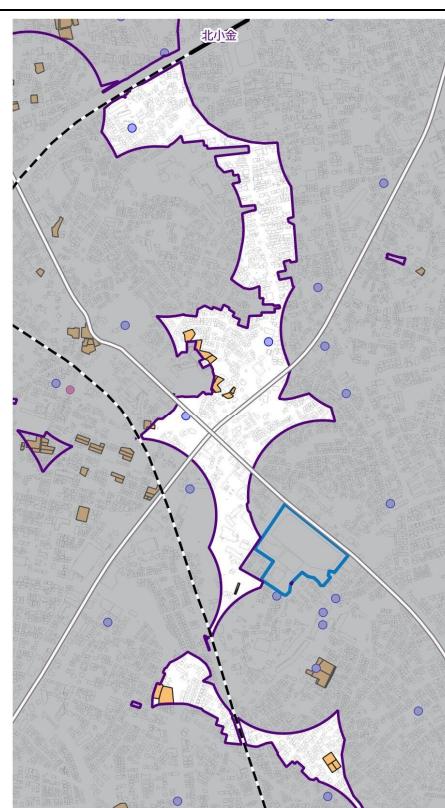
地域名	①小金北地域
面積 (ha)	85.8ha
空白地域の図	
類型	駅周辺型、住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
都市計画マスター・プラン 地域区分	小金・小金原地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 85.8ha のうち、市平均を上回る地区（大金平5丁目、東平賀）が 22.7ha（地域面積の 26.4%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 85.8ha のうち、市平均を上回る地区（平賀、大金平1・2・5丁目、横須賀1丁目）が 33.5ha（地域面積の 39.0%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は平賀地区、大金平3～5丁目地区では市平均を上回り、それ以外の地区では市平均を下回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平賀では、都市基盤整備が不十分なまま農地の宅地化が進行しており、幅員6m未満の道路が多く、大金平では、築44年以上経過した旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [10.4ha (地域面積の 12.1%)] は、東平賀全域・平賀南部地区に存在している。</li> </ul>

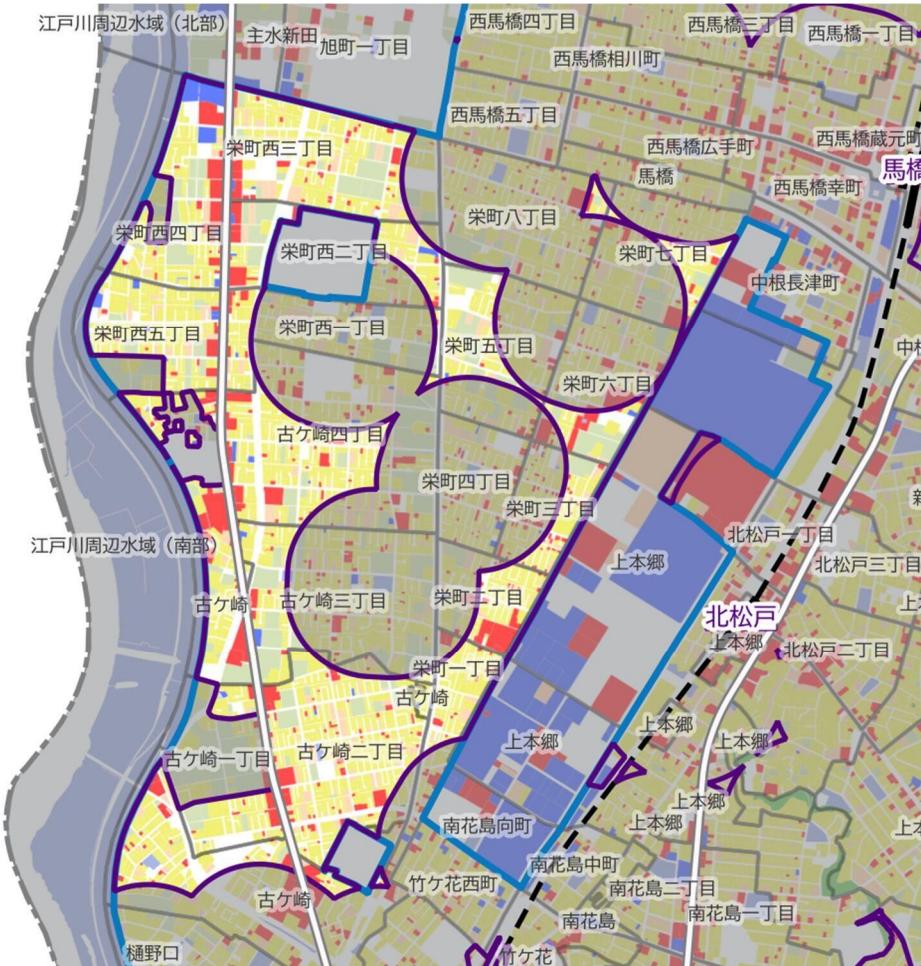
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の不足地域 [19.5ha (地域面積の22.7%)] は、東平賀・大谷口・大金平3～5丁目地区に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> <li>寺社や樹林地、旧小金宿のまち並みなどの歴史的資源や自然的資源を生かした魅力の向上</li> <li>北小金駅北口の交通広場の整備等による、交通結節機能の強化と、本土寺の玄関口にふさわしい景観の誘導や賑わいづくり</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>大金平3～5丁目地区全域に浸水深3m以上5m未満の洪水浸水想定区域が存在している。</li> <li>大金平1丁目と殿平賀の境に土砂災害警戒区域等が存在している。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縁が少ないと感じる：18.0% (7地域中5位)</li> <li>公園の不足感：40.0% (7地域中3位)</li> <li>公園の広さが十分でない：40.0% (7地域中4位)</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 56.0% (7地域中5位)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>大金平3丁目の子どもの広場がなくなってしまったため、大金平に公園を作つてほしい。(近隣住民)</li> <li>大金平地区に多くの子どもが通学・通園しているが、公園が存在していないため、地区内に公園を設置してほしい。(大金平2丁目町会、大金平4丁目町会)</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に2件立地している。(小金城跡子どもの遊び場は廃止済→実際には1件)</li> <li>1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に11件、空白地域周辺に4件立地している。</li> <li>空白地域内及び周辺は、ある程度まとまった生産緑地が存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>  <p>Map showing the area around the former Koganei Castle site (小金城跡) and northern Koganei (北小金). The map displays various land use categories and infrastructure. A legend on the right side provides key information for the map symbols.</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Orange square)</li> <li>親水広場 (Blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Dashed line)</li> <li>行政区域 (Blue square)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：2件 (空白地域周辺に1件)</li> <li>小学校・児童館：1件 (空白地域周辺に市立殿平賀小学校)</li> <li>福祉施設：6件 (空白地域周辺に1件)</li> </ul>

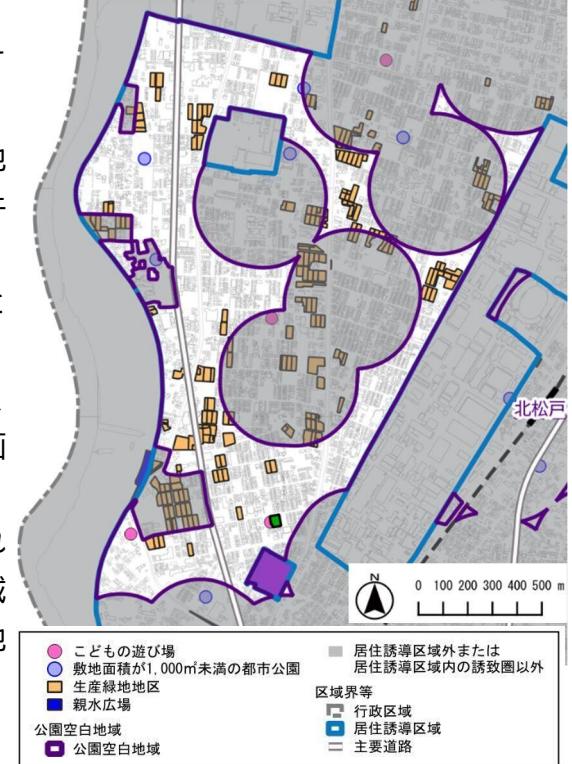
地域名	②馬橋西地域																	
面積 (ha)	15.3ha																	
空白地域の図	 <p>都市計画基礎調査_土地利用現況 公園空白地域</p> <table border="1"> <tr> <td>農地</td> <td>□ 公園空白地域</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>■ 居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外</td> </tr> <tr> <td>住宅用地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オープンスペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他空地（駐車場等）</td> <td></td> </tr> </table> <p>区域界等</p> <table border="1"> <tr> <td>行政区域</td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域</td> </tr> <tr> <td>主要道路</td> </tr> </table> <p>N 0 100 200 300 400 500 m</p>	農地	□ 公園空白地域	山林	■ 居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外	住宅用地		商業用地		工業用地		オープンスペース		その他空地（駐車場等）		行政区域	居住誘導区域	主要道路
農地	□ 公園空白地域																	
山林	■ 居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外																	
住宅用地																		
商業用地																		
工業用地																		
オープンスペース																		
その他空地（駐車場等）																		
行政区域																		
居住誘導区域																		
主要道路																		
類型	住宅密集型																	
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域																	
都市計画マスター プラン 地域区分	新松戸・馬橋地域																	
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率及び年少人口比率は、地域面積 15.3ha のうち、市平均を上回る地区（西馬橋1丁目等）が、5.6ha（地域面積の36.3%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、西馬橋2・3丁目地区では市平均を下回り、それ以外の地区では市平均を上回っている。</li> </ul>																	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>袋小路はあるものの、幅員6m未満の道路は少ない。</li> <li>旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域と避難場所の不足地域は存在していない。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスター プランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造建築物が立ち並び、震災時の被害が懸念される市街地の防災性や住環境の改善が求められる。</li> </ul>																	
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区全域に浸水深3m以上～10m未満の洪水浸水区域に指定されている。</li> <li>土砂災害警戒区域等は存在していない。</li> </ul>																	
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスター プランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：15.0%（7地域中7位）</li> </ul>																	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の不足感：24.0%（7地域中7位）</li> <li>公園の広さが十分でない：28.0%（7地域中7位）</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 54.0%（7地域中6位）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊び場や防災避難所等に資する子どもの遊び場が3箇所あるが、廃止や縮小の可能性もあるため、借地である場合は買収を検討してほしい。（寿町会）</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に1件、空白地域周辺に2件立地している。</li> <li>1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内及び周辺には立地していない。</li> <li>空白地域内及び周辺は、ある程度のまとまった生産緑地は存在していない。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>  <p>The map shows a residential area with various land use types and park resources. A purple line outlines a specific area of interest. The legend includes:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink dot)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue dot)</li> <li>生産緑地地区 (Orange box)</li> <li>親水広場 (Blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple box)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外区域界等 (Grey line)</li> <li>行政区域 (Blue square)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul> <p>A scale bar indicates distances from 0 to 500 meters, and a north arrow is present.</p>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：1件（空白地域周辺に2件）</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立馬橋小学校）</li> <li>福祉施設：0件</li> </ul>

地域名	③ 小金南・八ヶ崎地域
面積 (ha)	48.4ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型、住農混在型、住商混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域
都市計画マスタープラン地域区分	小金・小金原地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 48.4ha のうち、市平均を下回る地区（小金、小金上総町、八ヶ崎三丁目等）が、21.9ha（地域面積の 45.2%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 48.4ha のうち、市平均を上回る地区（ニツ木、幸谷等）が、18.8ha（地域面積の 38.9%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、主に八ヶ崎2・3丁目地区、小金上総町地区等では市平均を上回り、それ以外の地区では市平均を下回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6m 未満の道路や袋小路が、地区全域で多い。</li> <li>旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> </ul>

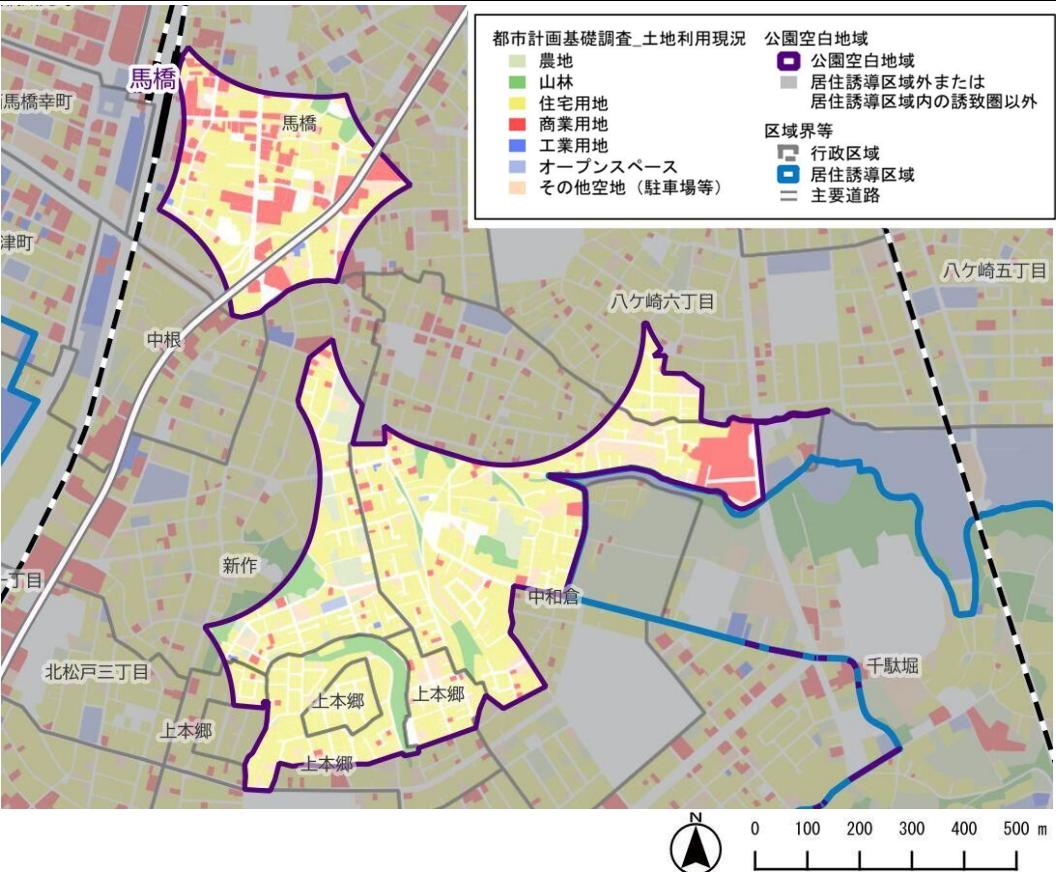
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動に支障のある区域 [2.7ha (地域面積の5.7%)] は、南側の八ヶ崎等の一部地区に存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [4.0ha (地域面積の8.3%)] は、地域南側にわずかに存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスターplanでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> <li>寺社や樹林地、旧小金宿のまち並みなどの歴史的資源や自然的資源を生かした魅力の向上</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水区域は存在していない。</li> <li>小金消防署入口交差点の周辺に土砂災害警戒区域等がわずかに存在している。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスターplanの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：18.0% (7地域中5位)</li> <li>公園の不足感：40.0% (7地域中3位)</li> <li>公園の広さが十分でない：40.0% (7地域中4位)</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 56.0% (7地域中5位)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場は空白地域内及び周辺には立地していない。</li> <li>1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に3件、空白地域周辺に6件立地している。</li> <li>空白地域内にはある程度のまとまった生産緑地が点在している。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> <li>空白地域（小金南地域）のすぐ西側に、ボランティア団体による保全活動が行われている特別緑地保全地区（民有地）がある。</li> </ul>  <div data-bbox="404 1684 944 1819"> <p>○ こどもの遊び場 ○ 敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 ■ 生産緑地地区 ■ 亲水広場 ■ 公園空白地域 ■ 公園空白地域</p> <p>■ 居住誘導区域外または 居住誘導区域内の誘致圏以外 区域界等 □ 行政区域 □ 居住誘導区域 — 主要道路</p> </div>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：1件 (空白地域周辺に1件)</li> <li>小学校・児童館：0件 (空白地域周辺に市立小金小学校)</li> <li>福祉施設：1件 (空白地域周辺に3件)</li> </ul>

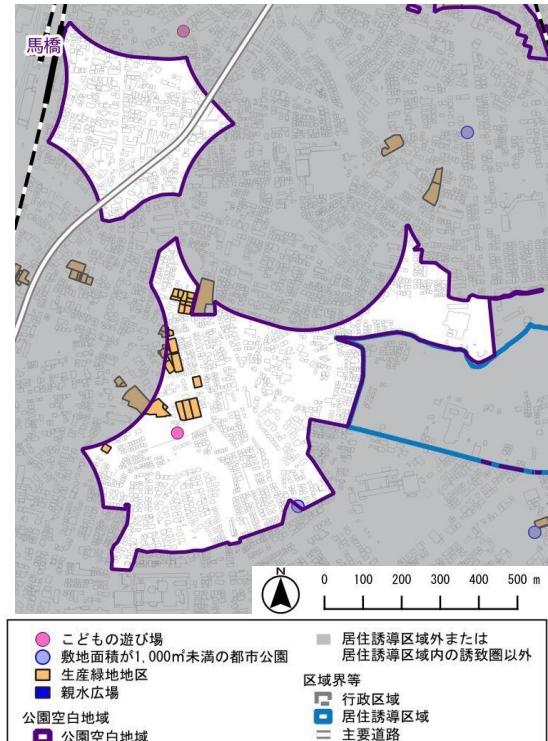
地域名	④古ヶ崎地域
面積 (ha)	136.1ha
空白地域の図	
類型	住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域
都市計画マスタープラン 地域区分	本庁・明地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 136.1ha のうち、市平均を上回る地区（栄町西2～5丁目、古ヶ崎、古ヶ崎1・3丁目）が、59.6ha（地域面積の43.8%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 136.1ha のうち、市平均を下回る地区（栄町1～8丁目、古ヶ崎2・4丁目）が、56.7ha（地域面積の41.7%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、栄町西1・2・4・5丁目地区、古ヶ崎地区等では市平均を上回り、それ以外の地区では市平均を下回っている。</li> </ul>

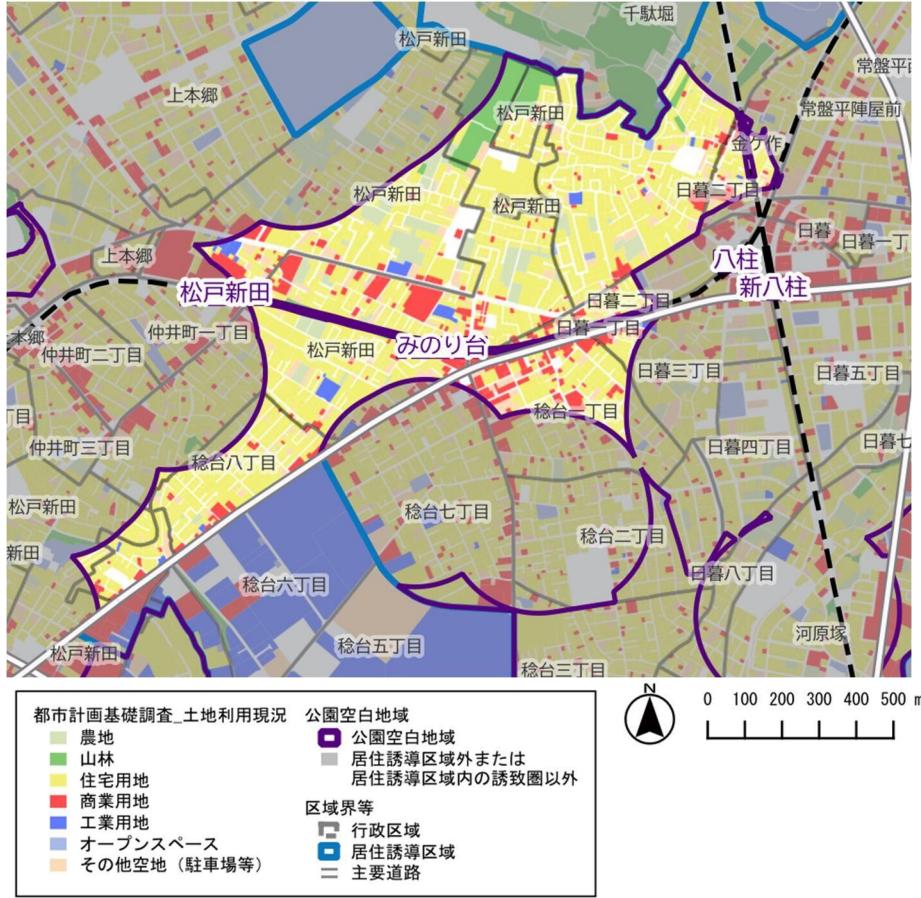
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員6m未満の道路は少ないものの、袋小路が多い。</li> <li>旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [0.8ha (地域面積の0.6%)] は、古ヶ崎地区にわずかに存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [25.1ha (地域面積の18.4%)] は、地域南側の地区に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災時の被害が懸念される市街地の防災性や住環境の改善</li> <li>江戸川の洪水に備えた台地部への避難方法の検討と垂直避難場所の確保</li> <li>公園が不足している地区への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区全域に浸水深5m以上10m未満の洪水浸水想定区域に指定されている。</li> <li>土砂災害警戒区域等は存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：42.0% (<b>7地域中1位</b>)</li> <li>公園の不足感：43.0% (<b>7地域中2位</b>)</li> <li>公園の広さが十分でない：50.0% (<b>7地域中2位</b>)</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満62.0% (<b>7地域中2位</b>)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>古ヶ崎本田町会内に都市計画公園予定地があったが、宅地になってしまったため、代替で公園をつくってほしい。(近隣住民)</li> <li>旧古ヶ崎浄水場の跡地を防災公園等の公園整備に活用してほしい。(古ヶ崎本田連合町会)</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に2件、空白地域周辺に1件立地している。<b>(古ヶ崎子どもの遊び場は廃止済)</b></li> <li>1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に1件、空白地域周辺に5件立地している。</li> <li>主に空白地域内に、ある程度のまとまった生産緑地が存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園については、地域南側に古ヶ崎第1公園が計画されている。</li> <li>統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、地域南側に旧古ヶ崎浄水場跡地が立地している。</li> </ul>  <p>Map legend (from top to bottom):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Orange square)</li> <li>親水広場 (Blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Dashed line)</li> <li>行政区域 (Blue square)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul>

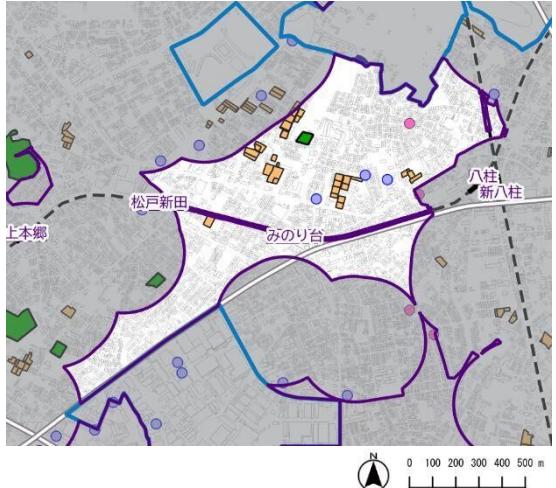
公園整備にあ  
たり連携可能  
な地域資源

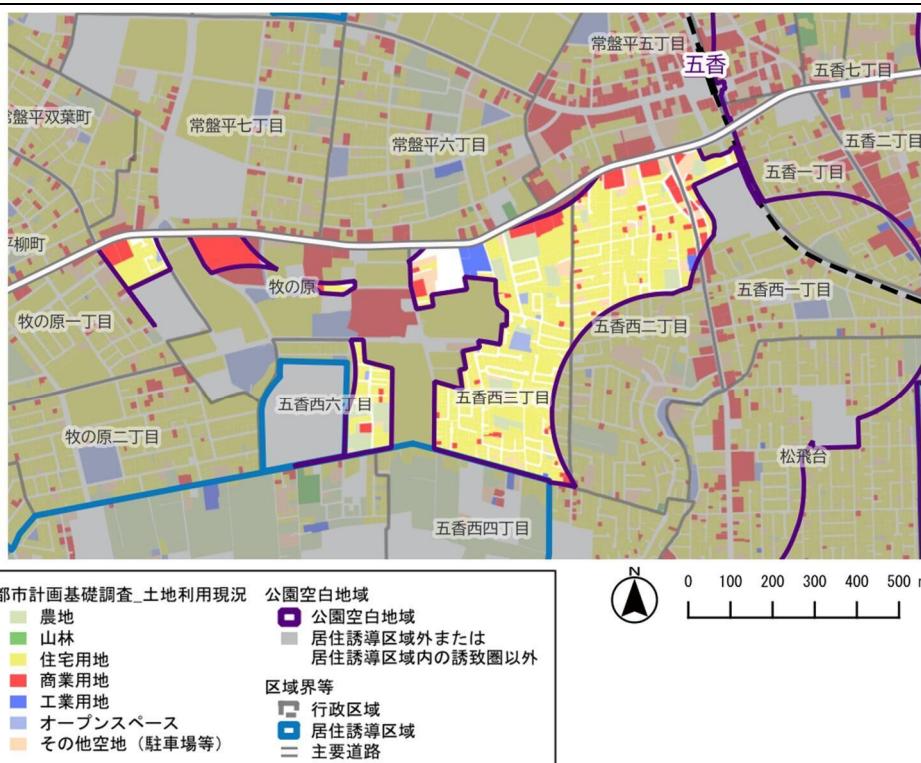
- ・保育園・幼稚園：2件（空白地域周辺に3件）
- ・小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立古ヶ崎小学校、市立旭町小学校）
- ・福祉施設：6件（空白地域周辺に2件）

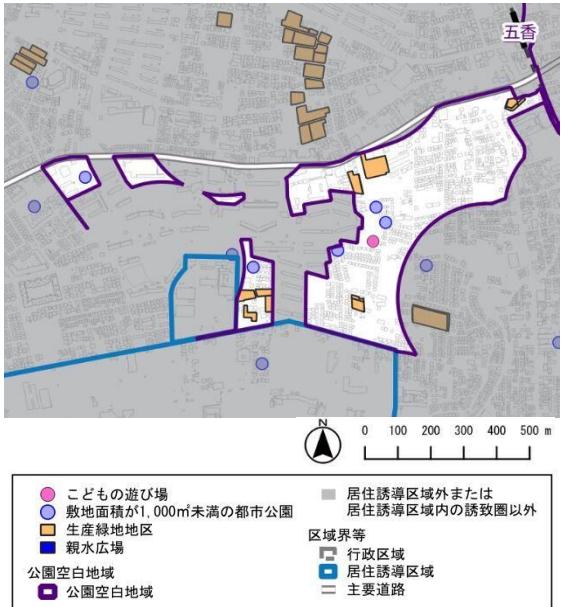
地域名	⑤ 馬橋東地域
面積 (ha)	51.2ha
空白地域の図	
類型	駅周辺型、住宅密集型
用途地域	第一種低層住居専用地域、近隣商業地域、第一種住居地域
都市計画マスタープラン 地域区分	新松戸・馬橋地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 51.2ha のうち、市平均を下回る地区（馬橋、八ヶ崎6丁目）が、15.3ha（地域面積の 29.8%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 51.2ha のうち、市平均を下回る地区（馬橋、上本郷の一部）が、18.8ha（地域面積の 36.7%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、八ヶ崎6丁目では市平均を上回り、それ以外の地区では市平均を下回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6m 未満の道路が馬橋駅東側に多く、旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [6.5ha (地域面積の 12.7%)] は、上本郷地区に存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [3.0ha (地域面積の 7.1%)] は、上本郷地区にわずかに存在している。</li> </ul>

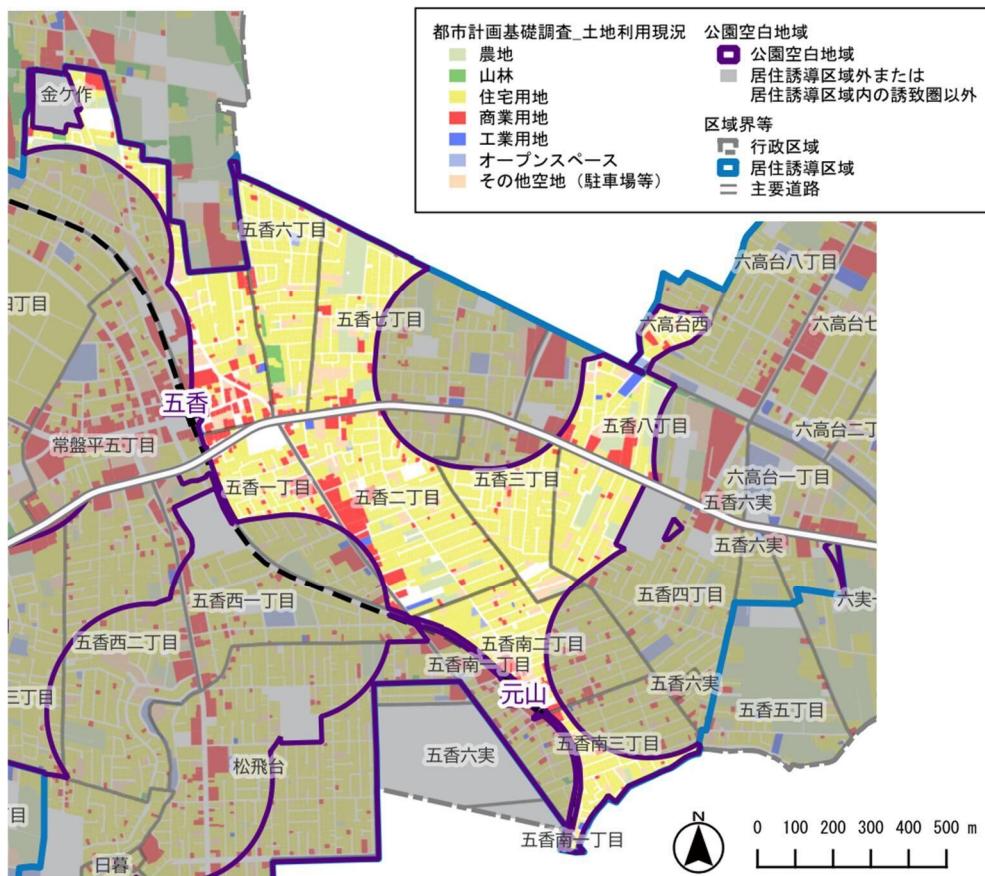
	<p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>馬橋地区の西側に浸水深3m以上5m未満、それ以外の馬橋地区とそれ以外の一部箇所が浸水深0.5m以上3m未満の洪水浸水想定区域に指定されている。</li> <li>土砂災害警戒区域等は、上本郷に多数、中和倉の一部等の斜面林の周辺に存在している。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：15.0%（7地域中7位）</li> <li>公園の不足感：24.0%（7地域中7位）</li> <li>公園の広さが十分でない：28.0%（7地域中7位）</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満54.0%（7地域中6位）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会用の倉庫置場やお祭り用の場所がなく、個人所有の土地を借りていたが諸事情により返還することとなった。一町会に1つ公園を整備してほしい。（松郷町会）</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に1件立地している。</li> <li>1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に1件立地している。</li> <li>空白地域内には、ある程度のまとまった生産緑地が多数存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>  <p>The map shows the Maibashi area with various symbols indicating park resources and urban planning zones. A legend on the right side identifies the symbols and zones:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Orange square)</li> <li>親水広場 (Blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Dashed line)</li> <li>行政区域 (Blue square)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：1件（空白地域周辺に2件）</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立上本郷小学校）</li> <li>福祉施設：2件（空白地域周辺に1件）</li> </ul>

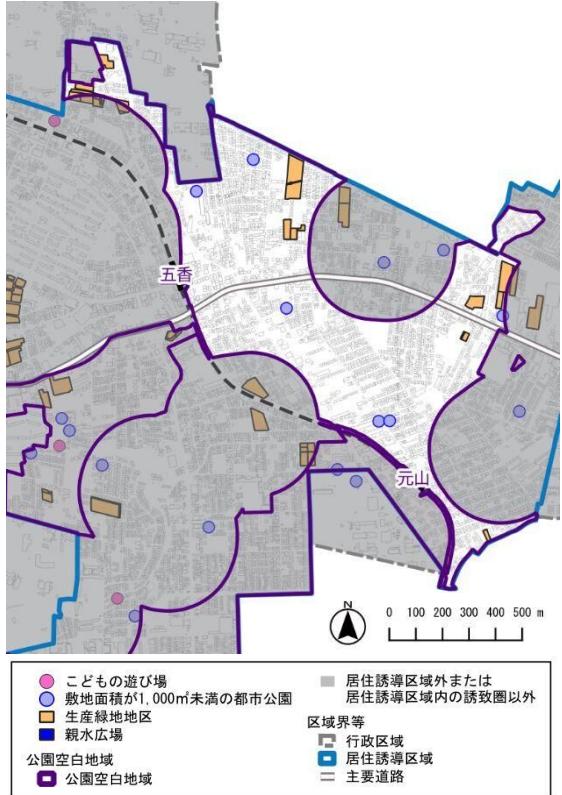
地域名	⑥松戸新田・稔台地域
面積 (ha)	96.0ha
空白地域の図	 <p>都市計画基礎調査_土地利用現況 公園空白地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地</li> <li>山林</li> <li>住宅用地</li> <li>商業用地</li> <li>工業用地</li> <li>オープンスペース</li> <li>その他空地（駐車場等）</li> <li>公園空白地域</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外</li> <li>区域界等</li> <li>行政区域</li> <li>居住誘導区域</li> <li>主要道路</li> </ul> <p>0 100 200 300 400 500 m</p>
類型	駅周辺型、住宅密集型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域
都市計画マスター・ターブル・プラン 地域区分	本庁・明地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 96.0ha のうち、市平均を上回る地区（千駄堀や松戸新田の一部等）が、19.6ha（地域面積の 20.4%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 96.0ha のうち、市平均を下回る地区（千駄堀や稔台 1・8 丁目等）が、42.8ha（地域面積の 44.6%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、千駄堀地区、稔台 8 丁目地区、金ヶ作地区では市平均を上回り、それ以外の地区では市平均を下回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6 m 未満の道路は少ないものの、袋小路が多い。</li> <li>旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>千駄堀や稔台 8 丁目には避難場所の不足地域が存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [31.0ha (地域面積の 32.3%)] は、千駄堀をはじめとした松戸新田北側等の複数の地区に存在している。</li> </ul>

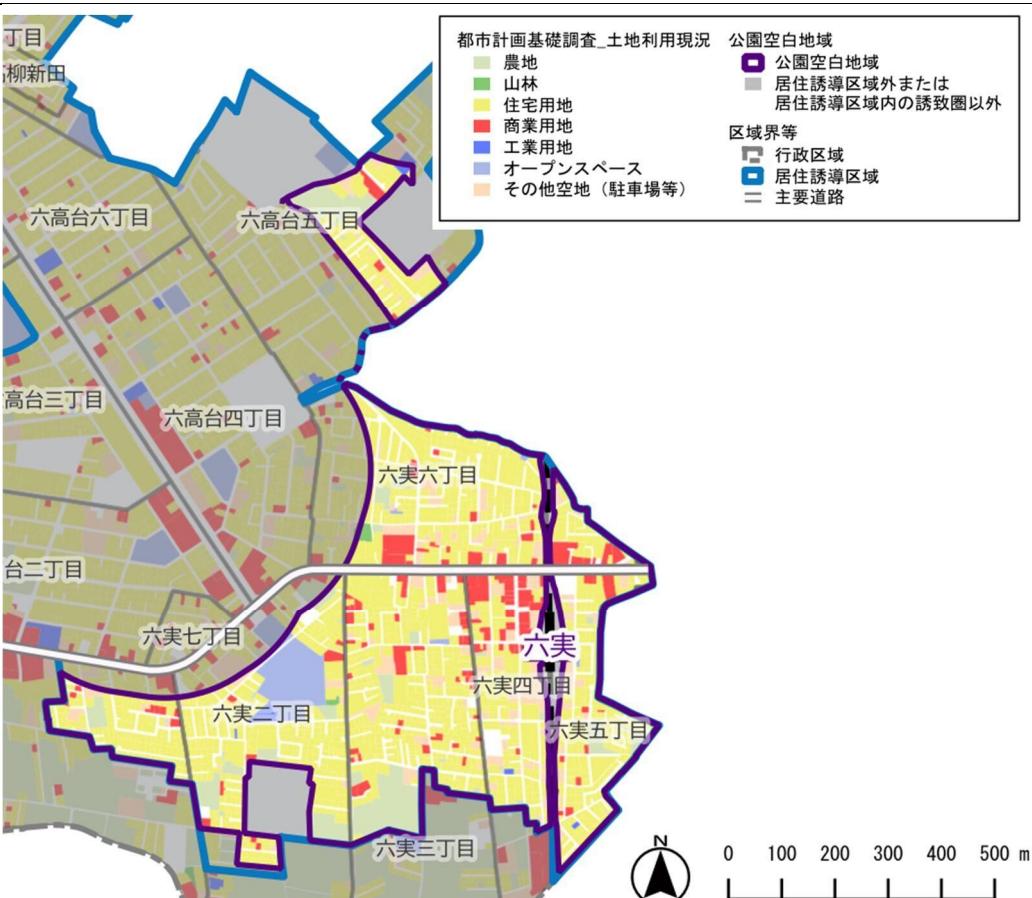
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の不足地域 [24.5ha (地域面積の25.5%)] は、地域の東側・西側地区に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：42.0% (<b>7地域中1位</b>)</li> <li>公園の不足感：43.0% (<b>7地域中2位</b>)</li> <li>公園の広さが十分でない：50.0% (<b>7地域中2位</b>)</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 62.0% (<b>7地域中2位</b>)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に1件、空白地域周辺に2件立地している。</li> <li>1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に3件、空白地域周辺に8件立地している。</li> <li>主に空白地域内に、ある程度のまとまった生産緑地が存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園については、地域北側に大作公園が計画されている。</li> <li>統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> <li>空白地域内に、ボランティア団体による保全活動が行われている樹林地（民有地）がある。</li> </ul>  <p>Map showing the spatial distribution of various land use categories and specific locations. The legend includes:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Yellow square)</li> <li>親水広場 (Blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Dashed line)</li> <li>行政区域 (Blue square)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：3件（空白地域周辺に1件）</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立寒風台小学校）</li> <li>福祉施設：2件（空白地域周辺に0件）</li> </ul>

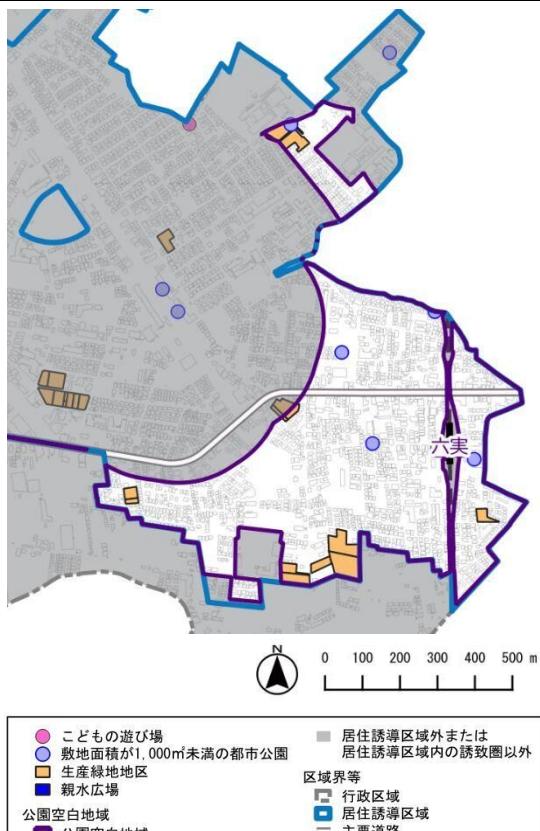
地域名	⑦五香西地域
面積 (ha)	31.3ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型、住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域
都市計画マスタープランによる地域区分	常盤平・五香松飛台地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 31.3ha のうち、市平均を下回る地区（牧の原、五香西1丁目）が、4.5ha（地域面積の 14.3%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 31.3ha のうち、市平均を下回る地区（牧の原、五香西1丁目）が、4.5ha（地域面積の 14.3%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、五香西3・6丁目地区では市平均を上回り、それ以外の地区では市平均を下回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6m 未満の道路の周辺に旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [3.7ha (地域面積の 11.8%)] は、全体的には少ないが、南西側の一部に存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [6.2ha (地域面積の 19.8%)] は、面積は小さいが、中央部に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存商店街の建物更新と商業機能の維持・充実</li> <li>駅西側の交差点改良（食い違い十字路）</li> </ul>

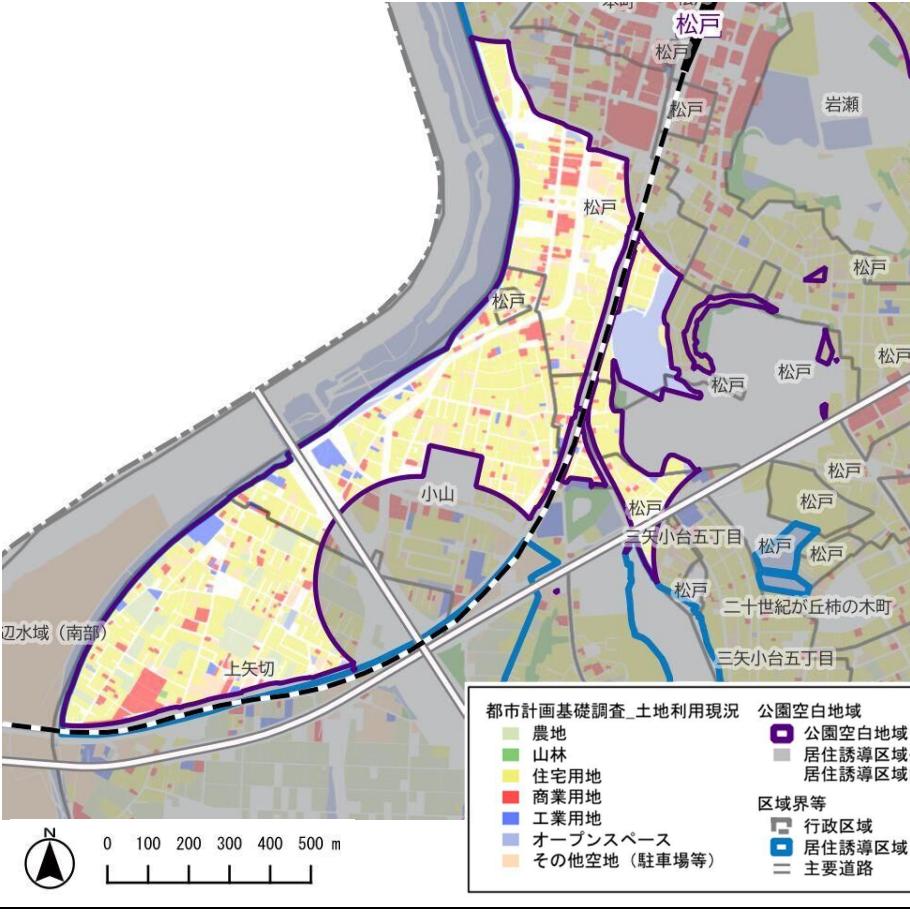
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスターplanの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：16.0%（7地域中6位）</li> <li>公園の不足感：36.0%（7地域中4位）</li> <li>公園の広さが十分でない：39.0%（7地域中5位）</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 47.0%（7地域中7位）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に1件立地している。</li> <li>1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に5件、空白地域周辺に3件立地している。</li> <li>空白地域内及び周辺には、ある程度のまとまった生産緑地が存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>  <p>The map illustrates the spatial distribution of various park and green space types within a study area. The legend identifies the following features:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (orange square)</li> <li>親水広場 (dark blue square)</li> <li>公園空白地域 (purple square)</li> <li>区域界等 (grey line)</li> <li>行政区 (grey square)</li> <li>居住誘導区域 (blue square)</li> <li>主要道路 (black line)</li> </ul> <p>A scale bar indicates distances from 0 to 500 meters, and a north arrow is present.</p>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：0件（空白地域周辺には2件）</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺には1件）</li> <li>福祉施設：0件（空白地域周辺には4件）</li> </ul>

地域名	⑧五香地域
面積 (ha)	85.9ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型、住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域
都市計画マスタープラン 地域区分	常盤平・五香松飛台地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 85.9ha のうち、市平均を上回る地区（五香5・6丁目、五香南2・3丁目、六高台西）が、42.2ha（地域面積の 49.1%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 85.9ha のうち、市平均を下回る地区（五香南2・3丁目、五香6丁目、金ヶ作等）が、34.5ha（地域面積の 40.2%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、五香7丁目地区では市平均を下回り、それ以外の地区では市平均を上回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [30.3ha (地域面積の 35.3%)] は、南側の五香南のほぼ全域、五香2～4・6・7丁目の一部の地区と全体的に多く存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [16.9ha (地域面積の 19.6%)] は、地域北側の一部に存在している。</li> </ul>

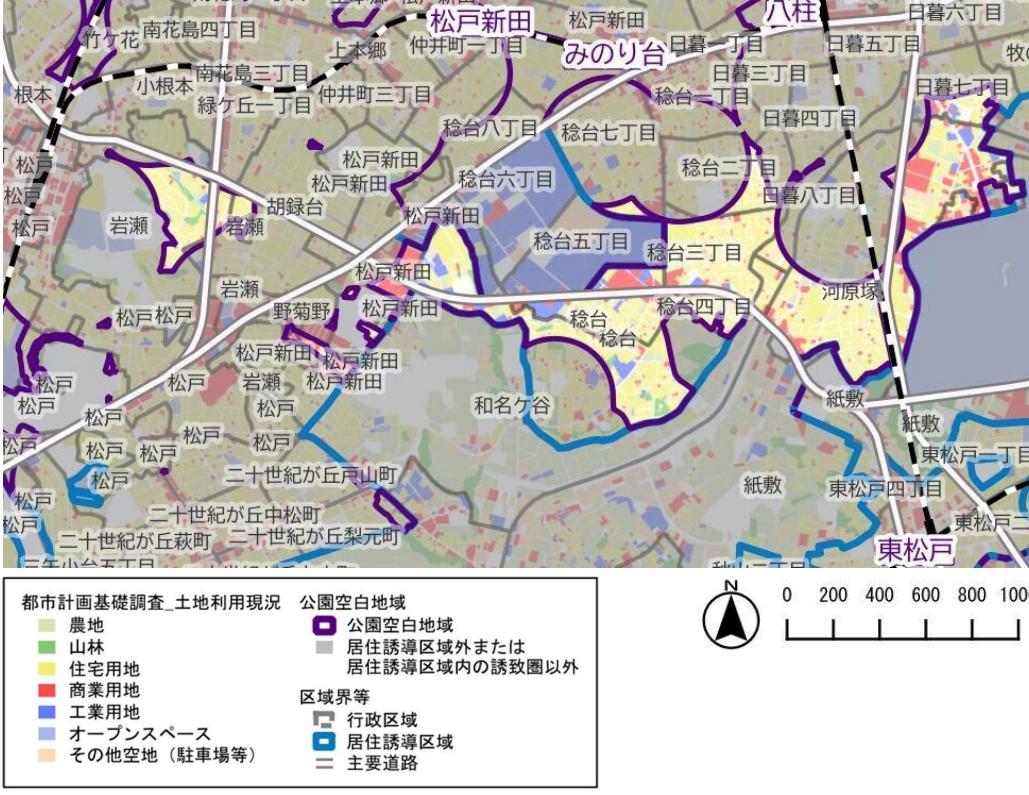
	<p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園整備や敷地内の緑化、狭い道路の拡幅や交通安全対策などによる住環境の改善</li> <li>・公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑が少ないと感じる：16.0%（7地域中6位）</li> <li>・公園の不足感：36.0%（7地域中4位）</li> <li>・公園の広さが十分でない：39.0%（7地域中5位）</li> <li>・公園の利用頻度：月1回未満47.0%（7地域中7位）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊び場は空白地域内及び周辺には立地していない。</li> <li>・1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に6件、空白地域周辺に2件立地している。</li> <li>・空白地域周辺も含め、ある程度まとまった生産緑地が存在している</li> <li>・未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul> 
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園：3件（空白地域周辺には2件）</li> <li>・小学校・児童館：0件（空白地域周辺には2件）</li> <li>・福祉施設：4件（空白地域周辺には2件）</li> </ul>

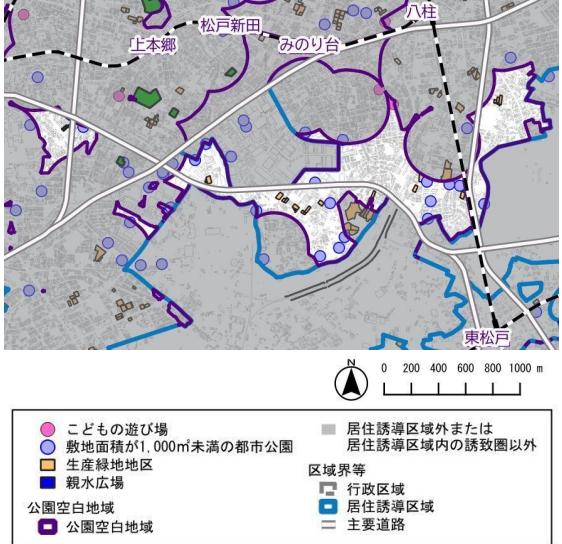
地域名	⑨六実・六高台地域
面積 (ha)	49.6ha
空白地域の図	
類型	駅周辺型、住宅密集型
用途地域	第二種中高層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、近隣商業地域、第一種住居地域
都市計画マス タープラン 地域区分	六実六高台地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 49.6ha のうち、市平均を上回る地区（六実1・3・4丁目）が、20.1ha（地域面積の 40.6%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 49.6ha のうち、市平均を上回る地区（六実2・5丁目、六高台5丁目）が、20.1ha（地域面積の 40.6%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、六実5・6丁目、六高台5丁目地区では市平均を下回り、それ以外の地区では市平均を上回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6 m 未満の道路が多く、旧耐震基準の木造建築物が存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [24.0ha（地域面積の 48.5%）] は、全体的には多く、南側に位置する六実2～5丁目の南側と、北側に位置する六実6丁目の北側に存在している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の不足地域 [11.3ha (地域面積の22.7%)] は、駅周辺や六実5丁目に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園整備や敷地内の緑化、狭い道路の拡幅や交通安全対策などによる住環境の改善</li> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：22.0% (7地域中3位)</li> <li>公園の不足感：33.0% (7地域中6位)</li> <li>公園の広さが十分でない：37.0% (7地域中6位)</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 57.0% (7地域中4位)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>六実にある私有地を公共用地として使ってもらいたい。現在、会社・自宅建物が建っているが、市側の意向によっては更地にして貸すこともできる。</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内及び周辺には立地していない。</li> <li>1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に4件立地している</li> <li>空白地域内には、ある程度のまとまった生産緑地が存在している</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>  <p>The map shows the spatial distribution of various land use and park resources. It includes a legend and a scale bar. The legend identifies the following features:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Orange square)</li> <li>親水広場 (Dark blue square)</li> <li>公園空白地 (Purple square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Grey line)</li> <li>行政区域 (Blue square)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul> <p>The scale bar indicates distances from 0 to 500 meters. A north arrow is also present.</p>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：0件 (空白地域周辺に1件)</li> <li>小学校・児童館：0件 (空白地域周辺に1件)</li> <li>福祉施設：2件 (空白地域周辺に1件)</li> </ul>

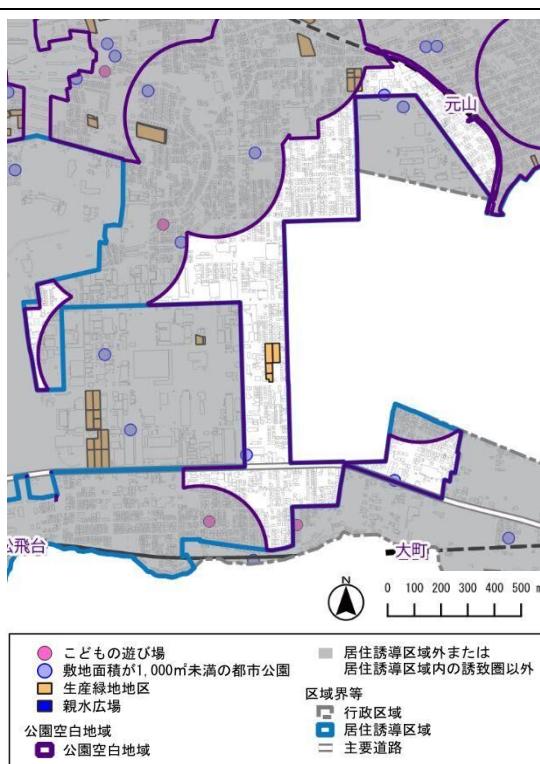
地域名	⑩松戸地域
面積 (ha)	71.3ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型、住農混在型
用途地域	準工業地域、第一種住居地域、近隣商業地域
都市計画マスター プラン 地域区分	本庁・明地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 71.3ha のうち、市平均を上回る上矢切地区が、23.2ha (地域面積の 32.6%) に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 71.3ha のうち、市平均を上回る上矢切地区が、25.9ha (地域面積の 36.4%) に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、地区全域で市平均を下回る。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6m 未満の道路が多く、旧耐震基準の木造建築物が存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [15.7ha (地域面積の 22.1%)] は、南側の上矢切地区のほぼ全域に広がり、全体の 2割程度存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [19.8ha (地域面積の 27.8%)] は、南側の上矢切地区のほぼ全域と北側の松戸地区の一部に存在している。</li> </ul>

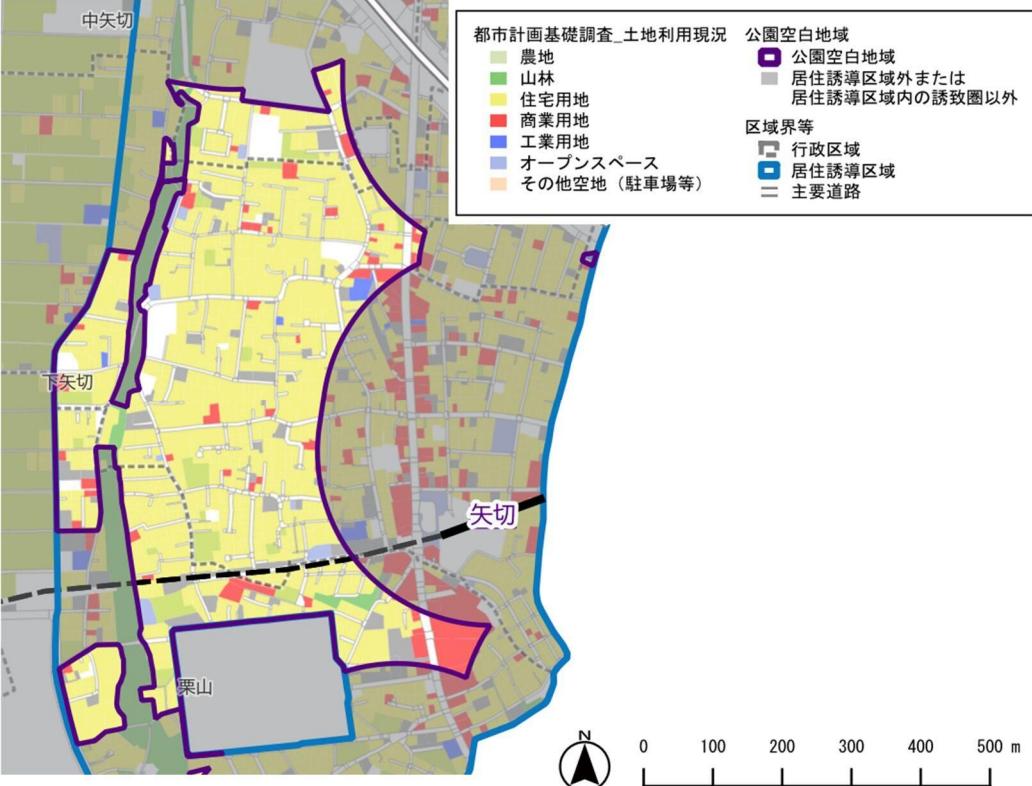
	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川・坂川等の自然的資源や、戸定邸、旧水戸街道沿いの歴史的資源を生かした魅力づくり</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほぼ全域で浸水深3m以上5m未満、北側の一部で浸水深0.5m以上3m未満の洪水浸水想定区域に指定されている。</li> <li>土砂災害警戒区域等は、存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスターplanの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：42.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> <li>公園の不足感：43.0%（<b>7地域中2位</b>）</li> <li>公園の広さが十分でない：50.0%（<b>7地域中2位</b>）</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満62.0%（<b>7地域中2位</b>）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>上矢切地区に中規模程度の公園を整備してほしい。</li> <li>可能であれば土地を買い取ってほしい。</li> <li>南部小近辺に子どもが遊べる公園がない。</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域内に2件立地している。</li> <li>1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に3件立地している。</li> <li>空白地域内及び周辺はともに、ある程度のまとまった生産緑地が存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul> 
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：1件</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立南部小学校）</li> <li>福祉施設：2件</li> </ul>

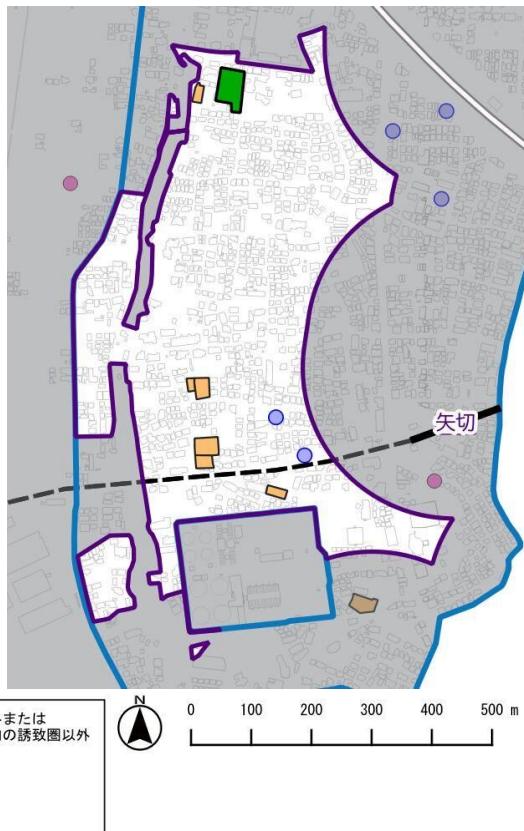
地域名	⑪和名ヶ谷・紙敷地域
面積 (ha)	125.6ha
空白地域の図	 <p>都市計画基礎調査_土地利用現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地</li> <li>山林</li> <li>住宅用地</li> <li>商業用地</li> <li>工業用地</li> <li>オープンスペース</li> <li>その他空地（駐車場等）</li> </ul> <p>公園空白地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園空白地域</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外</li> </ul> <p>区域界等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政区域</li> <li>居住誘導区域</li> <li>主要道路</li> </ul> <p>N 0 200 400 600 800 1000</p>
類型	住宅密集型、住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域
都市計画マスタープランによる地域区分	東部地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 125.6ha のうち、市平均を下回る地区（穂台3丁目、岩瀬、松戸新田の一部等）が、32.2ha（地域面積の 25.7%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 125.6ha のうち、市平均を下回る地区（岩瀬、穂台2丁目、日暮7丁目等）が、20.2ha（地域面積の 16.1%）に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、穂台2・4丁目、日暮7丁目地区では市平均を下回り、それ以外の地区では市平均を上回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>穂台3丁目や河原塚等に旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [7.1ha（地域面積の 5.6%）] は、穂台3丁目、河原塚、和名ヶ谷の一部等に存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [26.6ha（地域面積の 21.1%）] は、穂台、和名ヶ谷、河原塚、岩瀬の一部等に存在している。</li> </ul>

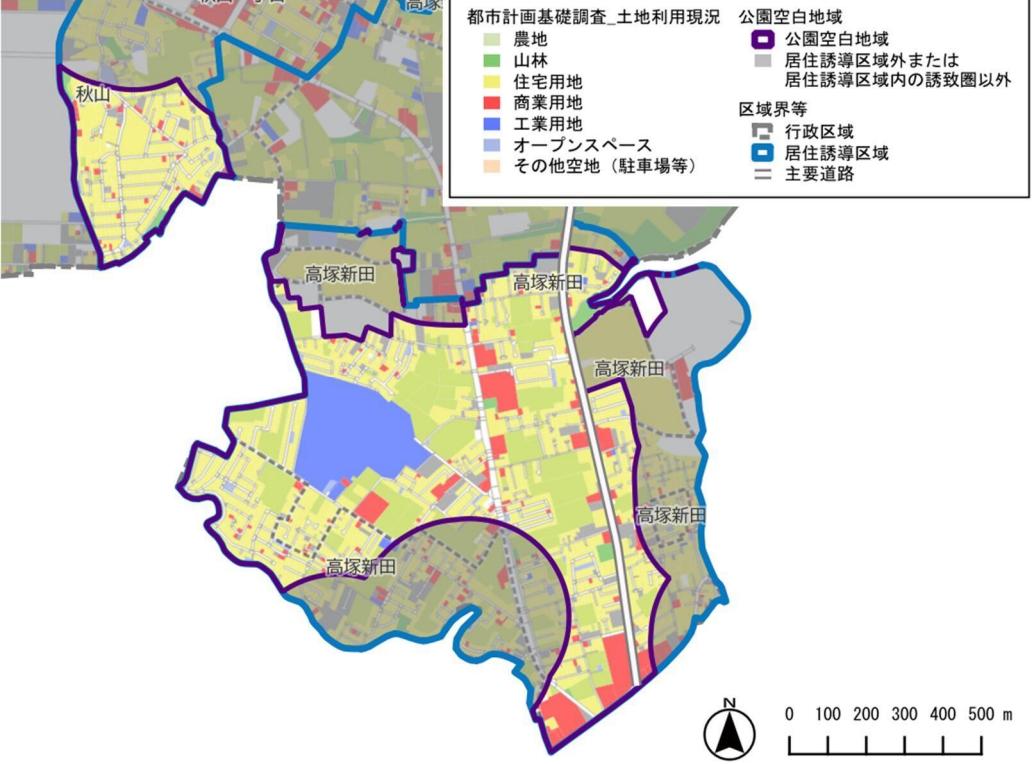
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域は存在していない。</li> <li>・土砂災害警戒区域等は、和名ヶ谷と岩瀬の一部に存在している。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスターplanの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑が少ないと感じる：19.0%（7地域中4位）</li> <li>・公園の不足感：55.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> <li>・公園の広さが十分でない：60.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> <li>・公園の利用頻度：月1回未満 64.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	特になし
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊び場は、空白地域内に1件立地している。</li> <li>・1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に14件、空白地域周辺に13件立地している。</li> <li>・空白地域周辺に、ある程度のまとまとった生産緑地が存在している</li> <li>・未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul> 
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園：0件（空白地域周辺に3件）</li> <li>・小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立稔台小学校、市立和名ヶ谷小学校）</li> <li>・福祉施設：4件（空白地域周辺には7件）</li> </ul>



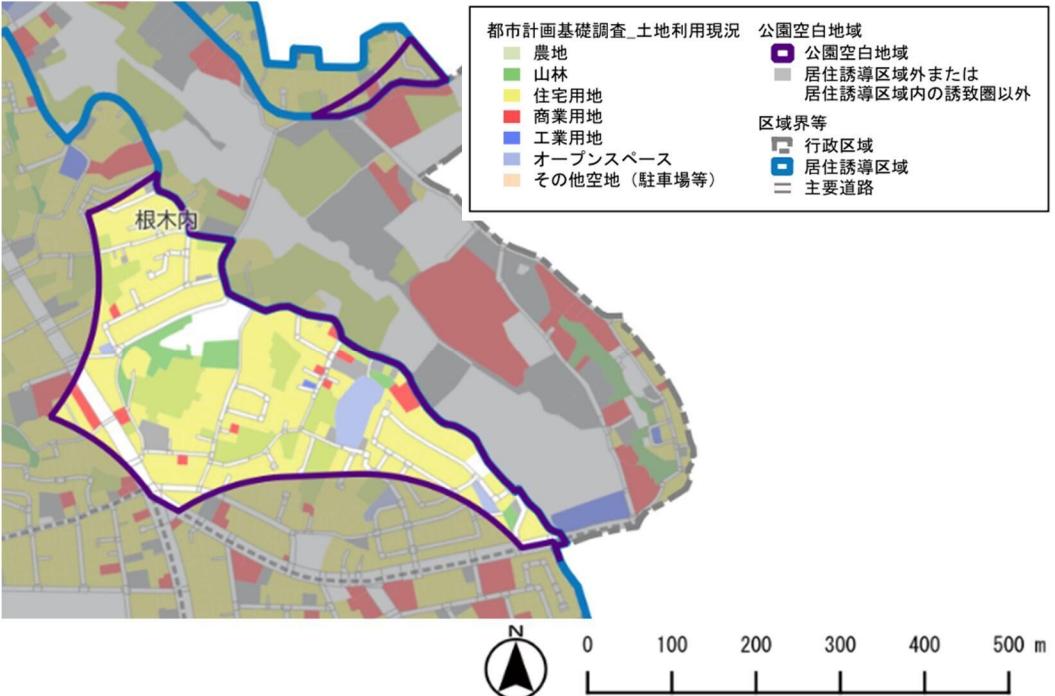
	<p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：16.0%（7地域中6位）</li> <li>公園の不足感：36.0%（7地域中4位）</li> <li>公園の広さが十分でない：39.0%（7地域中5位）</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 47.0%（7地域中7位）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域周辺に2件立地している。</li> <li>1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に3件、空白地域周辺に5件立地している。</li> <li>空白地域内及び周辺には、ある程度のまとまった生産緑地が存在している。</li> <li>未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul> 
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：0件</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立松飛台第二小学校）</li> <li>福祉施設：1件（空白地域周辺に1件）</li> </ul>

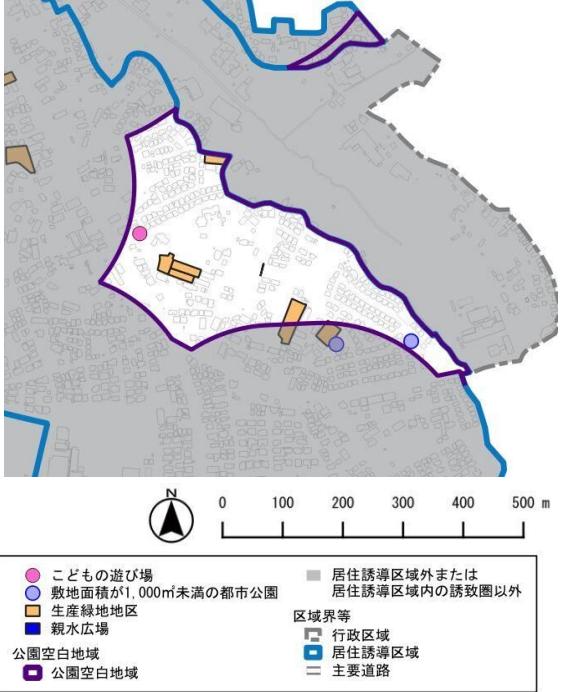
地域名	⑬矢切地域
面積 (ha)	29.3ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型
用途地域	第一種低層住居専用地域
都市計画マスク ターブル 地域区分	矢切地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地域面積 29.3ha のうち、市平均を上回る地区（栗山、中矢切）が、10.6ha（地域面積の 36.3%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 29.3ha のうち、市平均を上回る中矢切地区が、2.4ha（地域面積の 8.3%）に留まることから、地区全域では市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、栗山地区、中矢切地区では市平均を下回り、それ以外の地区では市平均を上回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 6m 未満の道路が多く、旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域は、地域中央部に大きく存在している。</li> <li>避難場所の不足地域は、地域南側半分の地区に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> <li>斜面林の保全</li> <li>都市計画道路の整備による歩道空間の拡張</li> </ul>

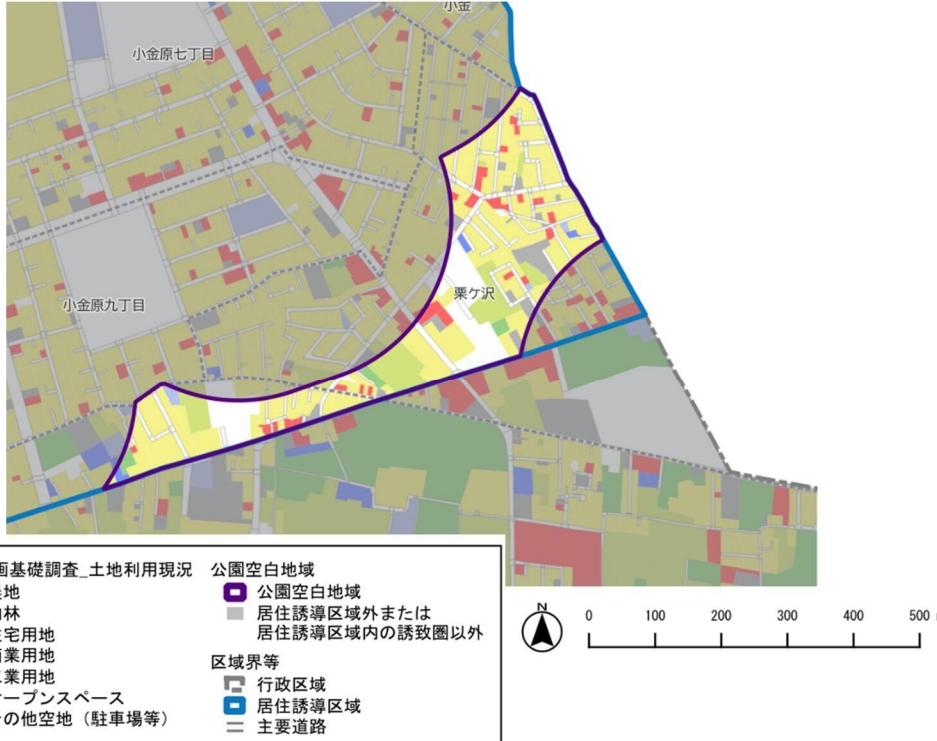
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>西側の一部が浸水深 0.5m以上3m未満の洪水浸水想定区域に指定されている。</li> <li>西側の南北に結ぶように土砂災害警戒区域等に指定されている。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p>【都市計画マスター プランの7地域での順位】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる：26.0%（7地域中2位）</li> <li>公園の不足感：34.0%（7地域中5位）</li> <li>公園の広さが十分でない：47.0%（7地域中3位）</li> <li>公園の利用頻度：月1回未満 60.0%（7地域中3位）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの遊び場は空白地域周辺に1件立地している。</li> <li>1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に2件立地している</li> <li>空白地域内に、ある程度のまとまった生産緑地が存在している</li> <li>未整備の都市計画公園については、地域北側に坂上公園が計画されている。</li> <li>統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>  <p>The map shows the spatial distribution of various park resources and urban planning boundaries. Key features include:     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Legend:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Orange square)</li> <li>親水広場 (Dark blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Grey line)</li> <li>行政区域 (Blue line)</li> <li>居住誘導区域 (Blue square)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul> </li> <li><b>Scale Bar:</b> 0 to 500 m.</li> <li><b>Labels:</b> 矢切 (Yachise) is labeled on the map.</li> </ul> </p>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園：1件</li> <li>小学校・児童館：0件（空白地域周辺に市立矢切小学校）</li> <li>福祉施設：1件（空白地域周辺に1件）</li> </ul>

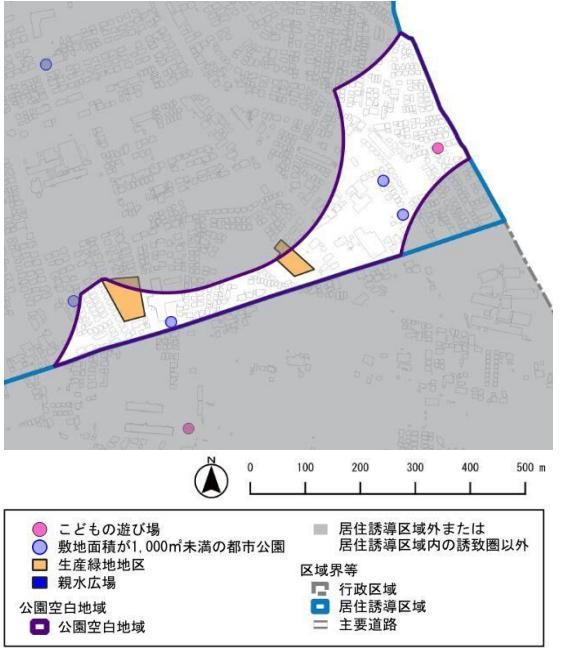
地域名	⑭高塚新田・秋山地域
面積 (ha)	90.4ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型、住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域
都市計画マスタープランによる地域区分	東部地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地区全域で市平均を上回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 90.4ha のうち、市平均を下回る地区（高塚新田の一部）が、14.1ha (地域面積の 15.6%) に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、秋山地区では市平均を下回り、それ以外の地区では市平均を上回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の木造建築物が複数存在している。</li> <li>消防活動に支障のある区域 [21.0ha (地域面積の 23.2%)] は、高塚新田西側に大きく存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [52.8ha (地域面積の 58.3%)] は、北側の秋山地区のほぼ全域、南側の高塚新田南側一体の地区に存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> <li>生産緑地制度の活用などによる観光梨園の保全</li> <li>公園整備や敷地内の緑化、狭い道路の拡幅や交通安全対策などによる住環境の改善</li> </ul>

災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスターplanの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑が少ないと感じる：19.0%（7地域中4位）</li> <li>・公園の不足感：55.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> <li>・公園の広さが十分でない：60.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> <li>・公園の利用頻度：月1回未満 64.0%（<b>7地域中1位</b>）</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
空白地域解消に向けた主な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊び場は空白地域周辺に1件立地している。</li> <li>・1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に16件、空白地域周辺に3件立地している。</li> <li>・空白地域内及び周辺はとともに、ある程度のまとまった生産緑地が複数存在している</li> <li>・未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul>
公園整備にあたり連携可能な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園：1件（空白地域周辺に1件）</li> <li>・小学校・児童館：0件（空白地域周辺に梨香台小学校）</li> <li>・福祉施設：0件（空白地域周辺に4件）</li> </ul>

地域名	⑯根木内地域
面積 (ha)	10.5ha
空白地域の図	
類型	住宅密集型、住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域
都市計画マスター プラン 地域区分	小金・小金原地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地区全域で市平均を上回っている。</li> <li>年少人口比率は、地区全域で市平均を下回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、地区全域で市平均を下回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動に支障のある区域 [2.0ha (地域面積の 18.6%)] は、地域北側に存在している。</li> <li>避難場所の不足地域 [0.4ha (地域面積の 3.9%)] は、地域北側にわずかに存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスター プランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する市民意向	<p><b>【都市計画マスター プランの 7 地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる : 18.0% (7 地域中 5 位)</li> <li>公園の不足感 : 40.0% (7 地域中 3 位)</li> <li>公園の広さが十分でない : 40.0% (7 地域中 4 位)</li> <li>公園の利用頻度 : 月 1 回未満 56.0% (7 地域中 5 位)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

空白地域解消 に向けた主な 地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの遊び場は空白地域内に1件立地している。</li> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に1件、空白地域周辺に1件立地している。</li> <li>・ 空白地域内に、ある程度のまとまった生産緑地が存在している</li> <li>・ 未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> </ul> 
公園整備にあ たり連携可能 な地域資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園・幼稚園：0件</li> <li>・ 小学校・児童館：0件</li> <li>・ 福祉施設：0件（空白地域周辺に2件）</li> </ul>

地域名	⑯栗ヶ沢地域
面積 (ha)	10.4ha
空白地域の図	
類型	住農混在型
用途地域	第一種低層住居専用地域
都市計画マスタープラン 地域区分	小金・小金原地域
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加率は、地区全域で市平均を下回っている。</li> <li>年少人口比率は、地域面積 10.4ha のうち、市平均を下回る金ヶ作地区が、2.7ha (地域面積の 16.4%) に留まることから、地区全域では市平均を上回っている。</li> <li>高齢者人口比率は、地区全域で市平均を上回っている。</li> </ul>
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の不足地域 [5.8ha (地域面積の 55.9%)] は、地域東側地区にわずかに存在している。</li> </ul> <p><b>【都市計画マスタープランでの記載】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園が不足している区域への公園の適正な配置</li> </ul>
災害危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等は、どちらも存在していない。</li> </ul>
公園に関する 市民意向	<p><b>【都市計画マスタープランの7地域での順位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑が少ないと感じる : 18.0% (7地域中 5位)</li> <li>公園の不足感 : 40.0% (7地域中 3位)</li> <li>公園の広さが十分でない : 40.0% (7地域中 4位)</li> <li>公園の利用頻度 : 月1回未満 56.0% (7地域中 5位)</li> </ul>
公園整備に関する地域要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

<p>空白地域解消に向けた主な地域資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの遊び場は空白地域内に1件立地している。</li> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園は空白地域内に3件立地している。</li> <li>・ 空白地域内に、ある程度のまとまった生産緑地が存在している</li> <li>・ 未整備の都市計画公園や、統廃合や土地利用転換が予定されている公共用地については、存在していない。</li> <li>・ 空白地域の南側に松戸市金ヶ作育苗圃やボランティア団体による保全活動が行われている樹林地（民有地）がある。</li> </ul>  <p>Map showing the spatial distribution of various facilities and areas in a residential area. The map includes a legend and a scale bar.</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの遊び場 (Pink circle)</li> <li>敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園 (Blue circle)</li> <li>生産緑地地区 (Orange square)</li> <li>親水広場 (Dark blue square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>公園空白地域 (Purple square)</li> <li>居住誘導区域外または居住誘導区域内の誘致圏以外 (Grey area)</li> <li>区域界等 (Boundary lines)</li> <li>行政区域 (Boundary lines)</li> <li>居住誘導区域 (Blue shaded area)</li> <li>主要道路 (Black line)</li> </ul> <p>Scale bar: 0, 100, 200, 300, 400, 500 m</p>
<p>公園整備にあたり連携可能な地域資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園・幼稚園：0件</li> <li>・ 小学校・児童館：0件</li> <li>・ 福祉施設：2件</li> </ul>

## 6. 長期未着手都市計画公園の現状・課題

### (1) 長期未着手都市計画公園の一覧

本市の都市計画公園のうち、長期未整備となっている都市計画公園は以下の8箇所で、うち5箇所は未整備、3箇所は一部開設済みとなっている。

表 長期未着手都市計画公園の一覧

	公園名	カテゴリ	番号	都市計画決定日	計画決定面積(ha)	供用済み面積(ha)	公園種別
1	坂上公園	長期未整備	2・2・2	昭和30年12月26日	0.25		街区公園
2	拓野公園	一部開設	2・2・13	昭和30年12月26日	0.25	0.09	街区公園
3	天神公園	長期未整備	2・2・15	昭和30年12月26日	0.25		街区公園
4	稔台公園	一部開設(他の場所)	2・2・20	昭和30年12月26日	0.25	0.20	街区公園
5	大作公園	長期未整備	2・2・33	昭和36年6月12日	0.25		街区公園
6	古ヶ崎第1公園	長期未整備	2・2・82	昭和58年11月14日	0.20		街区公園
7	胡録台公園	一部開設(他の場所)	3・3・2	昭和30年12月26日	2.00 (近隣公園)	0.24 (街区公園)	近隣公園 (一部開設:街区公園)
8	松戸公園	長期未整備	3・3・3	昭和30年12月26日	2.16		近隣公園

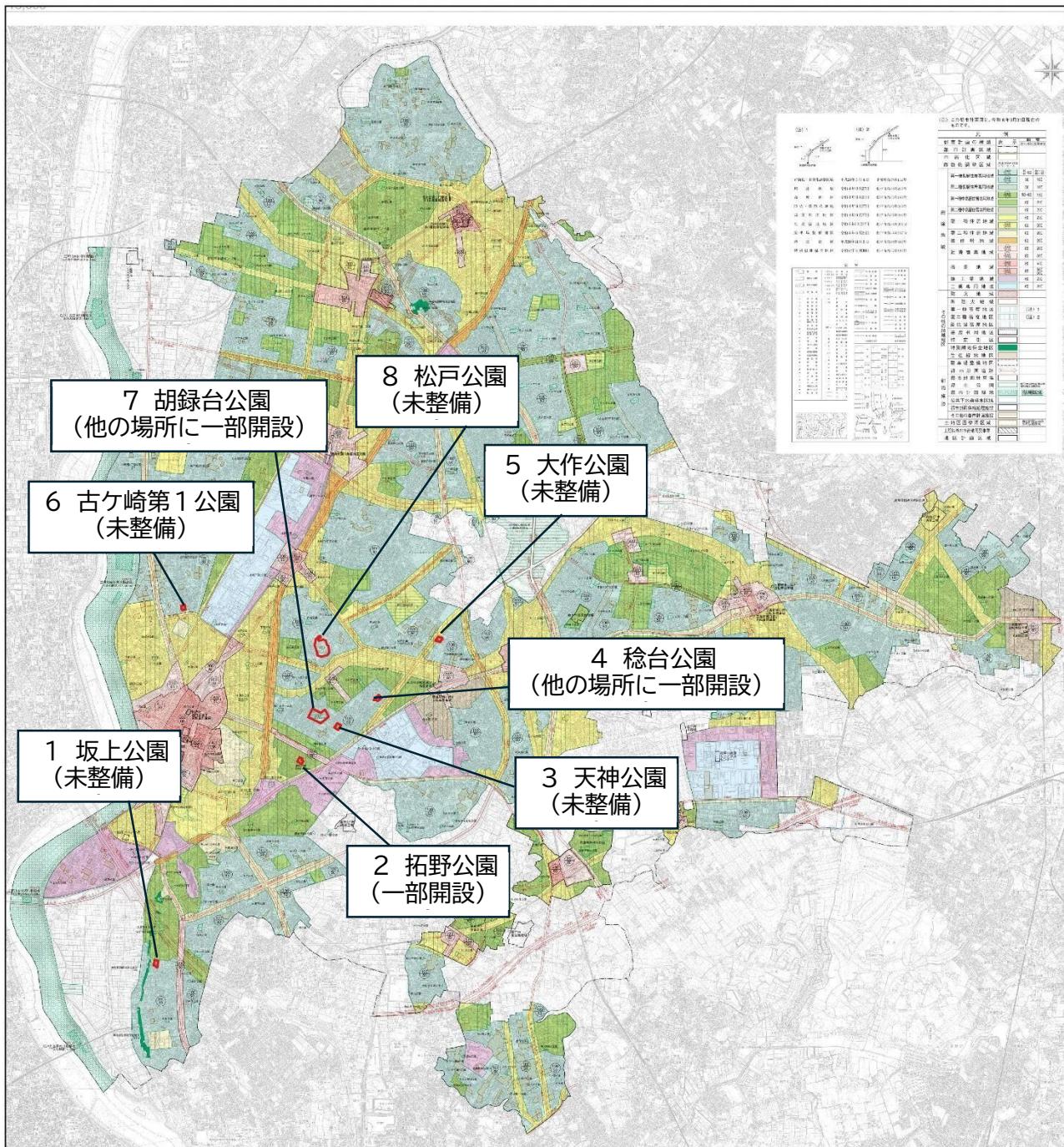


図 長期末着手都市計画公園の分布

## (2) 各公園の概要

8箇所ある長期未着手都市計画公園の概要について、以下に示す。

### 1) 坂上公園

公園名／番号	坂上公園／2・2・2
計画面積 (ha)	0.25ha
計画決定時期	昭和 30 年 12 月 26 日
公園種別	街区公園
所在地	松戸市大字中矢切字坂上（都市計画決定時の町丁字名を表記）
決定理由	本市は首都に隣接した衛星都市として近年特に発展しているが、都市の形態の整備と並行して都市施設の充実を図ると共に快適な生活の源泉として、公園を決定するものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場
公園予定地の現況等	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されて住宅地となっている。
長期未着手となっている理由	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。

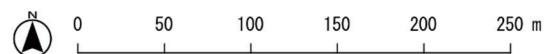


図 未整備都市計画公園の様子（航空写真）

出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

※上記を加工して作成

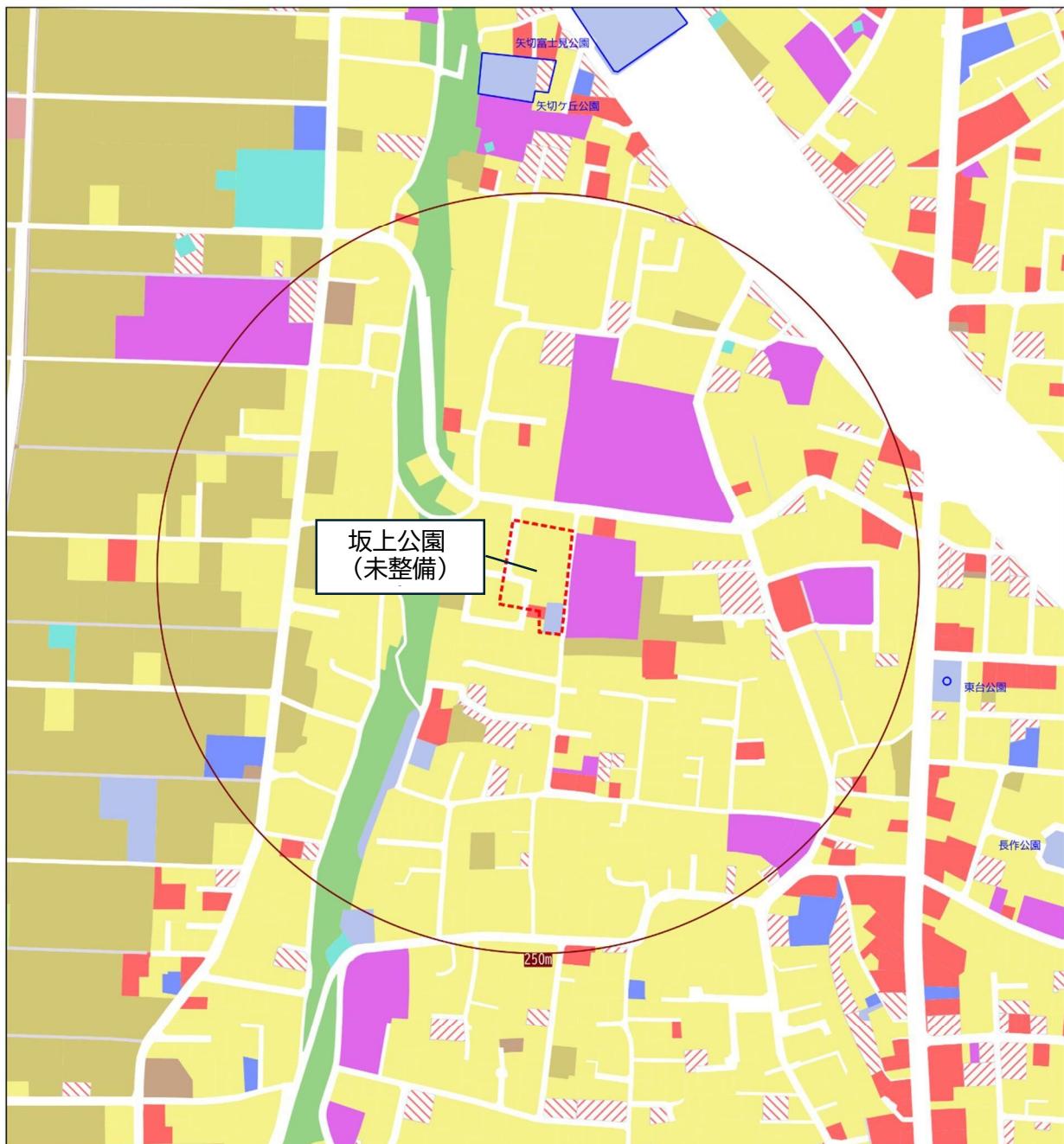


図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 2) 拓野公園

公園名／番号	拓野公園／2・2・13
計画面積 (ha)	0.25ha (うち使用済み面積、約0.09ha)
計画決定時期	昭和30年12月26日
公園種別	街区公園
所在地	松戸市大字胡録台字拓野 (都市計画決定時の町丁字名を表記)
決定理由	本市は首都に隣接した衛星都市として近年特に発展しているが、都市の形態の整備と並行して都市施設の充実を図ると共に快適な生活の源泉として、公園を決定するものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場
公園予定地の現況等	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されて住宅地となっている。
長期未着手となっている理由	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。
一部開設されている公園の概況	<p><b>【基本情報】</b></p> <p>名称：拓野公園 面積：900 m<sup>2</sup>      種別：街区 開設時期：平成25年3月29日</p> <p>設置されている施設：児童の遊び場（ブランコ、スプリング遊具）、ベンチ、防災倉庫</p> <p>・開設されている拓野公園は、ブランコ、スプリング遊具、ベンチと防災倉庫が設置されており、児童の遊び場と防災機能を有している。</p>

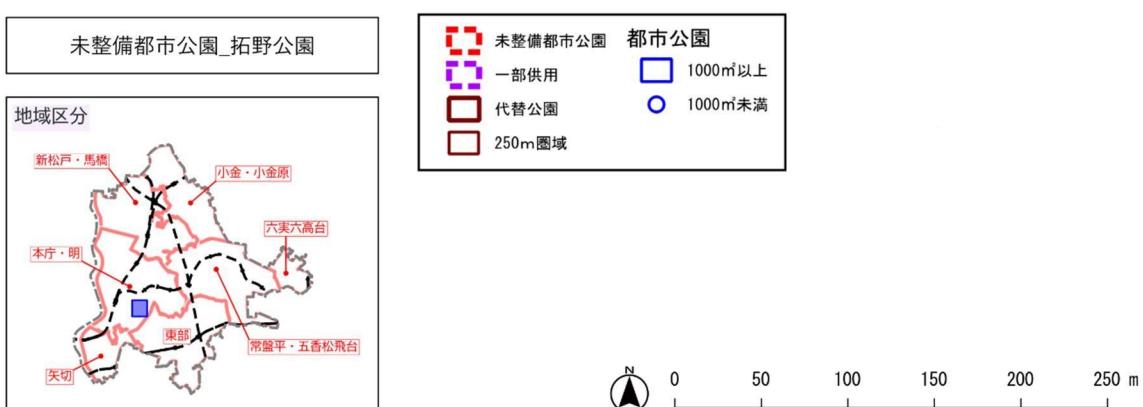
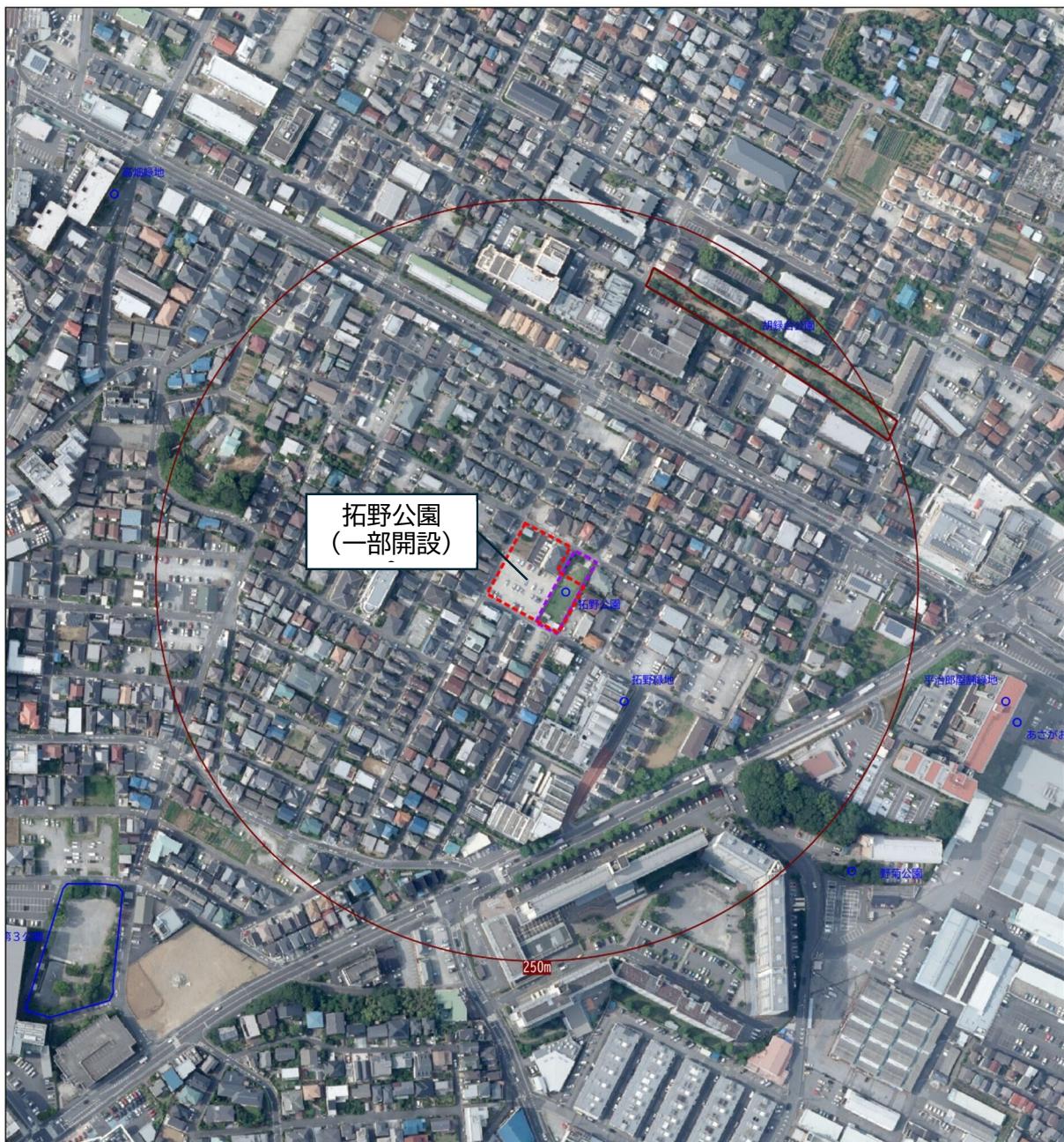
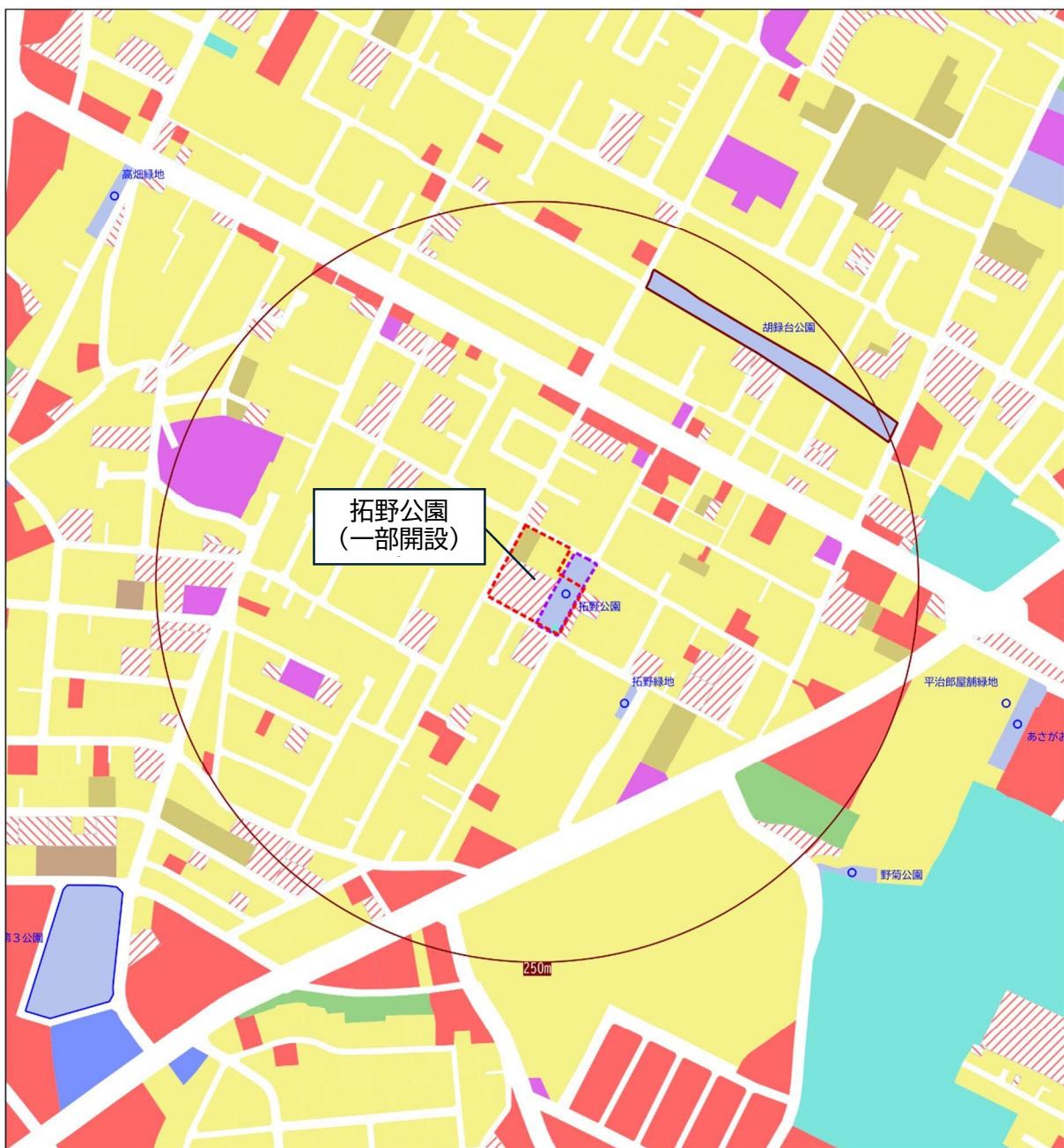


図 未整備都市計画公園の様子 (航空写真)

出典:国土地理院撮影の空中写真 (2019年撮影)

※上記を加工して作成



土地利用現況	道路用地
田	オープンスペース
畠	平面駐車場
山林	未利用地、未建築宅地、用途改变中の土地、屋外利用地
水面	
荒地、耕作放棄地、低湿地	未整備都市公園_代替公園・一部供用区域
その他自然地	未整備都市公園
住宅用地	一部供用
商業用地	代替公園
工業用地	250m圏域
文教・厚生用地	都市公園
公共施設用地	1000m <sup>2</sup> 以上
運輸施設用地	1000m <sup>2</sup> 未満
交通施設用地	



図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

### 3) 天神公園

公園名／番号	天神公園／2・2・15
計画面積 (ha)	0.25ha
計画決定時期	昭和 30 年 12 月 26 日
公園種別	街区公園
所在地	松戸市大字松戸新田宇天神山（都市計画決定時の町丁字名を表記）
決定理由	本市は首都に隣接した衛星都市として近年特に発展しているが、都市の形態の整備と並行して都市施設の充実を図ると共に快適な生活の源泉として、公園を決定するものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場
公園予定地の現況等	・都市計画決定当初資料では畠であったが、一部山林は残っているものの、現在は宅地化されて住宅地となっている。
長期未着手となっている理由	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。

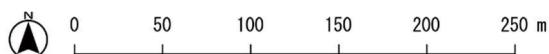
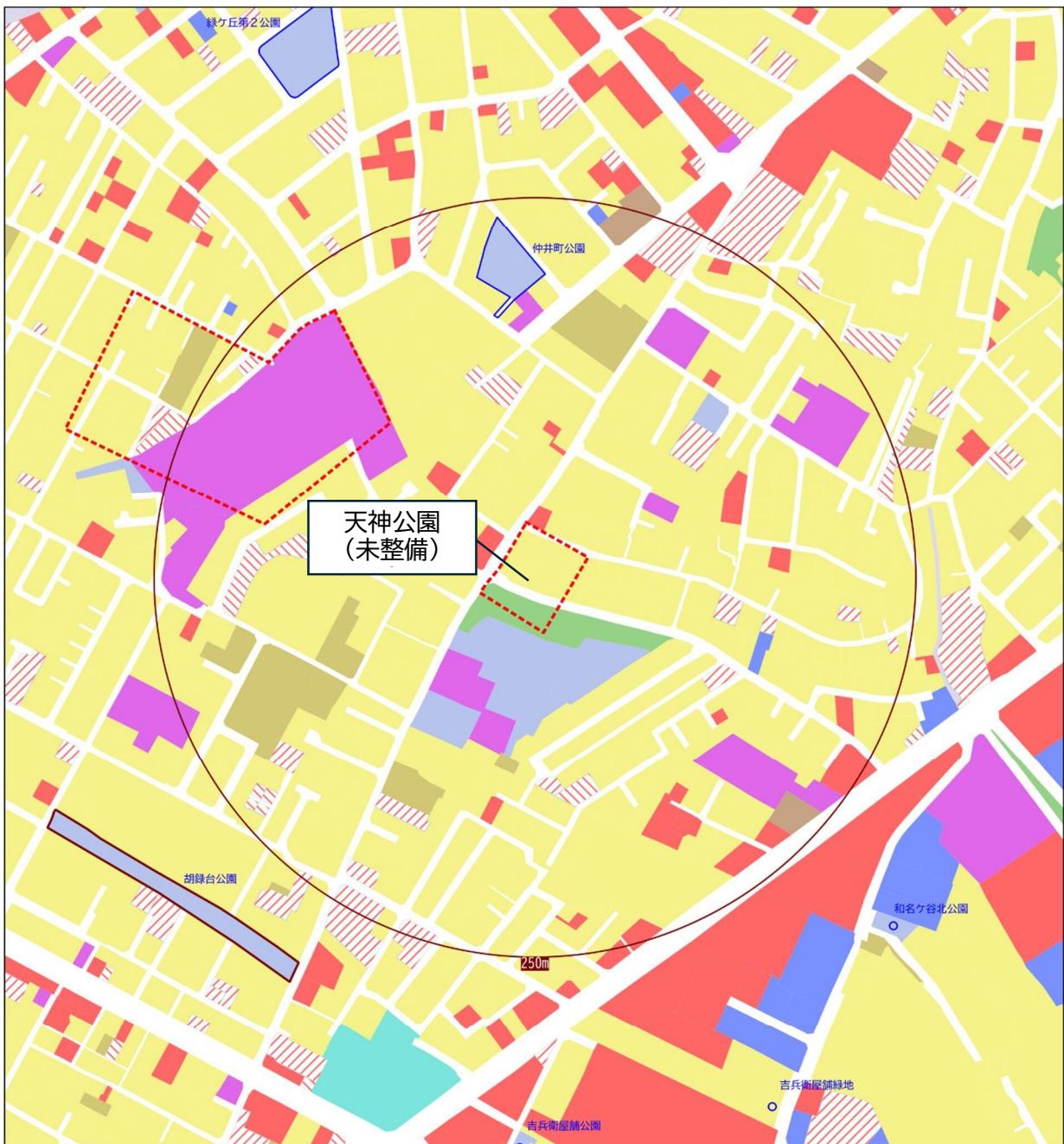


図 未整備都市計画公園の様子 (航空写真)

出典:国土地理院撮影の空中写真 (2019年撮影)

※上記を加工して作成



未整備都市公園\_天神公園



土地利用現況	
田	交通施設用地
畠	道路用地
山林	オープンスペース
水面	平面駐車場
荒地、耕作放棄地、低湿地	未利用地、未建築宅地、用途改变中の土地、屋外利用地
その他自然地	
住宅用地	
商業用地	
工業用地	
文教・厚生用地	
公共施設用地	
運輸施設用地	

未整備都市公園_代替公園・一部供用区域	
未整備都市公園	代替公園
代替公園	250m圏域
250m圏域	1000m <sup>2</sup> 以上
1000m <sup>2</sup> 未満	

N 0 50 100 150 200 250 m

図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

#### 4) 稔台公園

公園名／番号	稔台公園／2・2・20
計画面積 (ha)	0.25ha (うち他の場所に一部開設、約0.20ha)
計画決定時期	昭和30年12月26日
公園種別	街区公園
所在地	松戸市大字松戸新田字惣兵屋敷 (都市計画決定時の町丁字名を表記)
決定理由	本市は首都に隣接した衛星都市として近年特に発展しているが、都市の形態の整備と並行して都市施設の充実を図ると共に快適な生活の源泉として、公園を決定するものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場 (ブランコ)
公園予定地の現況等	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されて住宅地となっている。
長期未着手となっている理由	・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。
一部開設されている公園の概況	<p><b>【基本情報】</b></p> <p>名称：稔台公園 面積：1,984 m<sup>2</sup>      種別：街区 開設時期：昭和43年3月31日      設置されている施設：ブランコ、滑り台、鉄棒、ベンチ、防災倉庫</p> <p>・計画決定地より、県道281号（鮮魚街道、幅員15m以上）を挟んで東側に約850m離れた別の場所に、昭和42年に稔台公園として公園が開設されている。</p> <p>・開設されている稔台公園は、滑り台、鉄棒、ベンチ、ブランコと防災倉庫が設置されており、児童の遊び場と防災機能を有している。大きさも1,984 m<sup>2</sup>で計画決定面積とほぼ同等の大きさが確保されている。</p>

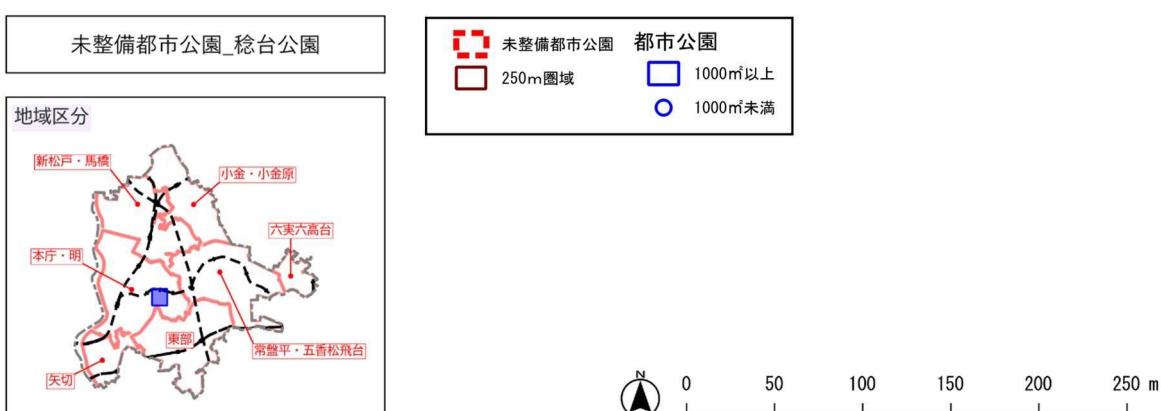
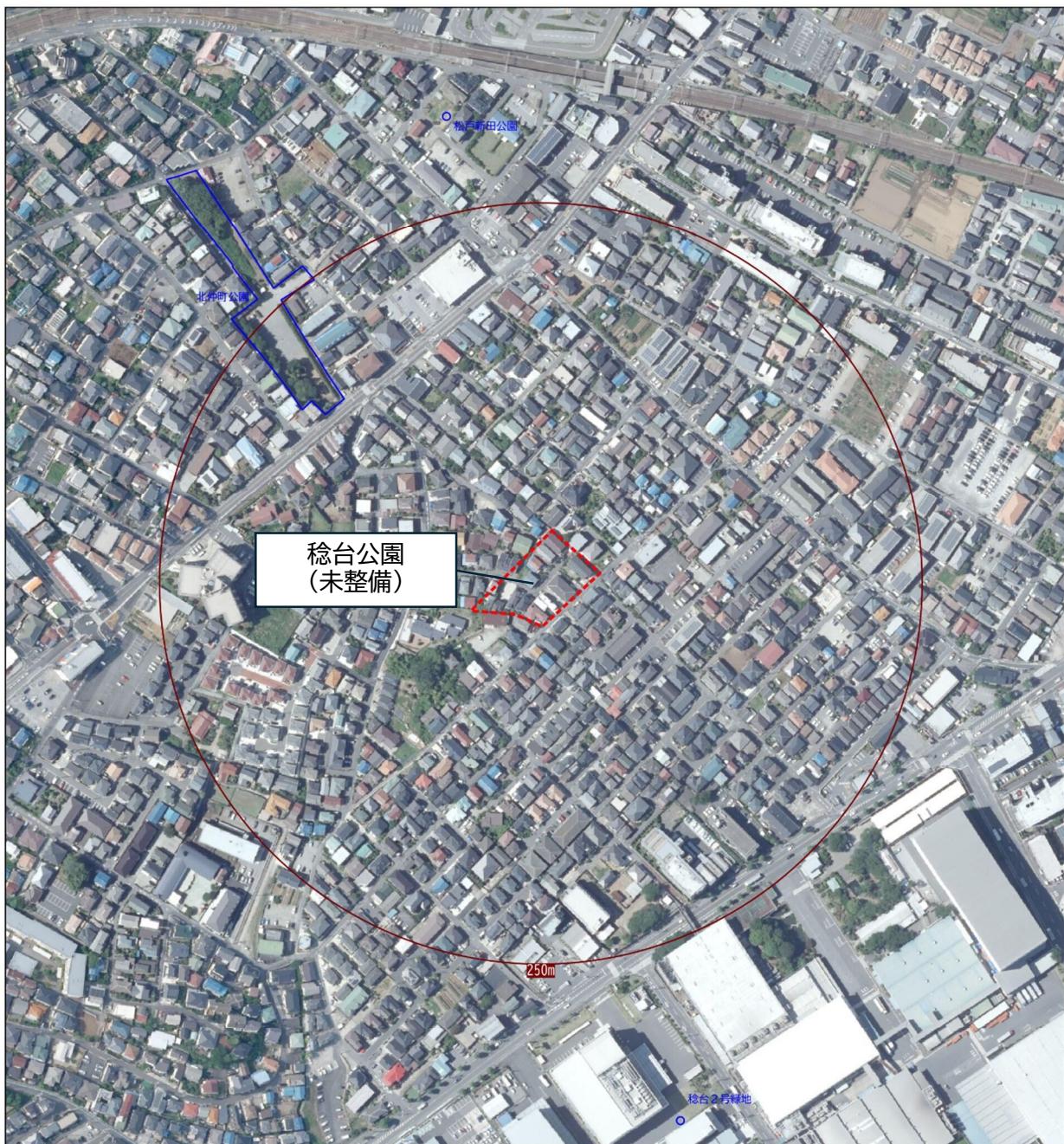


図 未整備都市計画公園の様子（航空写真）

出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）  
※上記を加工して作成

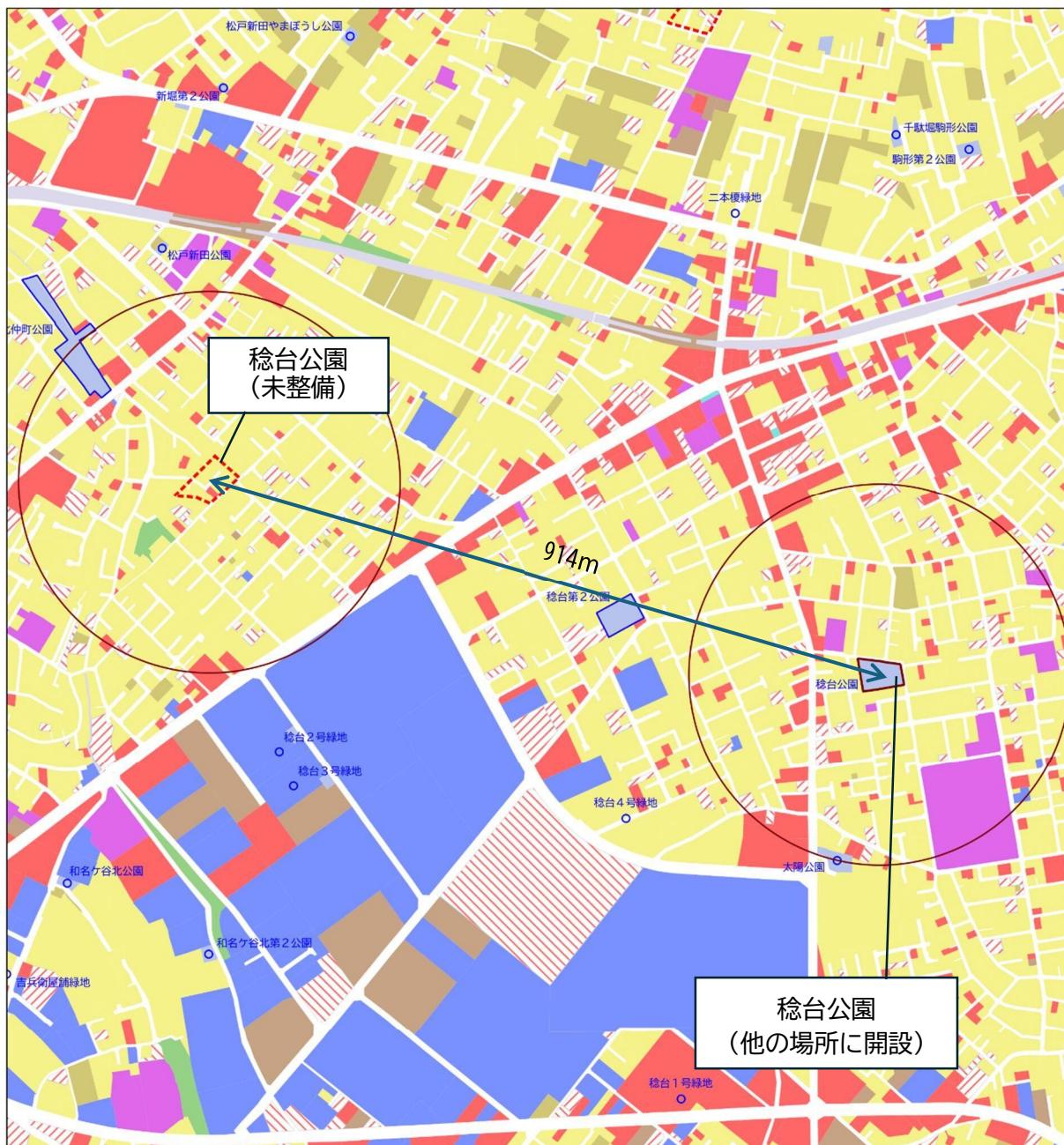


図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 5) 大作公園

公園名／番号	大作公園／2・2・33
計画面積 (ha)	0.25ha
計画決定時期	昭和 36 年 6 月 12 日
公園種別	街区公園
所在地	松戸市大字松戸新田字大作（都市計画決定時の町丁字名を表記）
決定理由	都市計画区域に編入された旧小金町地区及び昭和 35 年 4 月に新用途地域が決定したので、同地区の健全な市街地育成のため公園を追加決定しようとするものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場（シーソー、ブランコ、滑り台）、ベンチ、水呑及足洗場
公園予定地の現況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の沿革は畠で、森林法、河川法、農地法等による公用制限はなし。</li> <li>・環境概要としては、東面・南面に道路があり、畠に囲まれている高燥台地で市街化が進行している。</li> </ul>
長期未着手となっている理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。</li> </ul>



N 0 50 100 150 200 250 m

図 未整備都市計画公園の様子 (航空写真)

出典:国土地理院撮影の空中写真 (2019年撮影)

※上記を加工して作成

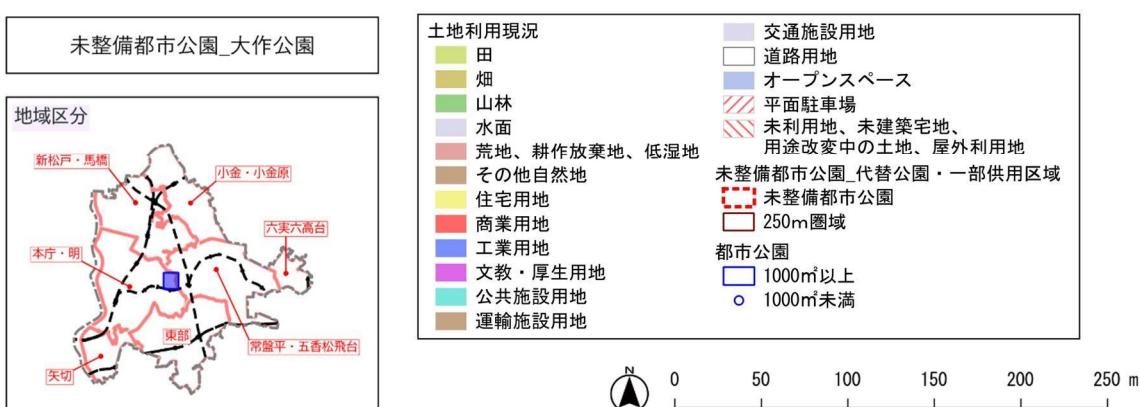
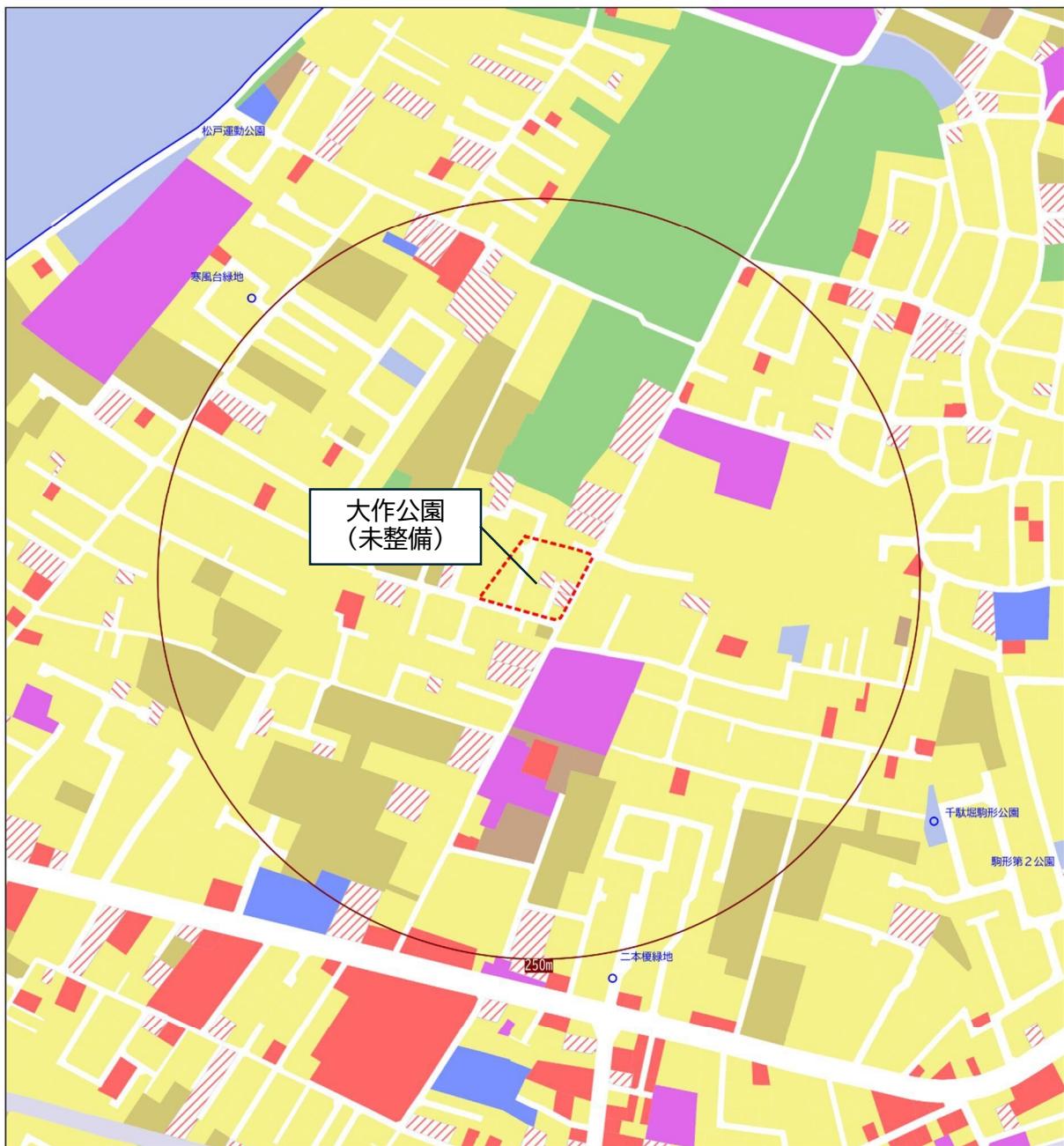


図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 6) 古ヶ崎第1公園

公園名／番号	古ヶ崎第1公園／2・2・82
計画面積 (ha)	0.20ha
計画決定時期	昭和58年11月14日
公園種別	街区公園
所在地	松戸市古ヶ崎二丁目の一部の区域
決定理由	急速に市街化している本市では児童の遊び場が不足しているので、当該公園の整備により、住民のレクリエーション利用に供しようとするものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場…ブランコ、砂場、滑り台
公園予定地の現況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決定当初資料では、水田を盛土した休耕地を年次計画により買収することであったが、現在は宅地化されて住宅地となっている。</li> <li>・北側を幅員8mの市道に面しており、都市基盤が未整備で、近隣に遊び場となる公園が少ない区域となっている。</li> <li>・計画地から南に約90mの場所には古ヶ崎浄水場跡（約2ha）があり、地元から防災公園としての整備要望が上げられている。</li> </ul>
長期未着手となっている理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定当初は農地であり、その後は一定期間こどもの遊び場として活用されていたが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。</li> </ul>

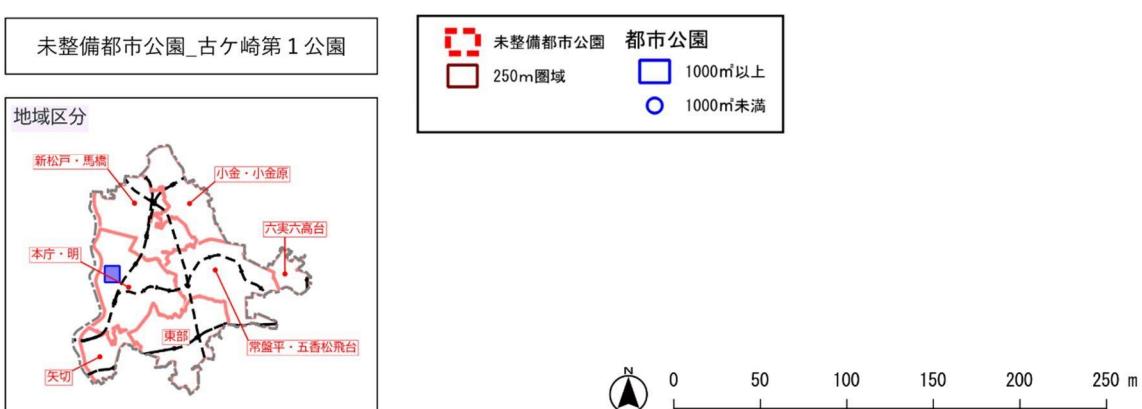


図 未整備都市計画公園の様子 (航空写真)

出典:国土地理院撮影の空中写真 (2019年撮影)  
 ※上記を加工して作成

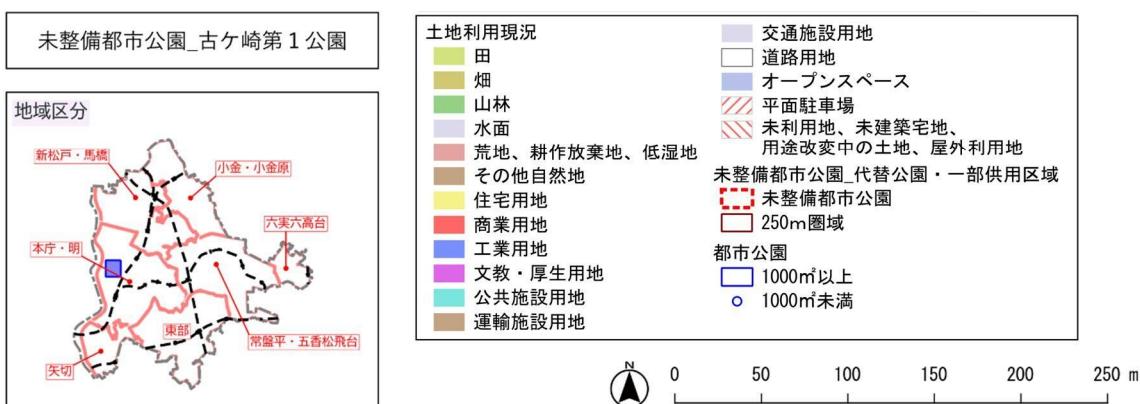
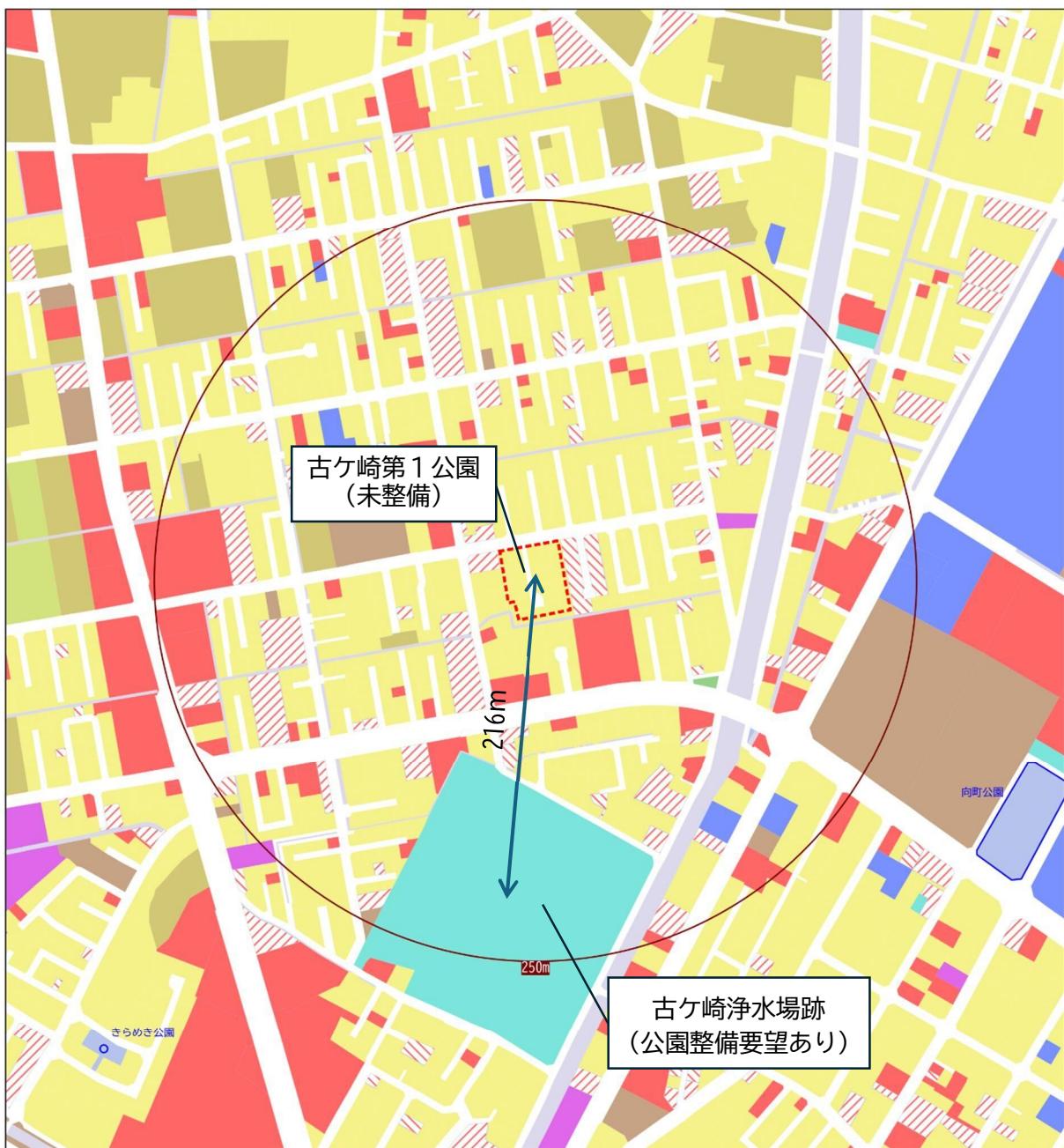


図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 7) 胡録台公園

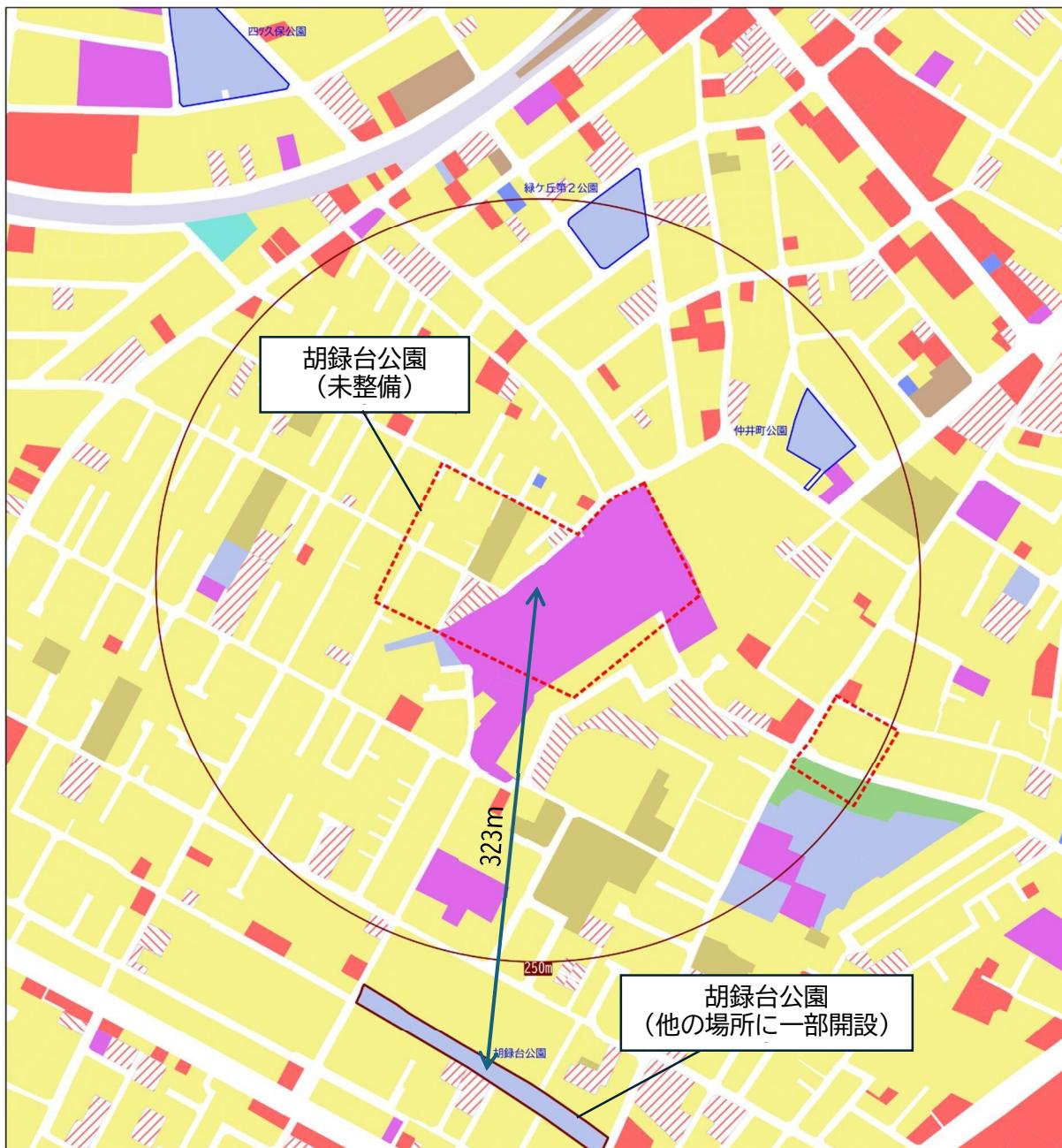
公園名／番号	胡録台公園／3・3・2
計画面積 (ha)	2.00ha (うち他の場所に一部開設、0.24ha)
計画決定時期	昭和30年12月26日
公園種別	近隣公園
所在地	松戸市大字松戸新田字胡録台 (都市計画決定時の町丁字名を表記)
決定理由	本市は首都に隣接した衛星都市として近年特に発展しているが、都市の形態の整備と並行して都市施設の充実を図ると共に快適な生活の源泉として、公園を決定するものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場 (ブランコ、シーソー、滑り台)、バレーコート、テニスコート、近隣館
公園予定地の現況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公園敷地内は東西南の三方が台地、中央部が低地となっている。低地は畠地、傾斜地は主に樹林地となっている。</li> <li>現在民有地で、松ヶ丘小学校あり。</li> </ul>
長期未着手となっている理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。</li> </ul>
一部開設されている公園の概況	<p><b>【基本情報】</b></p> <p>名称：胡録台公園 面積：2,387.47 m<sup>2</sup>      種別：街区 開設時期：昭和51年3月31日      設置されている施設：ブランコ、滑り台、防災倉庫</p> <p>・開設されている胡録台公園は、ブランコ、滑り台、防災倉庫が設置されており、児童の遊び場と防災機能を有しているが、大きさは約0.2ha強で計画決定面積より小さくなっている。</p>



図 未整備都市計画公園の様子 (航空写真)

出典:国土地理院撮影の空中写真 (2019年撮影)

※上記を加工して作成



土地利用現況

田	交通施設用地
畠	道路用地
山林	オープンスペース
水面	平面駐車場
荒地、耕作放棄地、低湿地	未利用地、未建築宅地、用途改变中の土地、屋外利用地
その他自然地	未整備都市公園_代替公園・一部供用区域
住宅用地	未整備都市公園
商業用地	代替公園
工業用地	250m圏域
文教・厚生用地	都市公園
公共施設用地	1000m <sup>2</sup> 以上
運輸施設用地	1000m <sup>2</sup> 未満



図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 8) 松戸公園

公園名／番号	松戸公園／3・3・3
計画面積 (ha)	2.16ha
計画決定時期	昭和 30 年 12 月 26 日
公園種別	近隣公園
所在地	松戸市大字上本郷字宮の下 (都市計画決定時の町丁字名を表記)
決定理由	本市は首都に隣接した衛星都市として近年特に発展しているが、都市の形態の整備と並行して都市施設の充実を図ると共に快適な生活の源泉として、公園を決定するものである。
想定されている公園機能・施設	児童の遊び場 (シーソー、滑り台、ブランコ)、集会所、動物管理舎、ボートハウス、池
公園予定地の現況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園は、北・南・東の3方が丘陵に囲まれ、傾斜地は針広混交林であり、中央部の大半は水田となっている。</li> <li>・現在民有地で、上本郷第二小学校あり。</li> </ul>
長期未着手となっている理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定当初資料では畠であったが、現在は宅地化されており、用地取得の事業費の確保が困難なため、着手していない。</li> </ul>

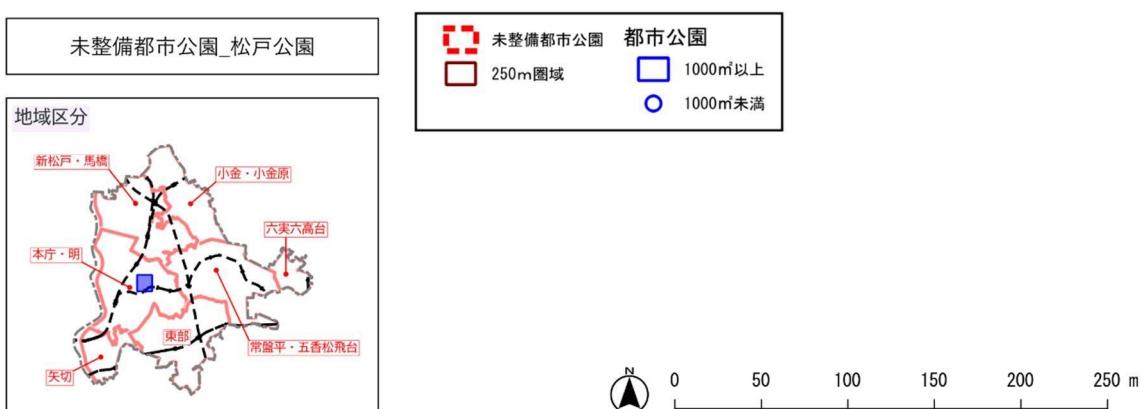


図 未整備都市計画公園の様子 (航空写真)

出典:国土地理院撮影の空中写真 (2019年撮影)  
※上記を加工して作成

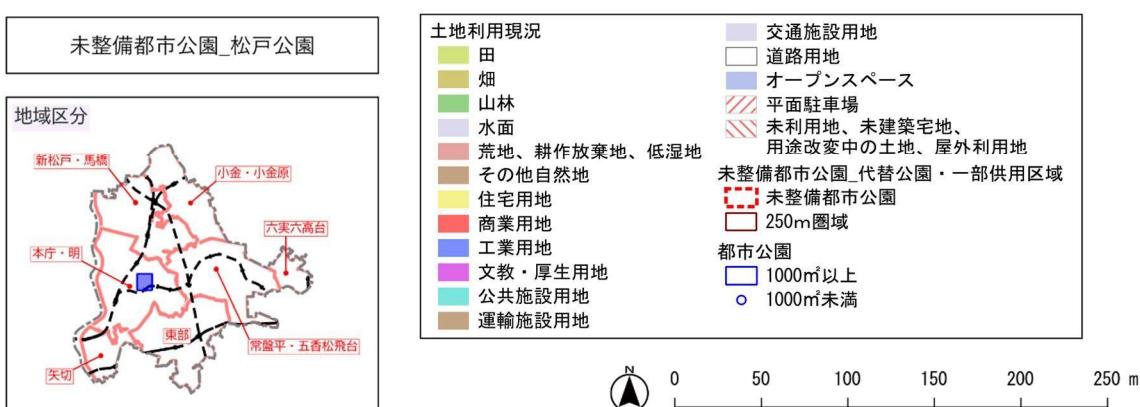
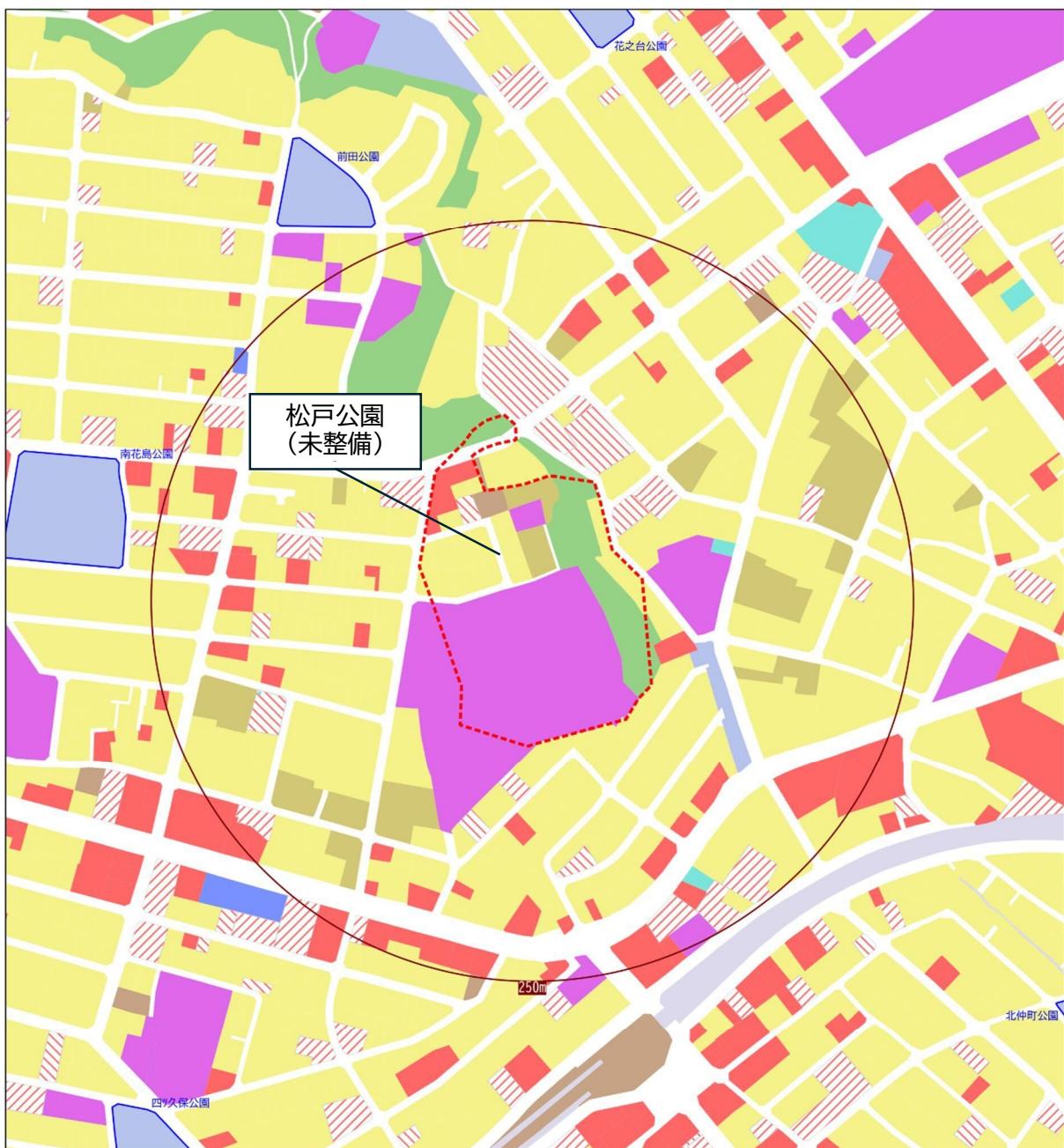


図 未整備都市計画公園の様子（土地利用現況）

出典：令和3年都市計画基礎調査

## 第2章 公園整備の基本的な考え方

### 1. 公園空白地域の解消

#### (1) 公園空白地域の解消の考え方

公園空白地域の解消にあたっての考え方を以下に示す。

- ① 公園整備の必要性に係る客観的な指標により、公園整備の優先度が高い  
公園空白地域を抽出する

第1章で示したとおり、市内には大別して 16 の公園空白地域があり、その全てについて、公園空白地域の解消に同列に取り組んでいくことは現実的でなく、より整備優先度の高いエリアを明確にした上で、解消に向けた取組を行っていくことが効果的と考えられる。

よって、1人あたりの公園面積や人口動向等の客観的な指標を用いた評価により、公平性・透明性を確保した上で、公園整備の必要性の観点から、公園空白地域の中でもより整備優先度の高いエリアを抽出していくことが望まれる。

- ② 公園空白地域のうち、人口が増加している地域や公園整備に係る要望が多い地域、  
地域の課題解決に資する地域を、公園整備の優先度が高い地域とする

公園空白地域のうち、人口が増加している地域は、公園設置の必要性が高いと考える。加えて、公園整備に関する要望が多い地域や、公園整備により地域の課題解決に資すると考えられる地域は、公園整備の優先度が高い地域とし、公園空白地域の整備優先度の評価点に反映することとする。

- ③ 公園空白地域の解消にあたり、複数公園の複合利用や今後整備予定の公園を  
考慮した上で、より整備の必要性が高い公園空白地域を抽出する

公園空白地域の解消にあたっては、面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の複数の街区公園が近接し、一体として利用可能な場合は、実質的に面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の街区公園を確保した、公園充足地域に準ずる区域（準公園充足地域）とみなすこととする。

また、今後の計画的面整備の際に新たに設置される公園の誘致圏に含まれる場合も、上記と同様の扱いとし、より整備の必要性の高い公園空白地域の抽出に役立てる。

## (2) 公園空白地域の整備優先度の評価

### 1) 公園空白地域における整備優先度の評価の流れ

公園空白地域に対する整備優先度の評価を以下の項目・流れで行い、各項目の評価点の合計値により、整備優先度を3つのランクに区分する。

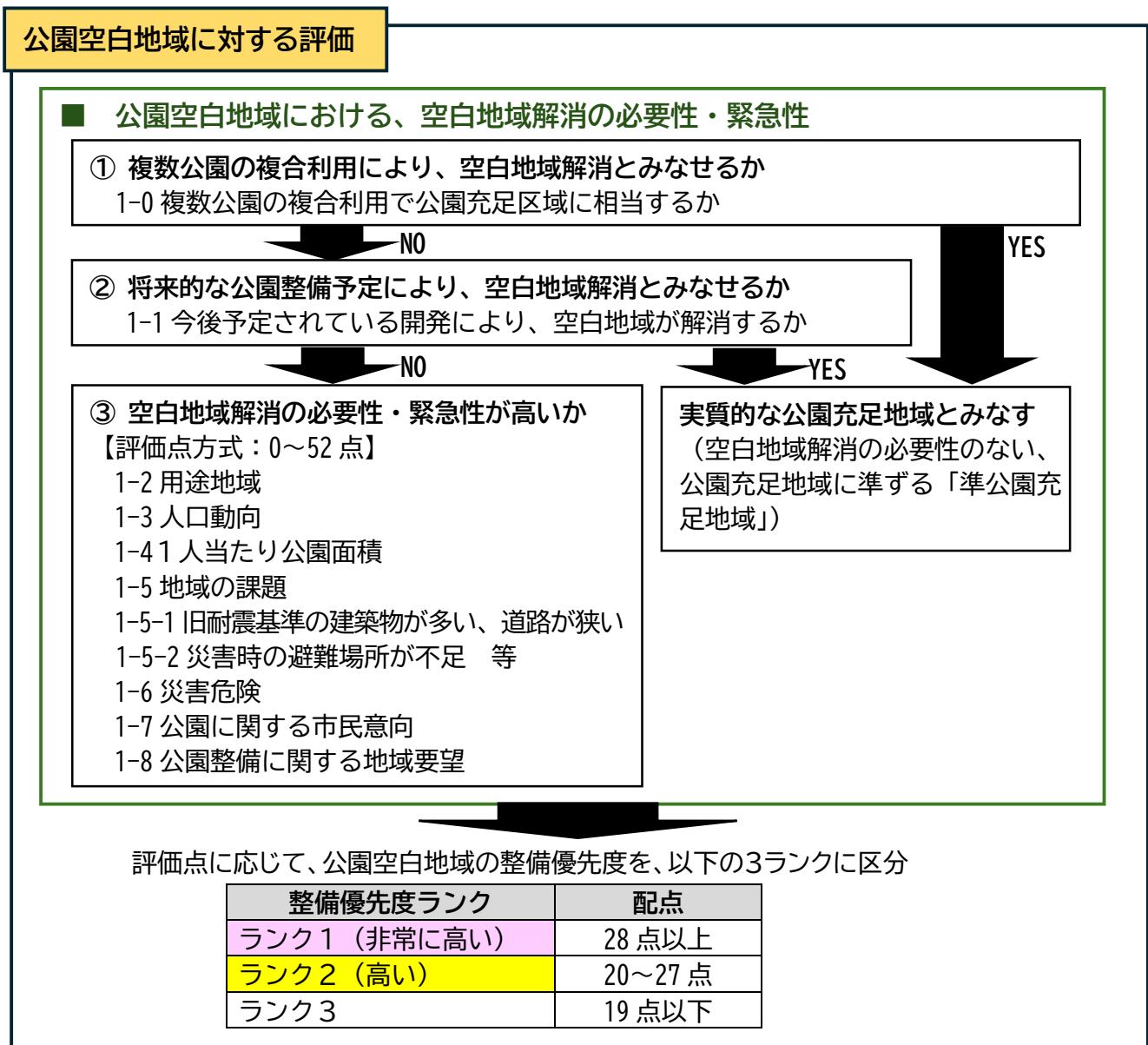


図 公園空白地域に対する評価フロー

## 2) 公園空白地域に対する整備優先度の評価項目・評価基準

公園空白地域における整備優先度の評価にあたり、具体的な評価項目や評価基準の考え方を以下に示す。

### 【具体的な評価項目や評価基準】

評価項目	評価点や評価基準の考え方
1-0 複数公園の複合利用で公園充足地域に相当するか	<p>1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園の複合利用により、面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園と同等とみなせる区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する場合は、実質的に空白地域解消の必要性のない「準公園充足地域」と判断</li> <li>・開発許可の手引きを踏まえ、複合利用とみなせる範囲の条件を以下のように仮設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>●500 m<sup>2</sup>以上の公園について、500m以内に分布する場合（=半径 250m圏内に分布）は、一体利用可能とみなす。</li> <li>●分断要素となる幅員 12m以上の道路や河川、鉄道がある場合は、一体とみなさない。</li> </ul> </li> </ul>
1-1 今後予定されている開発により、空白地域が解消するか	今後の市や民間で予定される開発行為により、空白地域が解消するか
1-2 用途地域	住居系用途地域か否か
1-3 人口動向	<p>① 人口増加率 ② 年少人口比率</p>
1-4 1人当たり公園面積	公園空白地域での平均 (0.65 m <sup>2</sup> /人) より低い
1-5 地域の課題	<p>① 旧耐震基準の建築物が多い、道路が狭い ア 築 44 年以上の木造建築物 (築 44 年以上の木造建築物棟数の割合が、空白地域の平均 17.7%より高い)</p> <p>イ 幅員 6 m未満の道路 (幅員 6 m未満の道路面積の割合が、空白地域の平均より高い (偏差 10%以上) )</p>

評価項目		評価点や評価基準の考え方
② 災害時の避難場所が不足	① 道路が狭く、消防活動に支障のある区域が多い	連続した幅員 6 m以上の道路から半径 140m以遠の区域の面積 該当区域が 10ha 以上かつ区域面積の 30%以上…5 点 該当区域が 10ha 以上…3 点
	② 災害時の避難場所が不足	不足地域が 10ha 以上かつ区域面積の 25%以上…5 点 不足地域が 10ha 以上…3 点
1-6 災害危険	① 浸水想定区域	空白地域には浸水深の大きな区域もあるが、居住誘導区域であり、それだけを理由に、平常時の公園の必要性までも否定することは難しいと考える。 また、松戸市地域防災計画では、特定の近隣公園・地区公園を除き、洪水被害時の指定緊急避難所として住区基幹公園を指定していないため、災害時の街区公園の必要性には必ずしもつながらないと考える。 よって、洪水浸水想定区域の扱いは、具体的な公園設置候補地が決まり、公園に必要な機能を検討する段階で、垂直避難の可能性も含めて考慮することが望ましいため、整備優先度の評価には考慮しない。
	② 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域は、公園設置に適した場所ではないが、土砂災害警戒区域は点的な指定が多く、具体的な公園設置候補地で考慮することが望ましいため、空白地域エリアの評価では考慮しない。
1-7 公園に関する市民意向	① 緑が少ない地域	みどりの基本計画策定時のアンケート（平成 30 年） 「住まいの近くにみどりは多いと思うか」 「少ない／やや少ない」ワースト 3 地区…3 点（本庁・明地区／矢切地区／六実・六高台地区）
	② 公園が不足する地域	みどりの基本計画策定時のアンケート（平成 30 年） 「近所の公園の数は足りていると思うか」 「思わない／あまりそう思わない」ワースト 3 地区…5 点（東部地区／本庁・明地区／小金・小金原地区）
1-8 公園整備に関する地域要望	具体的な要望が挙がっている地域か	複数の区域 or 団体からの要望あり…8 点 要望あり…5 点

上記の評価項目のうち、「1-0 複数公園の複合利用で公園充地域に相当するか（=準公園充地域）」について、500 m<sup>2</sup>以上1,000 m<sup>2</sup>未満の都市公園の複合利用により、1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園と同等に見なせる区域を以下に示す。

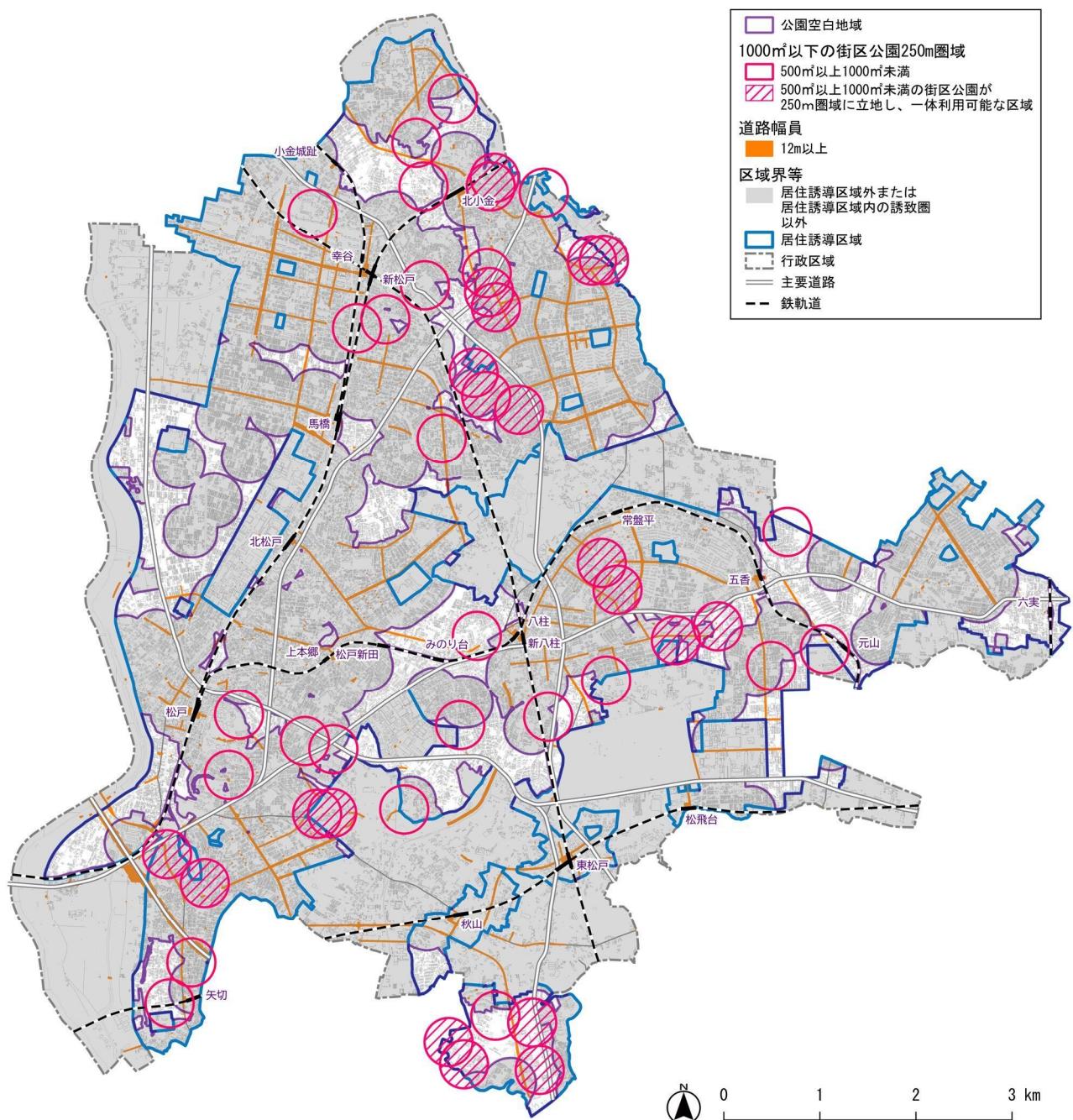


図 複数公園の複合利用により、公園充足区域に相当する区域

### 3) 公園空白地域の整備優先度

全16箇所ある公園空白地域の整備優先度を以下に示す。古ヶ崎地域、松戸新田・稔台地域、六実・六高台地域、松戸地域、矢切地域、馬橋東地域の計6地域が、整備優先度が高いランク1となる。

表 公園空白地域の整備優先度

順位	地域番号	公園空白地域名	面積(ha)	評価点	公園空白地域の整備優先度
1	4	古ヶ崎	136.1	38	ランク1(非常に高い)
2	6	松戸新田・稔台	96.0	32	ランク1(非常に高い)
3	9	六実・六高台	49.6	30	ランク1(非常に高い)
4	10	松戸	71.3	29	ランク1(非常に高い)
4	13	矢切	29.3	29	ランク1(非常に高い)
6	5	馬橋東	51.2	28	ランク1(非常に高い)
7	1	小金北	85.8	25	ランク2(高い)
8	14	高塚新田・秋山	90.4	22	ランク2(高い)
8	8	五香	85.9	22	ランク2(高い)
10	12	松飛台	57.6	19	ランク3
11	2	馬橋西	15.3	18	ランク3
12	3	小金南・八ヶ崎	48.4	17	ランク3
12	11	和名ヶ谷・紙敷	125.6	17	ランク3
12	15	根木内	10.5	17	ランク3
15	7	五香西	31.3	12	ランク3
16	16	栗ヶ沢	10.4	11	ランク3

## 2. 長期未着手都市計画公園の見直し

### (1) 見直しの考え方

本ガイドラインは、都市計画公園自体の見直しを行うものではないが、公園空白地域の解消という視点から、対応可能な公園整備に関わる考え方を示す。

① 中長期的な用地確保の確度の点から、隣接・近接する公共用地の区域に  
合わせて都市計画公園区域を変更する

●長期未着手都市計画公園の解消にあたり、近傍の公共用地の活用は最も有効な手段であり、長期的な公共施設の統廃合等の際に用地確保の可能性が高まるよう、都市計画公園の区域を、隣接・近接する公共用地の区域に柔軟に変更する。

② 公園空白地域の解消に向けた整備方針で、長期未着手都市計画公園の  
整備に繋がる場合は整備優先度について考慮する

●公園空白地域の解消にあたり、公園設置候補地が長期未着手都市計画公園の解消に繋がる場合は、評価点を上げることで、未着手都市計画公園の整備の優先度を上げる。

## (2) 各公園における具体的な見直しの方向性

都市計画公園の周辺における公共用地の分布状況を勘案し、具体的な区域見直しの方向性（案）を示す。

### 1) 坂上公園

変更前の都市計画公園区域と重複・隣接していないものの、小学校の統廃合があった場合には、誘致圏内に立地する矢切小学校の一部敷地である約 0.25ha の区域への変更の検討を、方向性の1つとして考える。

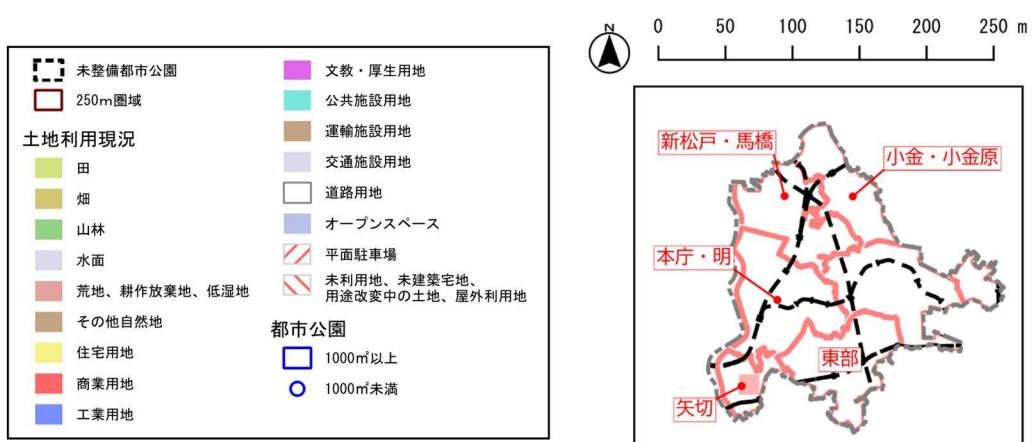
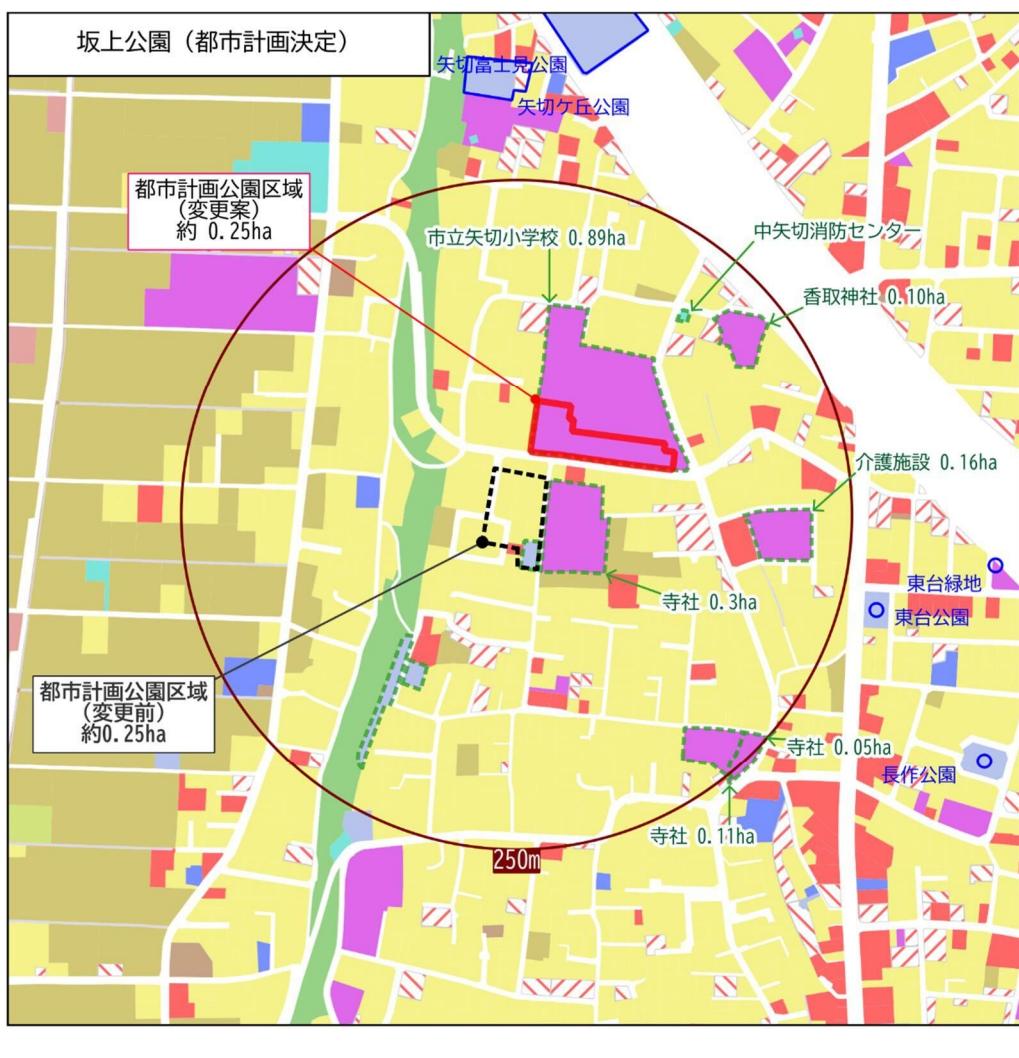


図 未整備都市計画公園 区域見直しの方向性（案）

## 2) 拓野公園

変更前の都市計画公園区域に隣接して、一部開設済みの拓野公園を含む約 0.20ha の区域への変更の検討を、方向性の 1 つとして考える。

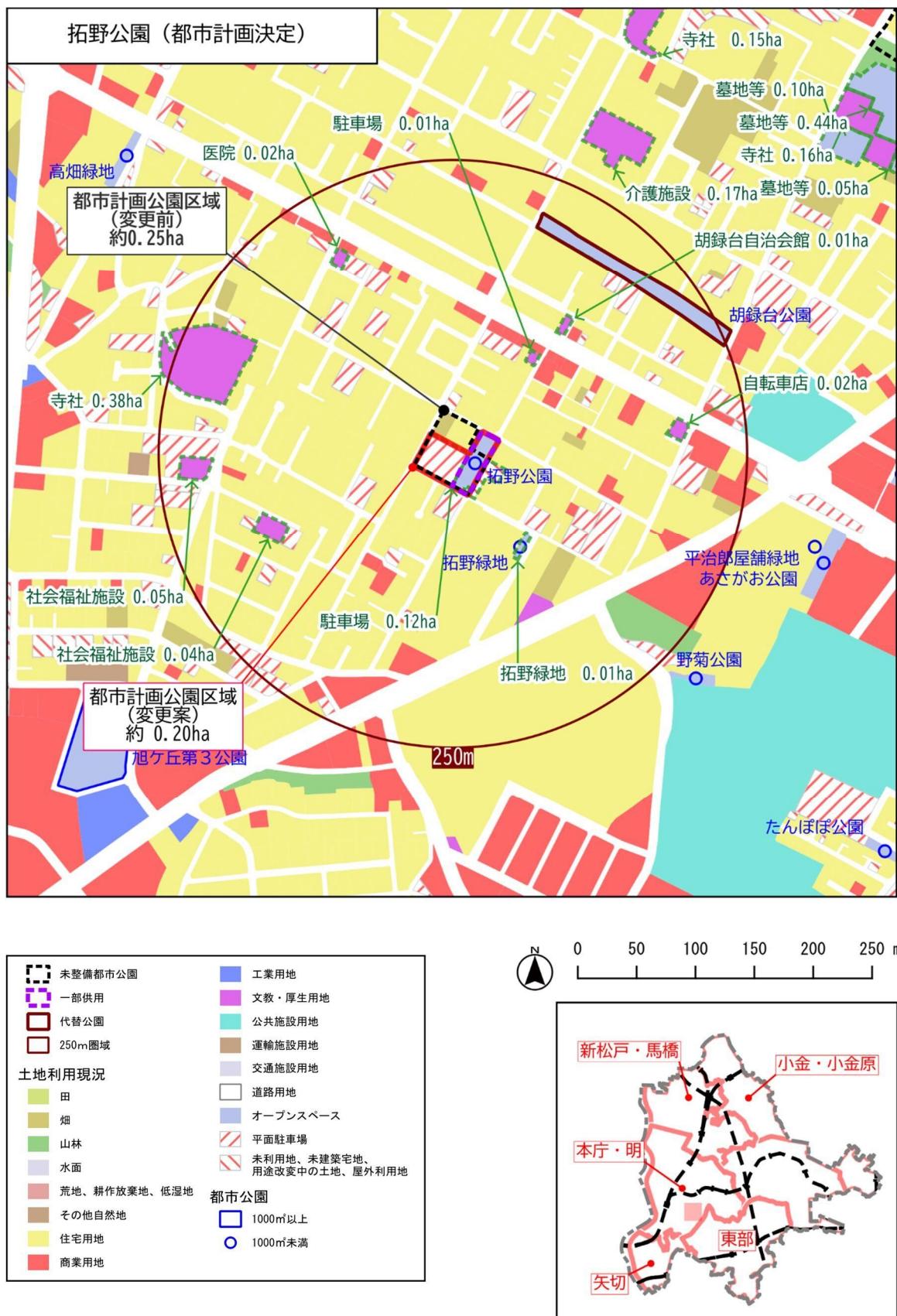


図 未整備都市計画公園 区域見直しの方向性（案）

### 3) 天神公園

変更前の都市計画公園区域と重複・隣接していないものの、保育園の統廃合があった場合には、誘致圏内に立地する市立松ヶ丘保育園の全敷地である約0.20haの区域への変更の検討を、方向性の1つとして考える。

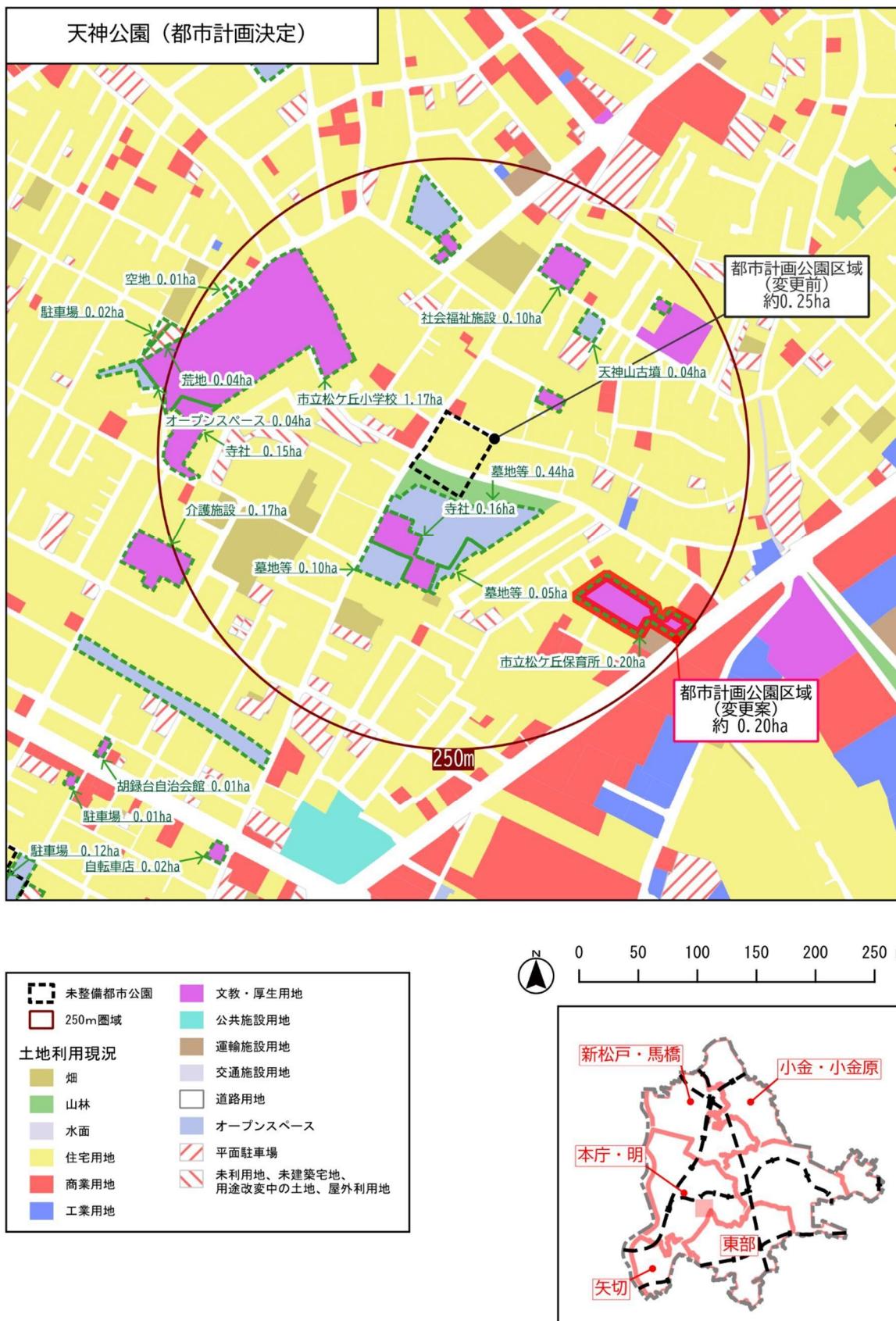


図 未整備都市計画公園 区域の見直しの方向性（案）

#### 4) 稔台公園

変更前の都市計画公園区域の誘致圏内及び周辺に、適切な大きさの公共用地が存在しないため、区域見直しの方向性を示していない。

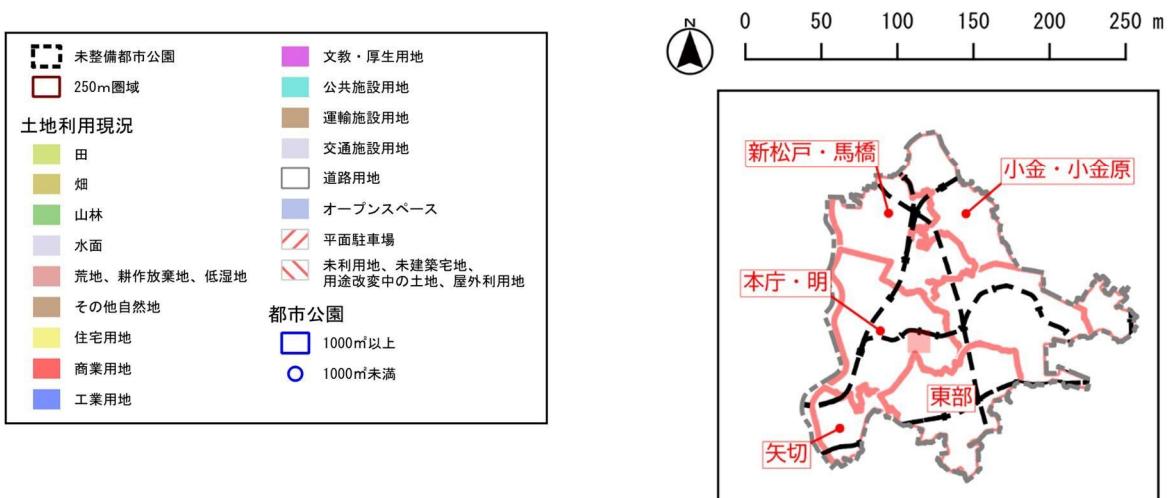


図 未整備都市計画公園 区域の見直しの方向性（案）

## 5) 大作公園

変更前の都市計画公園区域の誘致圏内には適切な公共用地が存在しないため、小学校の統廃合があった場合には、誘致圏の周辺に立地する寒風台小学校の一部敷地への変更を、方向性の1つとして考える。

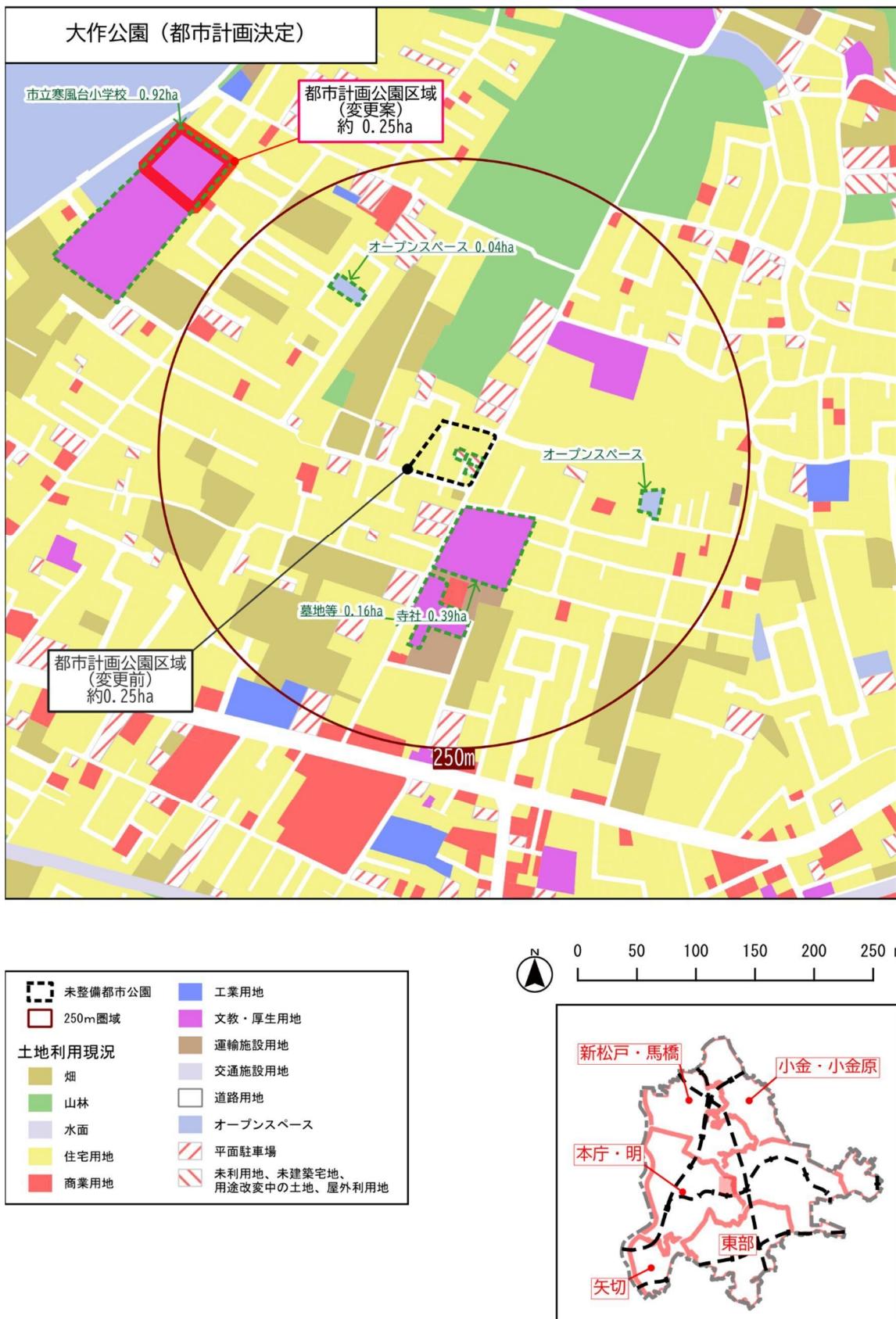
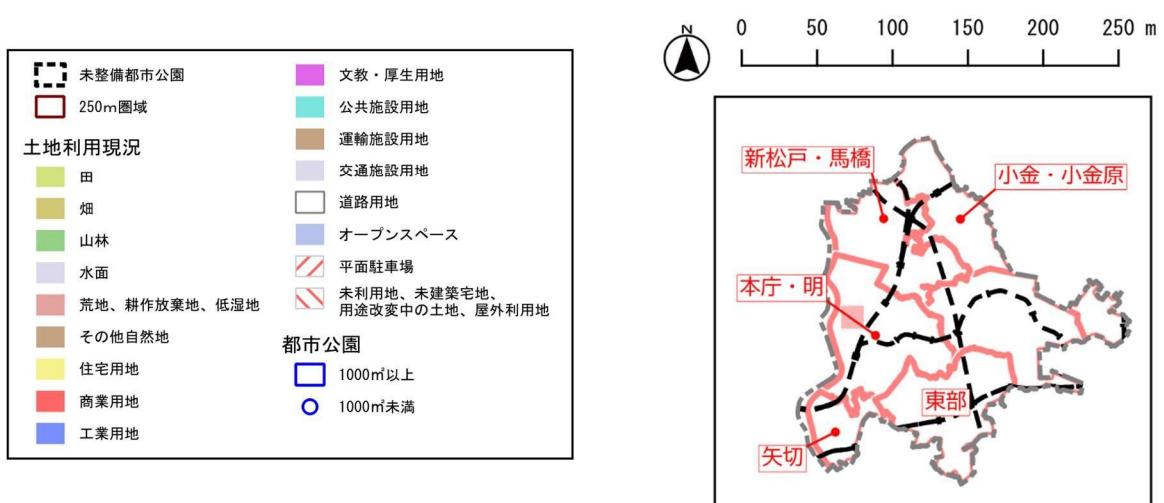
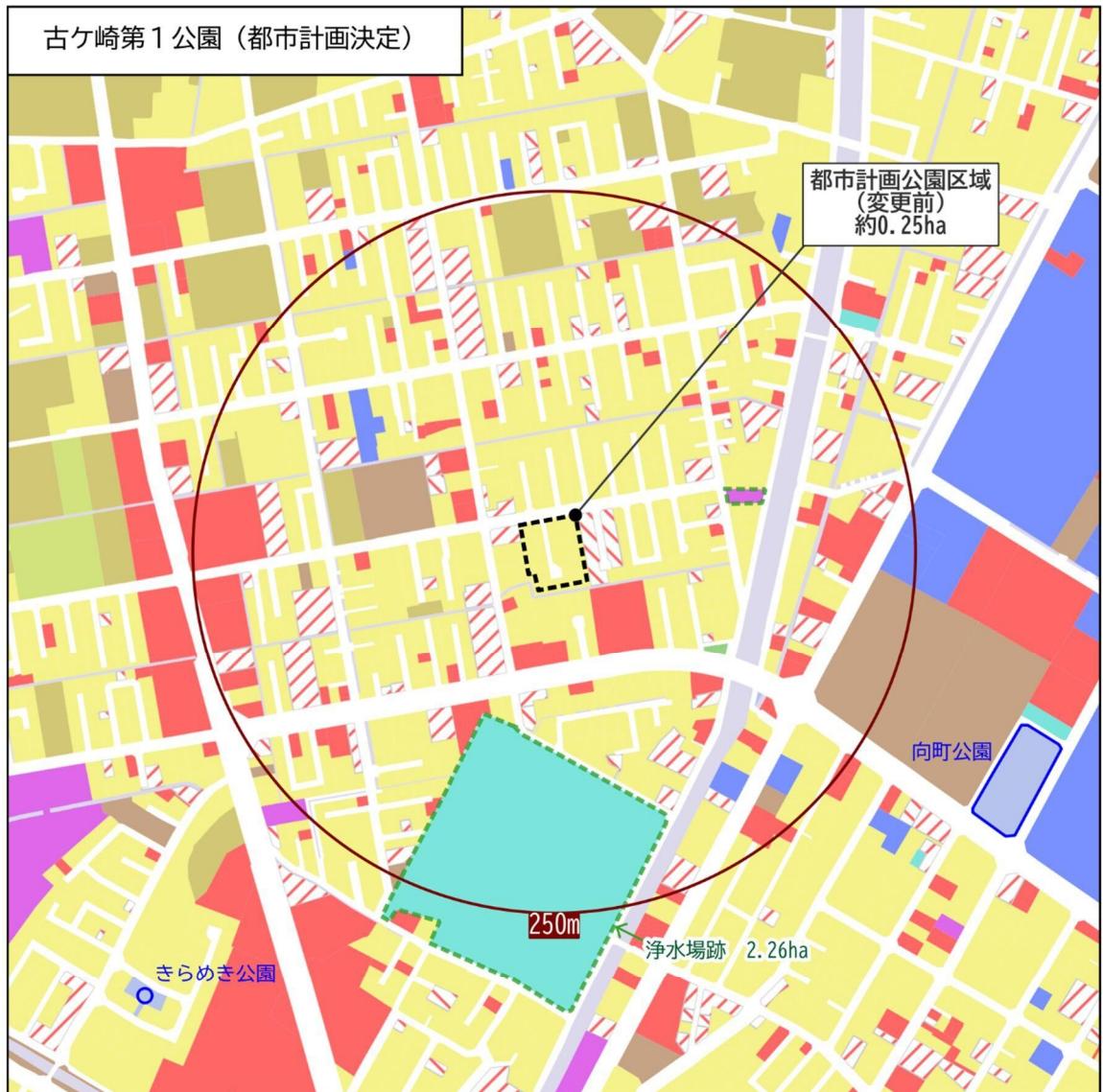


図 未整備都市計画公園 区域の見直しの方向性（案）

## 6) 古ヶ崎第1公園

変更前の都市計画公園区域の誘致圏内及び周辺に適切な公共用地が存在しないため、区域見直しの方向性を示していない。



## 図 未整備都市計画公園 区域の見直しの方向性（案）

## 7) 胡録台公園

小学校の統廃合があった場合には、変更前の都市計画公園区域と重複している松ヶ丘小学校を中心とした約1.87haの区域への変更を、方向性の1つとして考える。

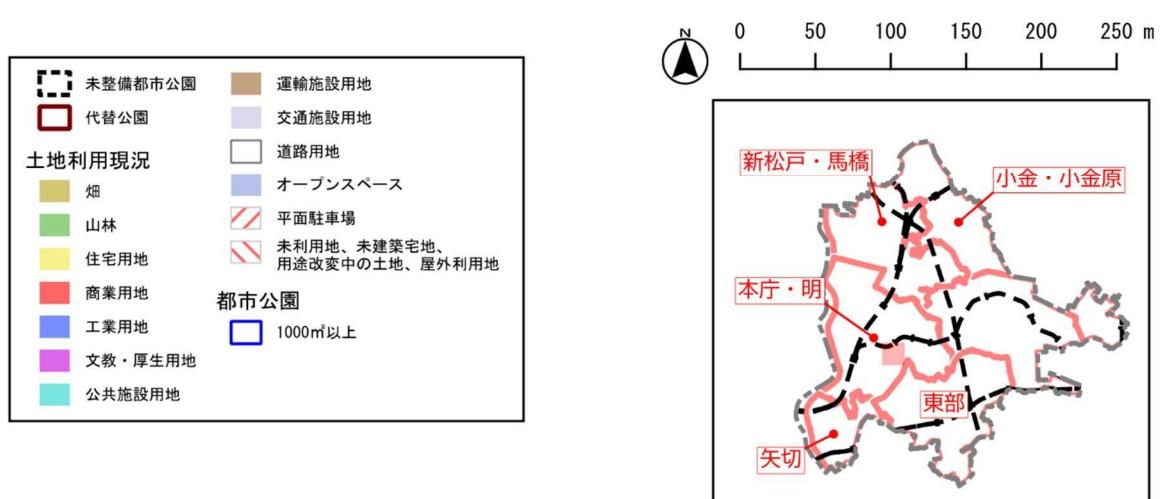
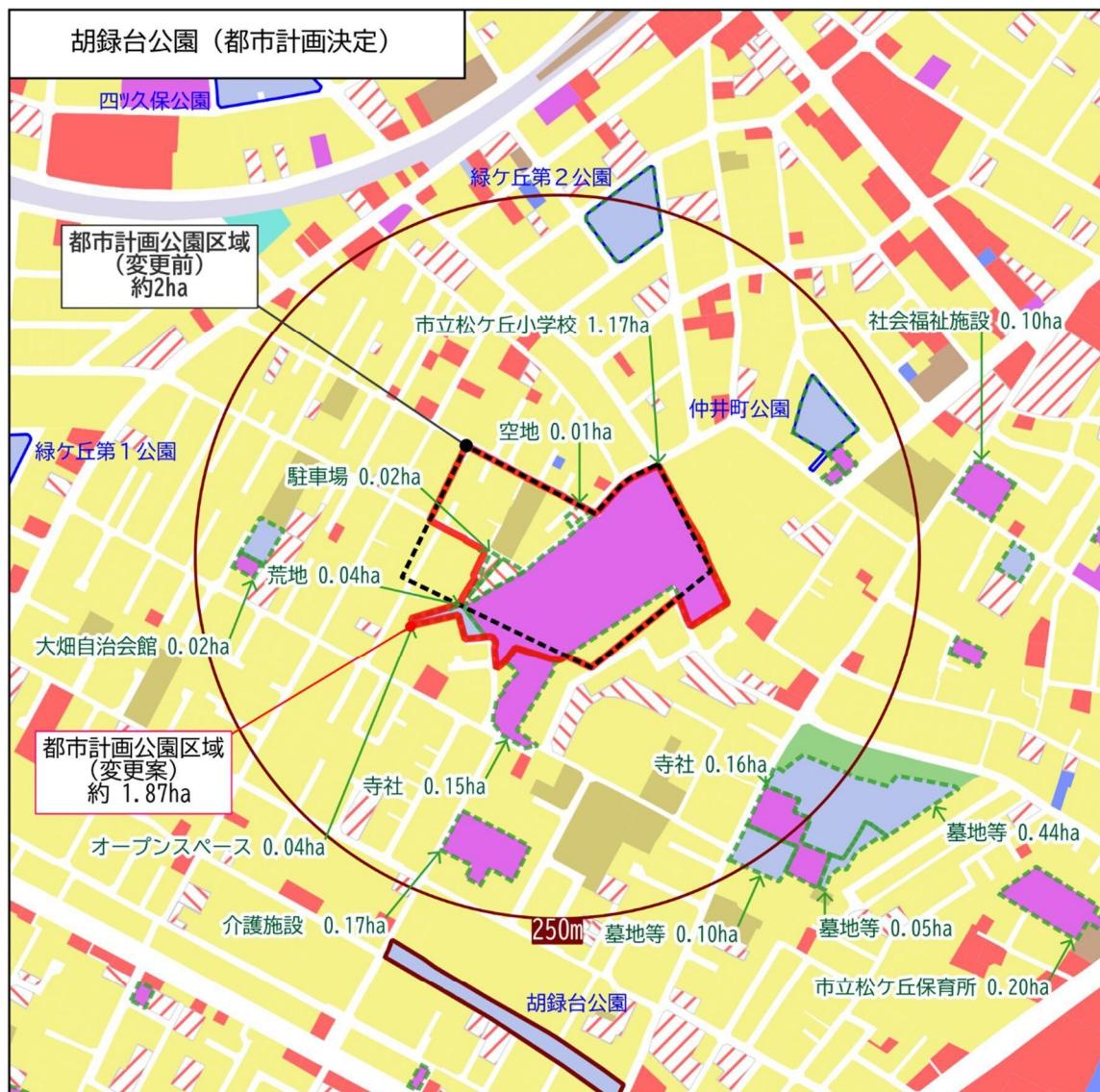


図 未整備都市計画公園 区域の見直しの方向性（案）

## 8) 松戸公園

小学校の統廃合があった場合には、変更前の都市計画公園区域と重複している上本郷第二小学校を中心とした 2.16ha の区域への変更の検討を、方向性の 1 つとして考える。

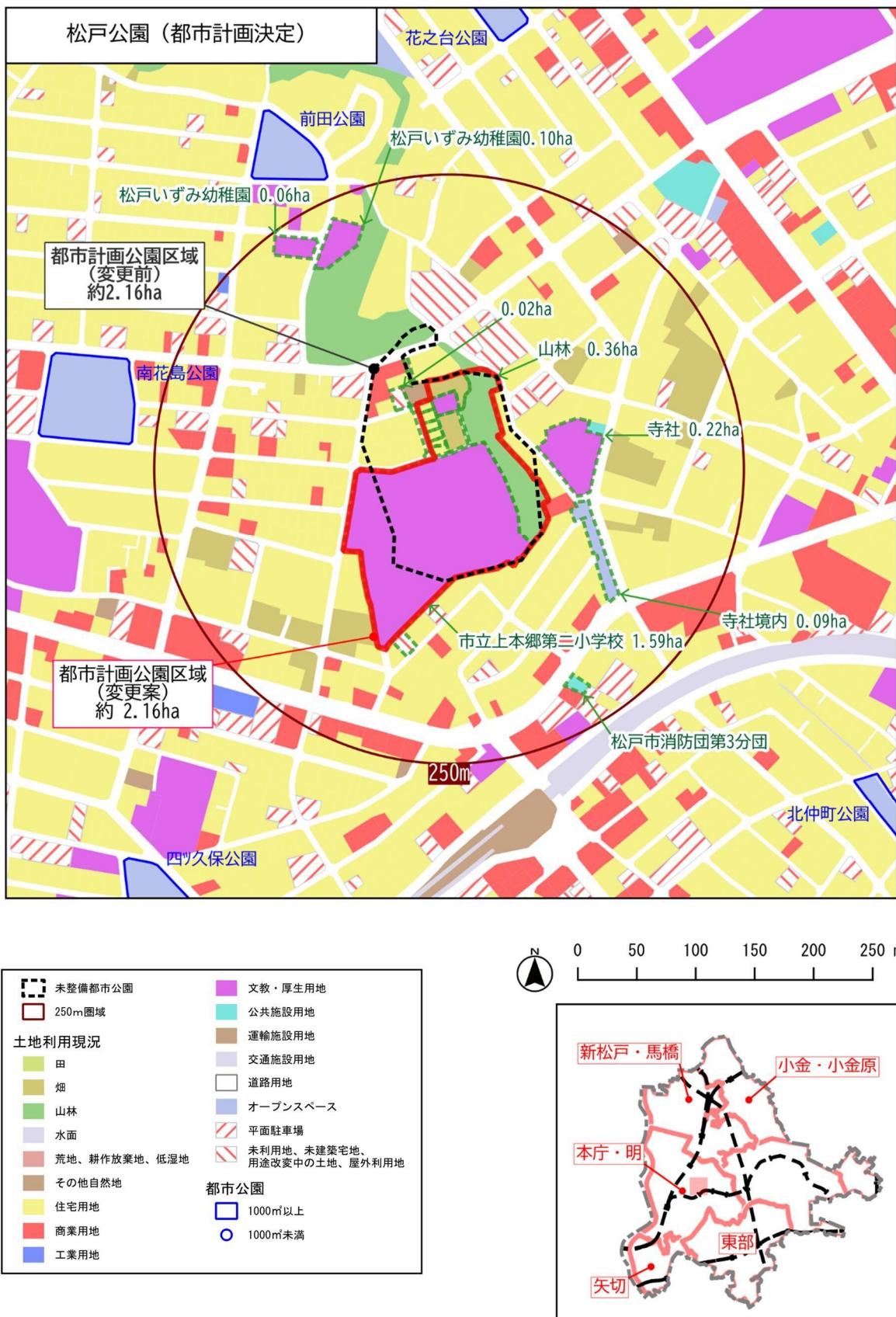


図 未整備都市計画公園 区域の見直しの方向性（案）

### 3. 公園整備の実現に向けた方針

#### (1) 都市レベルでの公園整備の方針

##### 1) 公園整備の目標

公園整備の目標を以下に示す。

**整備の必要性や整備効果の高い地域での「選択と集中」による整備により、市街地内における1人あたり公園面積5m<sup>2</sup>/人の達成を目指す**

現況調査のとおり、本市の1人あたりの公園面積は約3.46m<sup>2</sup>/人で、国平均の約3分の1、千葉県平均の約半分となっており、住民に身近な都市公園の配置状況についても、市街化区域において優先的に居住誘導を進める居住誘導区域の約24%が、都市公園の空白地域となっている。

こうした状況を踏まえ、限られた財政状況下において効果的・効率的に都市公園の整備を進めるには、より整備の必要性や整備効果の高い地域を抽出し、当該区域での「選択と集中」による整備を行っていくことが有効と考えられる。

本調査では、立地適正化計画における居住誘導区域のうち、既存公園の誘致圏に含まれるエリアや計画的な基盤整備により公園配置が行われているエリア等を除外した、今後とも住宅立地が見込まれる「公園整備の必要性が高い地域」を「公園空白地域」としている。

本ガイドラインでは、「選択と集中」により当該エリアでの公園配置に取り組むことで、効果的・効率的に公園整備を進めながら、本市都市公園条例に位置づけられている「市街地内における1人あたり公園面積5m<sup>2</sup>/人の達成を目指すことを目標とする。

本目標及び本ガイドラインの目標年次としては、みどりの基本計画の目標年次である2041年を想定し、本ガイドラインの進捗状況等を踏まえ、概ね10年程度を目安に見直しを行う。

## 2) 公園整備の考え方

公園の整備エリアや公園の種別・規模、公園の確保手法というそれぞれの視点から、公園整備の考え方を以下に示す。

### 【公園の整備エリア】

#### ① 整備効果の高い地域のうち、整備の必要性の高いランク1の公園空白地域を優先して都市公園の整備を目指す

公園空白地域の整備優先度の評価結果によると、最も整備優先度の高いランク1の公園空白地域として、古ヶ崎地域、松戸新田・稔台地域など5地域が該当する。

公園空白地域の解消にあたっての都市公園の整備は、第2章での評価結果を踏まえ、整備優先度の高いランク1を優先して整備を目指すことを基本とする。

ただ、現在ランクの低い公園空白地域でも、地域からの公園整備要望や宅地開発の進行等で、ランクが入れ替わることも想定されるため、評価に使用している指標の見直し等に応じ、ランクの見直しを適宜行い、地域の実態に応じた公園整備を目指す。

### 【公園の種別・規模】

#### ② 住民に身近な街区公園を優先して確保

都市公園の整備にあたっては、都市公園の体系・種別を考慮し、都市公園の役割に応じて適切な規模・位置に配置することが重要であり、特に近隣に居住する住民向けの住区基幹公園は、街区公園→近隣公園→地区公園のように、都市公園の役割・規模に応じた段階構成を形成することとなっている。

しかし、本市では都市公園が一定程度整備された地域であっても、一部を除いて都市公園の段階構成ができている状況ではなく、近隣公園等のほか種別の都市公園が、街区公園を補完する状況も見られる。

このように、住民に最も身近な公園である街区公園が著しく不足している現状を鑑み、公園空白地域の解消にあたり、本市ではまず街区公園を優先して確保することとする。

#### ③ 街区公園の整備にあたっては、都市公園としての機能が發揮しやすい一定規模以上の面積を確保

②に基づく街区公園の整備にあたり、複数の公園施設の設置が可能であり、都市公園としての機能が発揮しやすく、多くの人々に利用される質の高い公園を整備するためには、一定規模以上の面積の確保が必要であるため、多くの自治体で採用されている面積1,000m<sup>2</sup>以上の公園整備を目指す。

## 【公園の確保手法】

### ④ 生産緑地や 1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園など、地域により活用可能な資源の有効活用による、公園の整備を目指す

公園空白地域の解消にあたっては、生産緑地や面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園など、地域によって活用可能な資源の分布状況が異なっており、こうした地域により異なる活用資源を有効活用することで、地域の実態に合った公園の整備を目指す。

### ⑤ 公園整備の実現性を高めるため、公園整備財源や用地確保の方法を工夫する

公園空白地域での公園整備の実現性を高めるには、公園用地の確保や公園施設の整備に要する財源確保が必要となる。国・県等の補助金の活用による整備をはじめ、他自治体での事例として見られる基金や、開発行為に際しての公園負担金の導入など、整備財源の確保方法を工夫する。

また、公園整備にあたっては、整備したい場所での用地交渉が整わないケースが多く、生産緑地の買取申出による公園整備の事例は、他の自治体においてもほぼ無い状況である。

これは、買取申出の手続き段階では既に宅地開発の事業者が決まっているケースが多いめであり、さらに前の段階から、生産緑地の所有者に公園用地を探している場所の情報提供を行う等により、公園用地としての買取が実現できるように情報提供の方法を工夫する。

#### ■具体的な取組イメージ

##### ◎生産緑地の公園用地としての確保

整備優先度の高い公園空白地域では、農政部局と連携の上で、生産緑地の営農意向の把握時に、公園用地としての情報提供を行い、生産緑地の公園用地としての確保につなげる。

##### ◎開発行為に伴う公園負担金や基金の導入検討

開発行為にあたり設置する開発公園について、開発対象地が既存の都市公園の誘致圏内にある場合や、公園設置を選択しない場合等に、負担金を選択できるよう、開発許可基準を見直し、都市公園の整備財源の確保につなげる。

## （2）地域レベルでの公園整備の方針

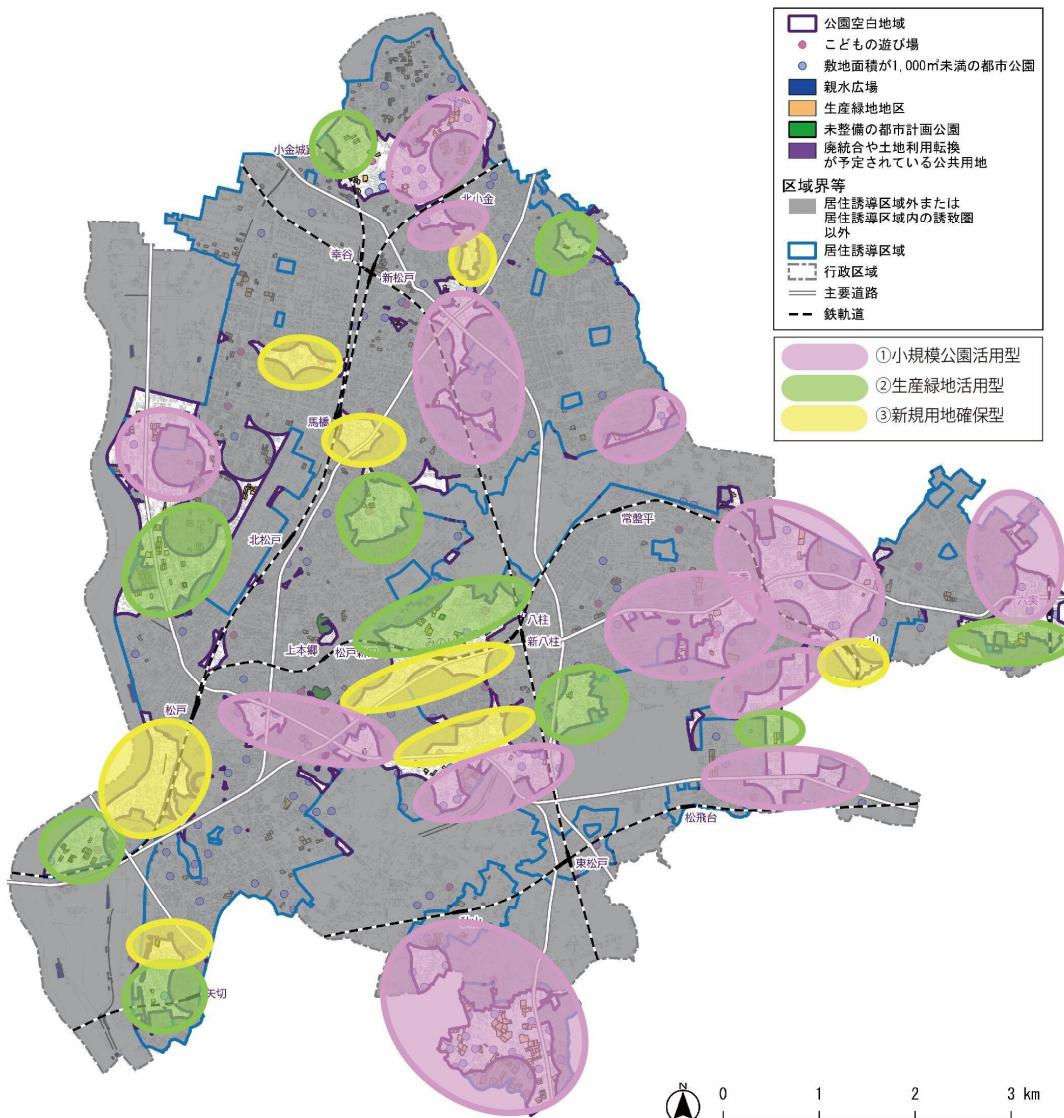
「①地域資源の活用」「②地域課題に応じた公園機能の確保」という2つの視点から、公園整備にあたる地域レベルでの方針を示す。

## 1) 地域資源の活用

地域資源を活用した公園整備を行うこととし、以下3つのパターンで用地の確保を図る。

表 公園用地を確保するための地域資源の活用

パターン	整備内容
①小規模公園活用型	1,000 m <sup>2</sup> 未満の公園が多く立地しており、これらの拡張整備を優先することにより、空白地域のエリアの解消を図るもの
②生産緑地活用型	空白地域の解消に資する位置に生産緑地が位置しており、生産緑地の確保を優先することにより、空白地域の解消を図るもの
③新規用地確保型	新たな公園用地の確保により、空白地域の解消を図るもの



## 図 公園用地を確保するための地域資源の活用

## 2) 地域課題に応じた公園機能の確保

地域の特性や課題に応じて、「区域の防災性向上」「子どもの遊び機能の確保」等を見据えた公園整備を進める。

表 公園機能に係る整備方針

整備方針	整備内容
①区域の防災性向上	旧耐震基準の建築物が比較的多い区域において、火災時の延焼防止や災害時の一時避難場所等の、区域の防災性向上に資する機能の公園を整備するもの
②子どもの遊び機能の確保	人口が増加かつ年少人口が多い区域において、子どもの遊び機能を有する公園を整備するもの

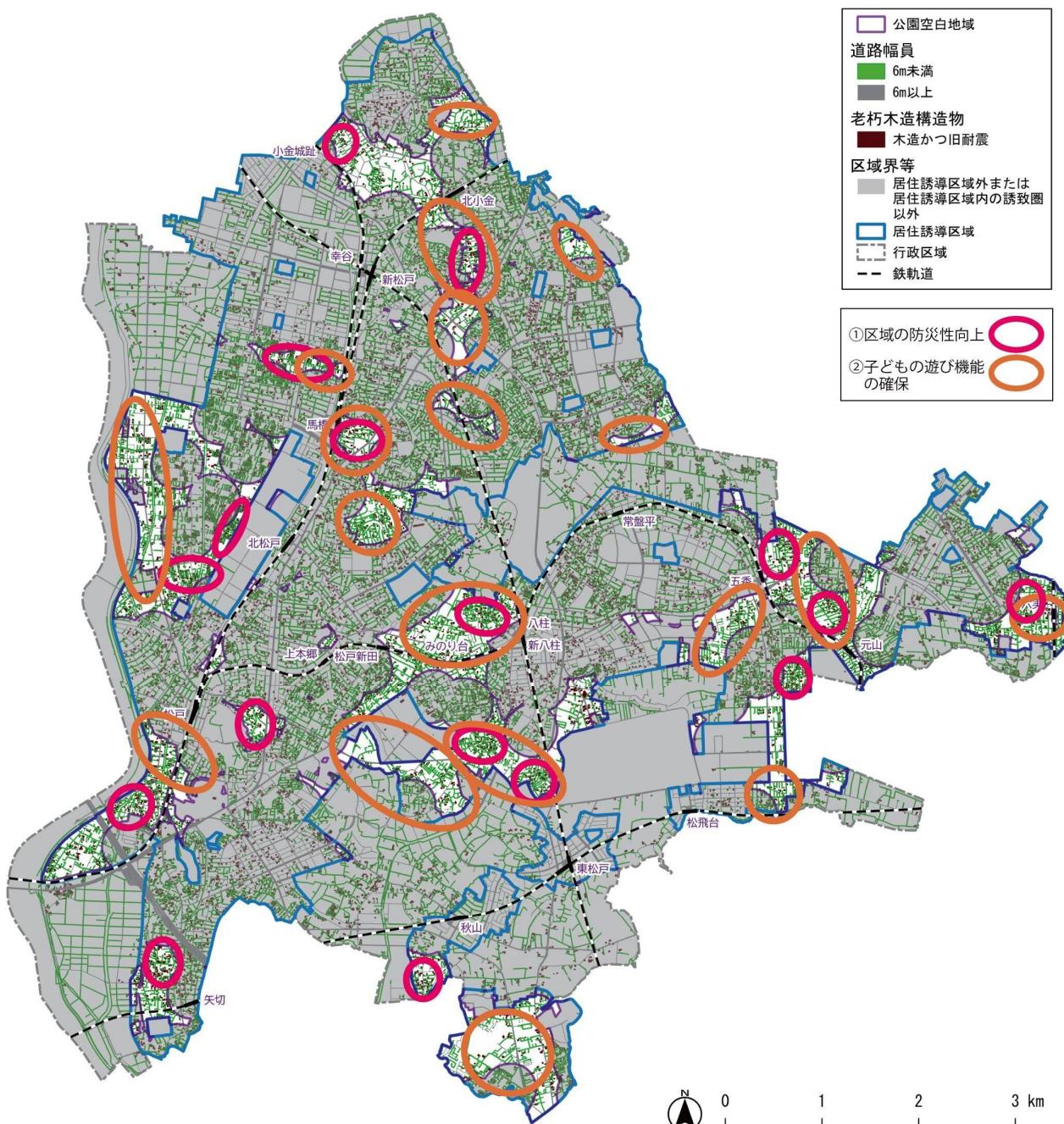


図 公園機能に係る整備方針

### 3) 公園空白地域ごとの整備方針

1) 2) の結果を総括し、公園空白地域別の主な整備方針を、以下の表と市内を3区分した図にて示す。

表 公園空白地域の整備優先度と整備方針

	公園空白地域	面積 (ha)	整備優先度	地域資源の活用	公園機能に係る 整備方針
1	小金北	85.8	ランク2 (高い)	①小規模公園活用型 ②生産緑地活用型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
2	馬橋西	15.3	ランク3	③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
3	小金南・八ヶ崎	48.4	ランク3	①小規模公園活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
4	古ヶ崎	136.1	ランク1 (非常に高い)	①小規模公園活用型 ②生産緑地活用型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
5	馬橋東	51.2	ランク1 (非常に高い)	②生産緑地活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
6	松戸新田・稔台	96.0	ランク1 (非常に高い)	②生産緑地活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
7	五香西	31.3	ランク3	①小規模公園活用型	②子どもの遊び機能
8	五香	85.9	ランク2 (高い)	①小規模公園活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
9	六実・六高台	49.6	ランク1 (非常に高い)	①小規模公園活用型 ②生産緑地活用型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
10	松戸	71.3	ランク1 (非常に高い)	②生産緑地活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
11	和名ヶ谷・紙敷	125.6	ランク2 (高い)	①小規模公園活用型 ②生産緑地活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
12	松飛台	57.6	ランク3	①小規模公園活用型 ②生産緑地活用型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
13	矢切	29.3	ランク1 (非常に高い)	②生産緑地活用型 ③新規用地確保型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
14	高塚新田・秋山	90.4	ランク2 (高い)	①小規模公園活用型	①区域の防災性向上 ②子どもの遊び機能
15	根木内	10.5	ランク3	②生産緑地活用型	②子どもの遊び機能
16	栗ヶ沢	10.4	ランク3	①小規模公園活用型	②子どもの遊び機能

## 【市北部の公園空白地域】

### ① 小金北地域

- ・整備優先度はランク2で、優先度はランク1に次いで高い。
- ・大金平周辺では生産緑地活用、平賀～大谷口周辺では小規模公園活用による公園整備を図る。
- ・平賀周辺では子どもの遊び機能の確保、大金平周辺では防災性向上に資する公園整備を図る。

### ②馬橋西地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・新規用地確保による公園整備を図る。
- ・人口が増加している西馬橋1丁目では子どもの遊び機能の確保、全体的には防災性向上に資する公園整備を図る。

### ③小金南・八ヶ崎地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・北小金駅南口周辺や南側のニツ木・八ヶ崎周辺では小規模公園活用、小金周辺では新規用地確保による公園整備を図る。
- ・全体的に人口が増加しており、子どもの遊び機能の確保に資する公園整備を図る。

### ④古ヶ崎地域

- ・整備優先度はランク1で、優先度は最も高い。
- ・栄町西周辺では小規模公園活用、古ヶ崎周辺では生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・人口の増加する流山街道周辺では子どもの遊び機能の確保、栄町周辺や古ヶ崎2丁目周辺では、防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑤馬橋東地域

- ・整備優先度はランク1で、優先度は最も高い。
- ・馬橋駅東側では新規用地確保、上本郷周辺では生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・全体的に人口が増加しており、子どもの遊び機能の確保に資する公園とともに、馬橋駅東側では、防災性向上に資する公園整備を図る。

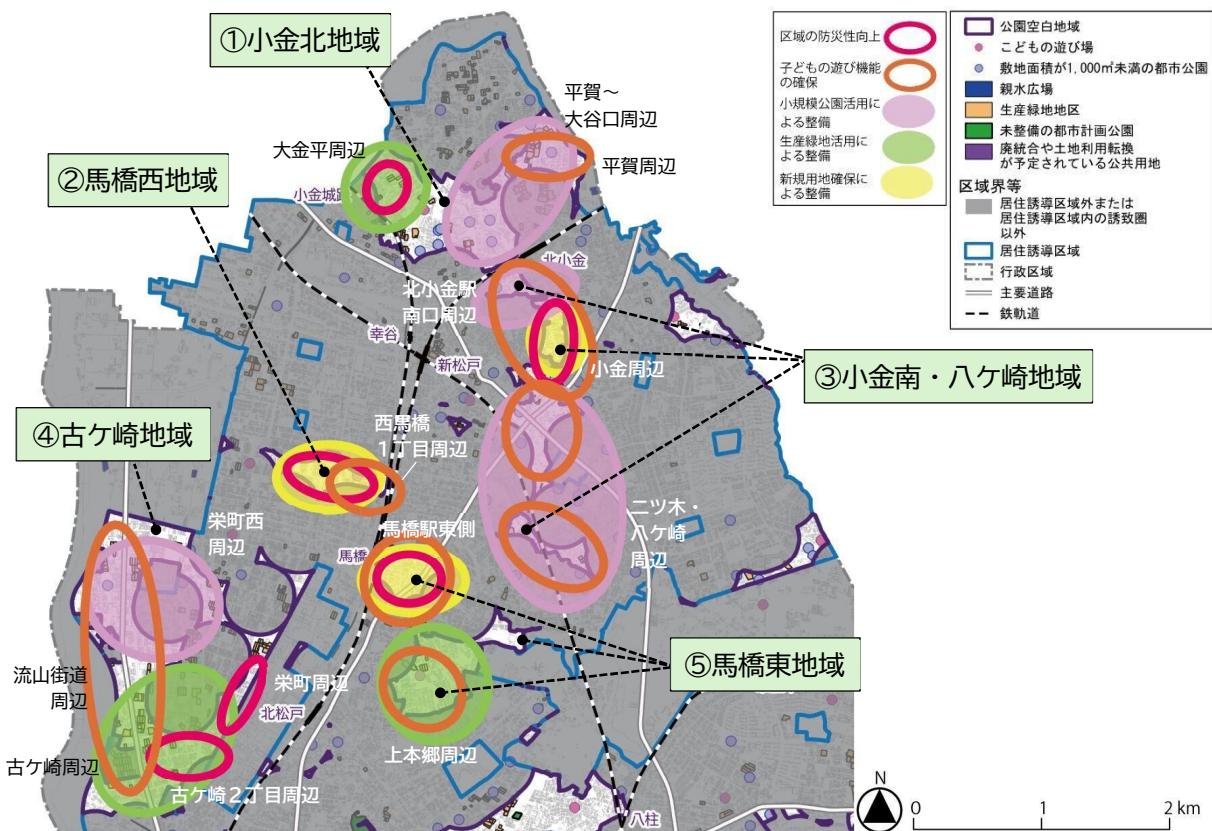


図 公園空白地域別の公園整備方針（市北部）

## 【市南部の公園空白地域】

### ⑥松戸新田・稔台地域

- ・整備優先度はランク1で、優先度は最も高い。
- ・京成松戸線北側では生産緑地活用、京成松戸線南側では新規用地確保による公園整備を図る。
- ・八柱駅西側では、防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑩松戸地域

- ・整備優先度はランク1で、優先度は最も高い。
- ・上矢切周辺では生産緑地活用、小山周辺では新規用地確保による公園整備を図る。
- ・年少人口の多い松戸駅南側では子どもの遊び機能の確保に資する公園、南部小北側では防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑪和名ヶ谷・紙敷地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・岩瀬～和名ヶ谷周辺～河原塚では小規模公園活用、稔台3丁目周辺では新規用地確保、武蔵野線東側では生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・年少人口の多い和名ヶ谷周辺や稔台3丁目～河原塚周辺では子どもの遊び機能の確保に資する公園、岩瀬・稔台3丁目・河原塚周辺では、防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑬矢切地域

- ・整備優先度はランク1で、優先度は最も高い。
- ・中矢切周辺では新規用地確保、下矢切周辺では生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・中矢切周辺では、防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑭高塚新田・秋山地域

- ・整備優先度はランク2で、優先度はランク1に次いで高い。
- ・全体的に小規模公園が多く分布しており、小規模公園の活用による公園整備を図る。
- ・年少人口の多い高塚新田周辺では子どもの遊び機能の確保に資する公園、秋山周辺では防災性向上に資する公園整備を図る。

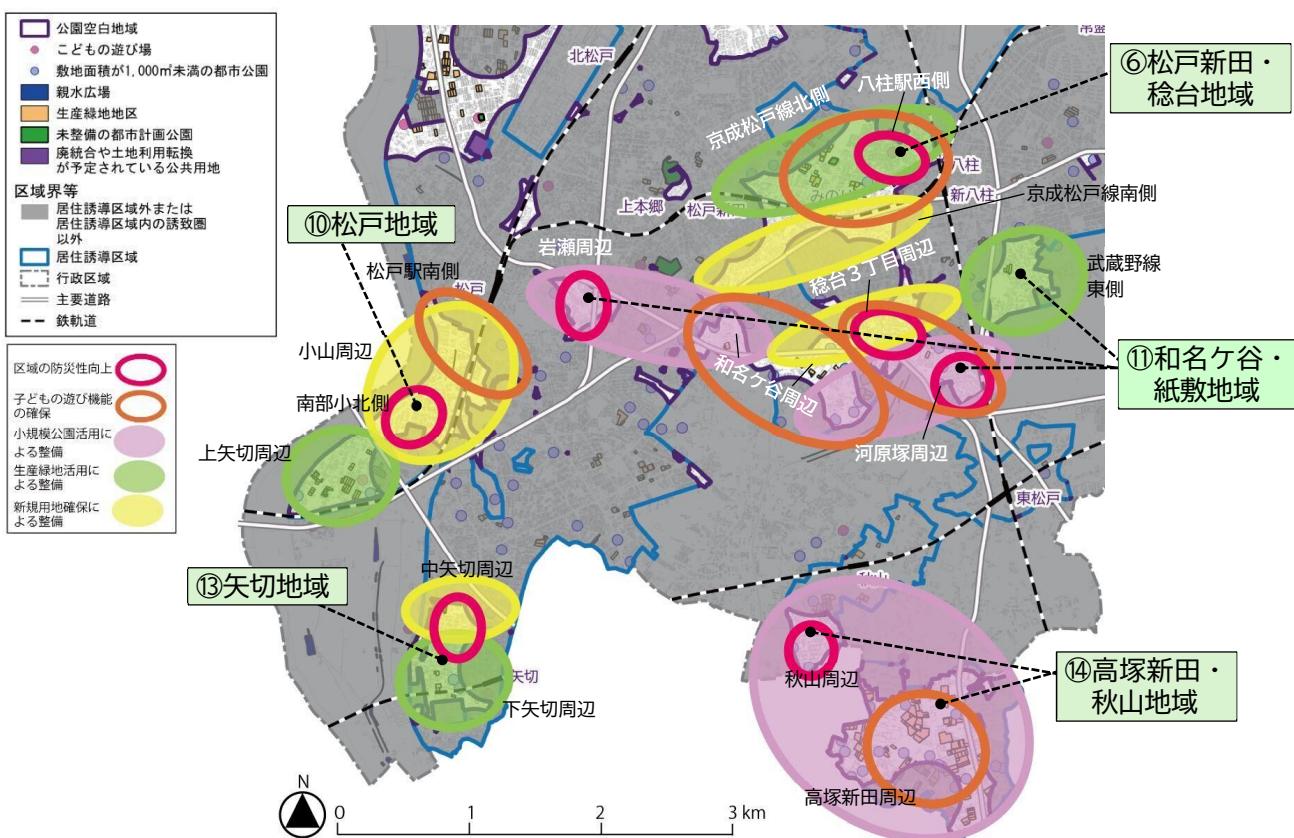


図 公園空白地域別の公園整備方針（市南部）

## 【市東部の公園空白地域】

### ⑦五香西地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・小規模公園活用による公園整備を図る。
- ・年少人口が多く、子どもの遊び機能の確保に資する公園整備を図る。

### ⑧五香地域

- ・整備優先度はランク2で、優先度はランク1に次いで高い。
- ・全体的には小規模公園活用、五香南周辺では新規用地確保による公園整備を図る。
- ・年少人口の多い五香周辺では子どもの遊び機能の確保、五香周辺や五香南2丁目周辺では、防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑨六実・六高台地域

- ・整備優先度はランク1で、優先度は最も高い。
- ・六実北部～六高台周辺では小規模公園活用、六実南部では生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・年少人口の多い六実北部では、子どもの遊び機能の確保とともに、防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑫松飛台地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・松飛台北部・南部では小規模公園活用、松飛台中部では生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・人口の増加する松飛台南部では子どもの遊び機能の確保、松飛台北部では防災性向上に資する公園整備を図る。

### ⑯根木内地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・生産緑地活用による公園整備を図る。
- ・年少人口が多く、子どもの遊び機能の確保に資する公園整備を図る。

### ⑯栗ヶ沢地域

- ・整備優先度はランク3である。
- ・小規模公園活用による公園整備を図る。
- ・人口が増加している区域では、子どもの遊び機能の確保に資する公園整備を図る。

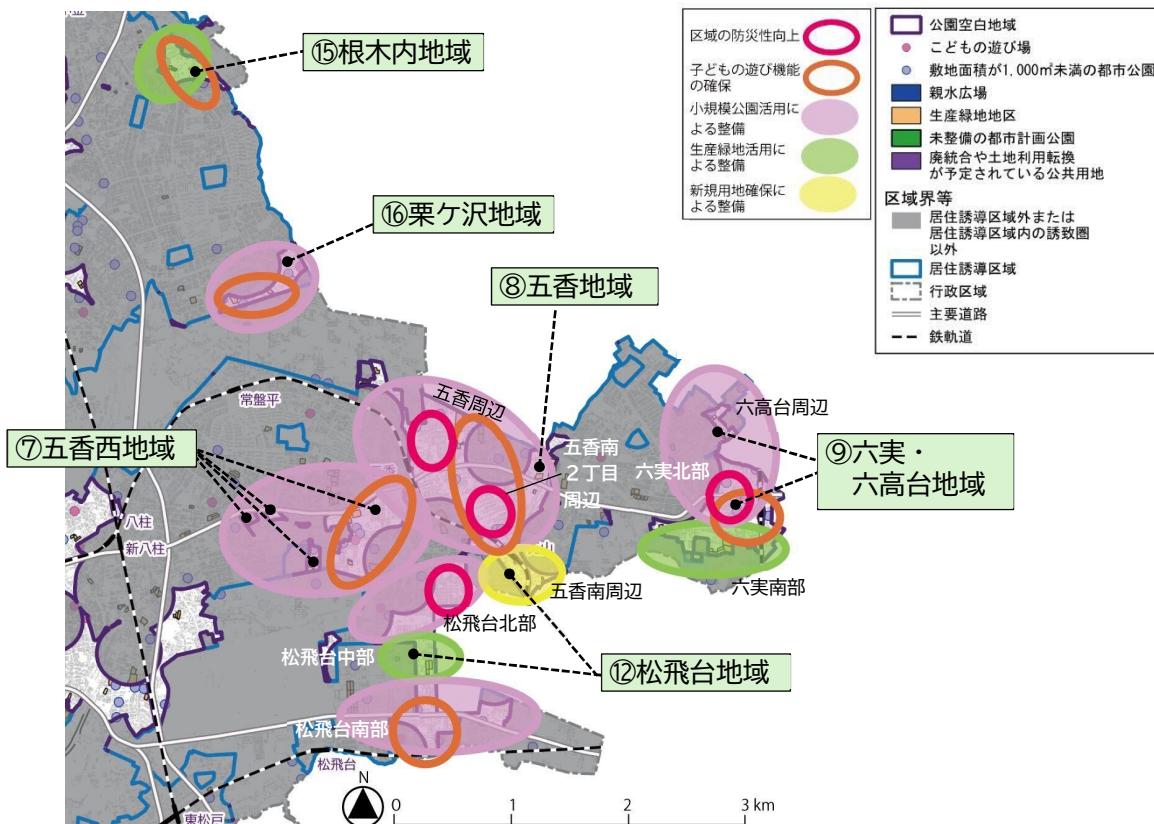


図 公園空白地域別の公園整備方針（市東部）

#### 4) 2段階での評価による効果的な整備

公園空白地域の整備優先度を設定するにあたっては、本章で記載のとおり、公園空白地域解消の必要性・緊急性の観点から立地の特性を評価し、優先度を設定していくこととなるが、公園空白地域の解消に向けた具体的な検討（アクションプランの検討）は、地域住民からの公園整備要望や用地提供の申し出等により、具体的な公園設置候補地が挙がってきた場合に行う。

そのため、公園整備にあたっては、公園設置候補地の立地する「公園空白地域間の整備優先度の評価」、と具体的な「公園設置候補地の実現性・熟度の評価」の2段階での評価を行い、最終的な候補地を決定していく。

この2段階での評価を以下のように活用し、公園空白地域の解消に向けた都市公園の整備を効果的に進めることとする。

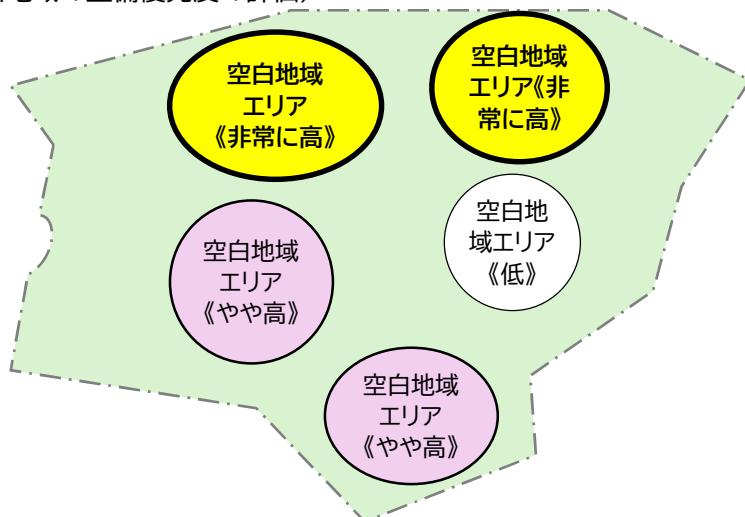
16箇所ある公園空白地域の整備優先度を踏まえ、各地域内における公園設置候補地を抽出し、実現性や熟度を考慮することで、市民への説明責任を果たしつつ、公園整備の実現性の向上を目指す

表 公園空白地域の解消に向けた評価の対象・目的とタイミング

評価の段階・対象	評価の目的・意義	評価のタイミング
1. 公園空白地域に対する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>16の公園空白地域間での整備優先度を予め決めるもの</li><li><u>ガイドラインで事前明示</u>することで、<u>整備優先度の高い公園空白地域での用地確保や生産緑地所有者への情報提供、公園整備要望を挙げる市民への説明等</u>に活用</li></ul>	本ガイドラインにおいて予め評価し、事前明示
2. 公園空白地域内の公園設置候補地に対する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>公園空白地域において具体的な公園設置候補地が出てきた場合に、公園設置候補地の実現性・熟度を評価し、最終的な候補地を決めるもの</li><li>公園空白地域間で<u>複数の候補地が競合した場合に、アクションプランを通じて、より実現可能性の高い候補地を選定</u></li></ul>	具体的な公園設置候補地が複数出てきた時点で、第3章に示す「アクションプラン」を作成して評価

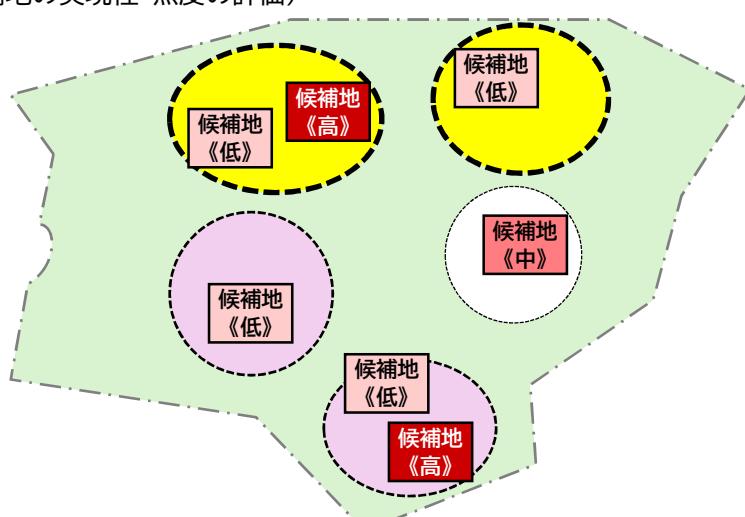
## 1. 公園空白地域に対する評価

(公園空白地域の整備優先度の評価)



## 2. 公園空白地域内の公園設置候補地に対する評価

(設置候補地の実現性・熟度の評価)



◎公園設置候補地の整備優先度を決定

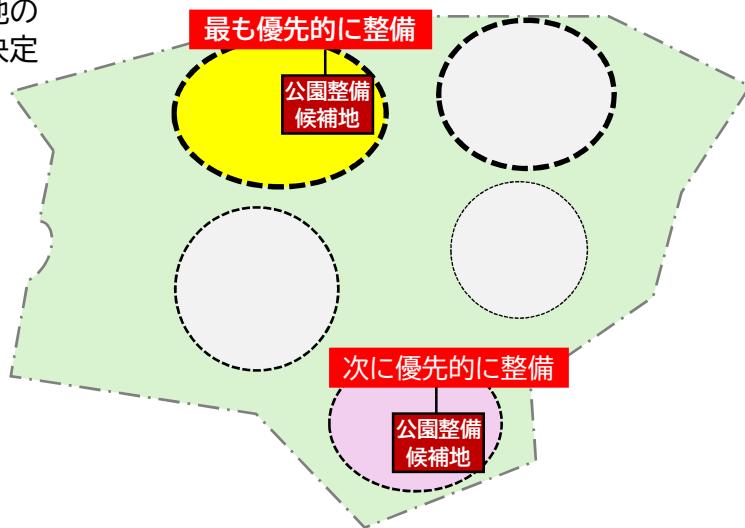


図 公園整備に向けた評価手順のイメージ

## 1. 公園空白地域に対する評価 (本章で事前明示)

・公園空白地域間での優先順位付けのため、以下の項目で公園空白地域の整備優先度を評価し、以下の3ランクに区分する。

### ■公園空白地域における、空白地域解消の必要性

- 1-0 複数公園の複合利用で公園充足区域に相当するか
- 1-1 今後予定されている開発により、空白地域が解消するか
- 1-2 用途地域 1-3 人口動向 1-4 1人当たり公園面積
- 1-5 地域の課題 1-6 災害危険 1-7 公園に関する市民意向
- 1-8 公園整備に関する地域要望

評価点に応じて、公園空白地域の整備優先度を、以下の3ランクに区分

整備優先度ランク	配点
ランク1（非常に高い）	28点以上
ランク2（高い）	20～27点
ランク3	19点以下

## 2. 公園空白地域内の公園設置候補地に対する評価 (次章で示すアクションプランにて実施)

・複数の公園設置候補地における優先度を決定するため、「アクションプラン」において、候補地の検討・抽出を行った上で、整備の実現性や整備手法の有効性等の観点から、公園設置候補地の評価を行い、実現性・熟度の高い候補地を決定する。

### ■公園整備の実現性

- 2-1 公園整備における用地確保のしやすさ
- 2-2 公園整備事業区域に至る道路の幅員
- 2-3 周囲の公共施設との連携の可能性
- 2-4 用地取得の実現性
- 2-5 公園整備の規模、事業期間、権利者との交渉状況等

### ■空白地域解消に向けた方策（地域資源活用）の有効性

- 3-1 公園空白地域がどの程度解消するか
- 3-2 未着手都市計画公園の解消につながるか

⇒ 「アクションプラン」を作成  
(第3章 参照)

## 5) 公園整備の実現に向けた方針

公園整備の実現に向けた、整備手法や推進方策に係る方針を以下に示す。

### 方針1：公園としての担保性が高い手法での整備を優先する

公園空白地域の解消にあたっては、借地の活用を含めて都市公園を補完する「子どもの遊び場」が、土地利用転換により廃止になるケースが相次いでいることを鑑みると、基本的に公園としての担保性の高い、用地取得による公園整備を最優先に考えることとする。

用地取得が難しい場合は、借地や市民緑地制度の活用により、公園的な空間の確保を図りつつ、周辺地において用地取得が可能な公園整備を目指す。

### 方針2：可能な限り公共用地での整備や補助金の活用により、財政負担の少ない公園整備を目指す

公園用地の取得にあたっては、できる限り公園整備に係る財政負担を軽減できる手法が望ましく、統廃合予定のある公共施設の用地など、周辺対策や解体費用などトータルコストを勘案し、新たな用地取得費用のかからない、公共用地の取得による整備を優先して進めることとする。

また、公共用地以外での整備となり、用地取得費用がかかる場合でも、公園設置を行う地域の課題や地域資源に応じて、国の補助金の活用による公園整備を目指すことで、できる限り財政負担の少ない公園整備を目指す。

### 方針3：整備の実現性が高い公園設置候補地を抽出

生産緑地等の「活用可能な資源」やその他の民有地も含めて、土地利用・営農の状況や接道状況、今後の土地利用のほか、土地利用規制等を考慮した上で、整備の実現性が高い公園設置候補地を抽出する。

## 第3章 今後の公園整備に向けて

### 1. 公園整備に向けた検討の流れ

地域特性に応じた公園設置候補地の決定や整備手法の検討を行う手法として、整備優先度の高い公園空白地域において公園設置候補地の検討・抽出や評価を行う「アクションプラン」を作成する。

アクションプランの検討フローを以下に示す。検討フローは、アクションプランを作成し、実際に権利者との用地交渉等を行った上で、より必要な内容が網羅されるように随時改善・見直しを行っていく。

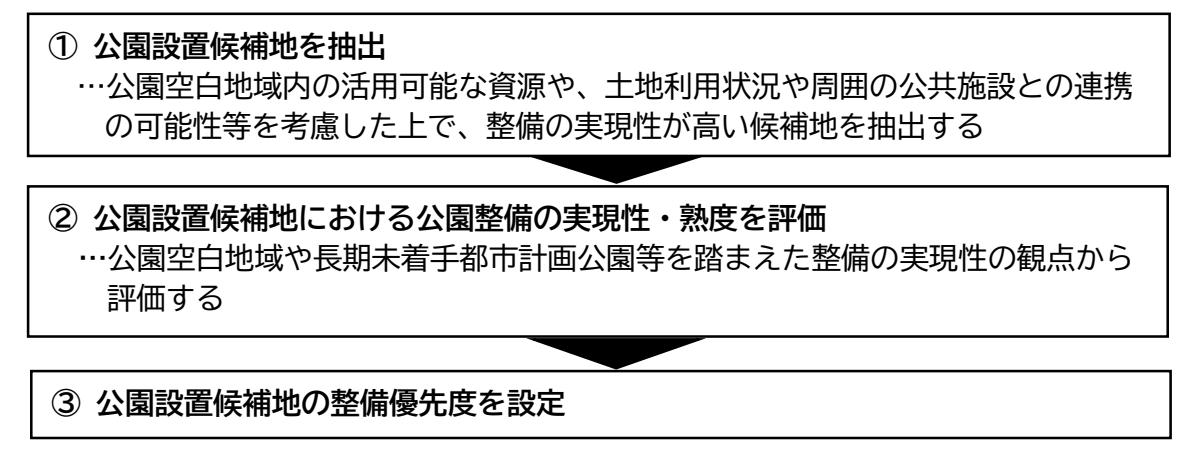


図 公園整備に向けたアクションプランの検討フロー

## 2. 公園整備に向けた検討内容

### (1) 公園整備に活用可能な資源

公園の整備にあたり活用可能な資源として、「統廃合や土地利用転換が予想されている公共用地」のほか、「生産緑地」「面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園」「子どもの遊び場」「親水広場」を想定する。分布状況を以下に示す。

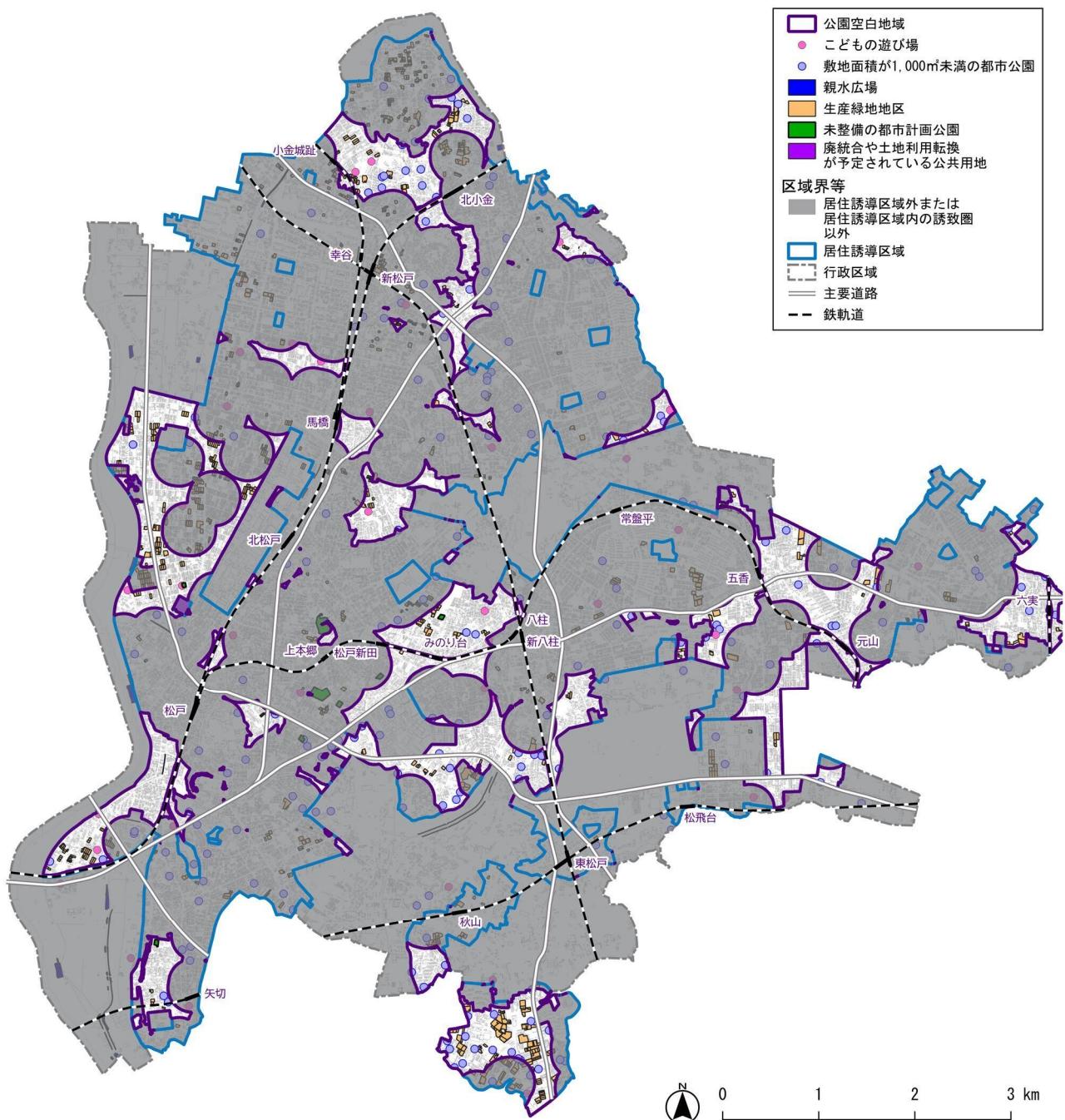


図 公園整備に活用可能な資源

## （2）資源活用の考え方

公園の整備にあたり、活用可能な資源の活用の考え方を以下に示す。

## ■統廃合や土地利用転換が予想されている公共用地の活用

公園空白地域内やその近隣で統廃合や土地利用転換が予想されている公共用地がある場合、当該公共用地を活用して公園を整備できると、新たに用地取得を行わずに公園を整備することが可能となり、公園整備に係る財政負担の軽減につながる。

地元からのご意見や解体撤去費用、財源の確保など様々な課題があるが、公共用地がある場合は、その活用による整備を優先して検討できることが望ましい。

## ■1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園の複合利用や拡張

### （複数の街区公園の複合利用）

公園空白地域に1,000m<sup>2</sup>未満の街区公園が複数ある場合、1,000m<sup>2</sup>未満の都市公園の複合利用により、面積1,000m<sup>2</sup>以上の街区公園と同等とみなせるケースが考えられる。

### ア.エリア内の機能分担による計画例: 武蔵野市

- 公園の機能分担を図る「公園区」を設定し、公園区内のバランスを考慮して小規模公園の機能を分担・特化させることで、小規模公園を有効活用し、魅力を向上

凡例
公園区のレベル 機能対象となる公園・緑地
全市レベル ドックラン・ハーバー・ペニーユート、園芸遊び・農業体験など
3駅周辺レベル 木本駅・ボルダリング・大和田駅・消防署・消防署など
コミュニティレベル 子ども遊び・健康遊具・防災・花壇・緑地

#### コミュニティレベルの公園区における検討例 -機能分担による有効活用-

同じような小規模公園が集まつた公園区内で、機能バランスを保ちながら、個々のニーズを満たす。施設の更新に伴い生まれさせられた空間を、機能の向上や新たな魅力の創造に活用する。

①特殊な機能を有する公園の全面改修  
②さし道具・撒き芸・広場を新設  
③さし道具を撒き芸・花木を新設  
④大型遊具の導入で子ども遊びに特化

出典:「武蔵野市公園リニューアル計画」(平成22年5月 武蔵野市)

●核となる都市公園を中心とした再編例: 札幌市

公園の誘致圏と規模に基づく機能分担により小規模公園の機能の重複を改善し、利用を促進するとともに管理コストを縮減

【公園の機能分担の考え方】

●狭小区画が重複。利用率の低下が発生。

●地域ニーズにあわせて公園機能を分担。

【現状】

【機能分担】

【イメージ】

●同一誘致圏(250m)内に狭い街区公園がある場合、機能分担を図る

面積が大きい公園(1,000m<sup>2</sup>以上)を核となる公園として、遊具等のリクエーション機能主とする

面積が大きい公園(1,000m<sup>2</sup>未満)は遊具等を除去し、公園機能を絞った整備とする

狭小区画(機能分担の対象外)

幹道道路等  
分担要素

核となりうる公園がない場合、各々の公園で機能分担する

出典:「札幌市公園施設寿命化計画」の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について答申(1) (平成27年3月 札幌市総務部の審議会)

## 図 複数の都市公園の機能分担による都市公園の機能再編のイメージ

出典：都市公園のストック効果向上に向けた手引き（平成28年、国土交通省）

この場合、1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園であれば大きさは何でも良いとは考えにくく、街区公園としての機能を発揮できる一定規模以上の面積が必要と考えられ、それらが 250m以内に分布する場合は、一体利用可能とみなすことが考えられる。

具体的な面積は、複数の公園といつてもいくつあっても良い訳ではないことを鑑み、2箇所の複合利用で1,000m<sup>2</sup>となることを想定し、1,000m<sup>2</sup>の半分である面積500m<sup>2</sup>以上を1つの基準とする。

なお、本市開発許可基準に則り、複数の公園間に分断要素となる幅員12m以上の道路や河川、鉄道がある場合は、一体とみなさないこととする。

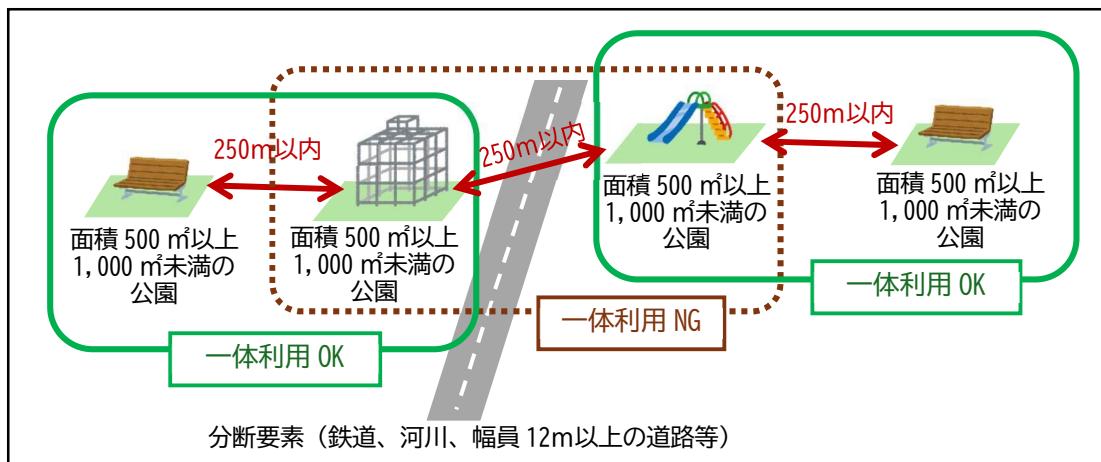


図 面積 500 m<sup>2</sup>以上の都市公園の一体利用イメージ

### (1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園の拡張)

公園空白地域に 1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園がある場合、その拡張整備により 1,000 m<sup>2</sup>以上の街区公園を整備できれば、効率的に公園空白地域を解消することが可能となる。

ただ、拡張のための用地取得が円滑に進むとは限らないため、1,000 m<sup>2</sup>未満の街区公園がある場合はその拡張整備を優先的に検討しつつ、用地取得等の状況に応じて、他の場所での整備も柔軟に検討することが望ましい。

### ■生産緑地、子どもの遊び場、親水広場

生産緑地、子どもの遊び場、親水広場のうち民有地のものについては、公有地化により公園として整備できることが望ましい。

生産緑地を公園用地として活用できるかは、用地取得や整備の財源を確保しつつ、所有者の営農意向や納税猶予の有無、今後の土地活用意向次第であるが、こうした意向についていち早く情報収集を行い、宅地化の動きが具体化する前に用地交渉ができれば、公園用地として確保できる可能性はある。

子どもの遊び場や親水広場については、現に公園的に利用されており、近隣住民の賛同を得られるならば、施設整備等の点でも効率的と考えられる。

### (3) 公園設置候補地の検討・抽出

土地利用の状況や周囲の公共施設との連携の可能性等を考慮した上で、公園設置候補地の検討・抽出を行う。公園整備後の担保性の観点から、用地取得による公園整備を優先して検討し、用地取得が困難な場合や、段階的に用地取得を進める場合は、用地取得によらない公園整備手法を検討する。

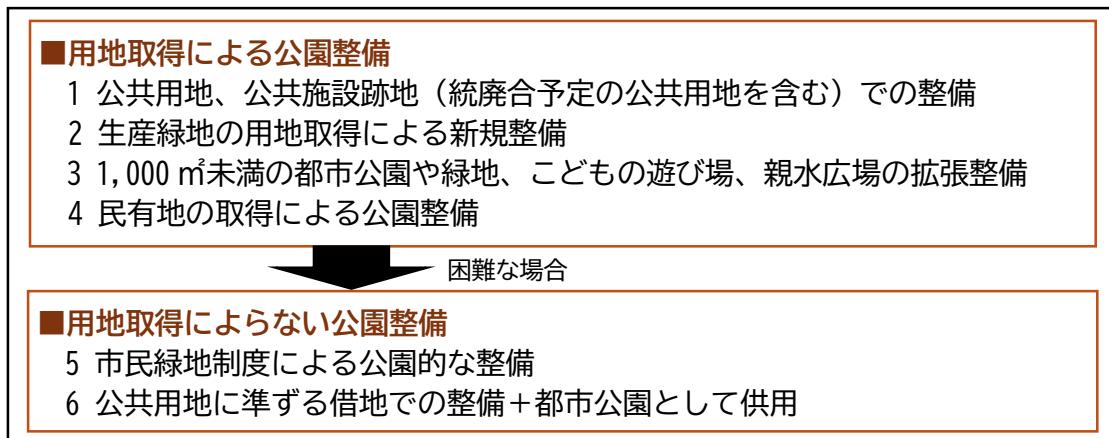


図 用地取得に応じた公園整備手法

表 公園整備手法の概要

	整備手法	概要
用地取得による公園整備手法	1 公共用地、公共施設跡地での整備	・用地取得を要しない手法の中では最も担保性が高い
	2 生産緑地の用地取得による新規整備	・生産緑地の買取による整備
	3 1,000 m <sup>2</sup> 未満の都市公園や緑地、子どもの遊び場、親水広場の拡張整備	・小規模な都市公園や子どもの遊び場、親水広場等を拡張整備し、1,000 m <sup>2</sup> 以上の公園を確保 ・複数公園の複合利用+一部の拡張整備で面積1,000 m <sup>2</sup> 以上を目指す場合も含む
	4 民有地の取得による公園整備(3、4以外)	・民有地の買取による整備
用地取得によらない公園整備手法	5 市民緑地制度による公園的な整備	・用地取得せず市民緑地での対応
	6 公共用地に準ずる借地での整備+都市公園として供用	・用地取得しないが、公共用地に準ずる（比較的担保性の高い）借地での対応 ⇒独立行政法人や公社の所有地、寺社境内地等 ・都市公園として供用することで担保性を高める

## 【参考】市民緑地認定制度の概要

名称	内容
市民緑地認定制度	<p>●制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民緑地認定制度は、緑地やオープンスペースが不足している地域において、<b>NPO 法人や企業等の民間主体</b>により、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、公的な機能を有する緑地空間や公園と同等の空間を創出する制度である。</li> <li>・都市緑地法運用指針によると、<b>市民緑地</b>は、<b>都市公園と同等の機能</b>を果たすものとして、<b>住民 1 人あたりの都市公園面積</b>として算定することができ、<b>住民 1 人当たりのオープンスペース面積</b>の増加に資する。</li> </ul> <p>●土地所有や維持管理にあたっての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全・緑化推進法人（みどり法人※）が設置管理する認定緑地にかかる<b>固定資産税・都市計画税</b>について、原則 <b>1 / 3 軽減</b>が受けられるほか、<b>植栽やベンチ等の施設整備</b>に対して<b>補助</b>を受けられる。（<b>1 / 3 負担</b>）</li> </ul> <p>※みどり法人…地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社、一般社団法人、一般財団法人等の団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組を推進することができる。</p> <p>●公園的な空間としての担保性・永続性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理期間は基本 5 年以上だが、管理期間を 10 年以上にすることで、<b>社会資本整備総合交付金</b>の対象とできる。</li> </ul> <p>●事例（東京都千代田区 三菱一号館広場／0.32ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「丸の内パークビルディング」と「三菱一号館」に囲まれた人工地盤上にある「一号館広場」は、<b>花木の植栽や噴水の設置</b>により、<b>水と緑が豊かな憩いの中庭となる広場空間</b>を創出することで連日賑わいを見せていく。また、街区を通り抜ける<b>公開性の高い通路</b>としての機能のほか、保水性舗装、ドライミストなど<b>都市を冷やすクールスポット</b>としての機能も備えている。</li> </ul> 

【参考】市民緑地契約制度の概要

名称	内容
市民緑地 契約制度	<p>●制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民緑地認定制度による緑の公園スペースの設置管理の主体が、民間主体となっているのに対して、市民緑地契約制度は<b>緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）</b>を含む<b>地方公共団体が設置管理の主体</b>となる制度である。</li> <li>・都市緑地法運用指針によると、市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民1人あたりの都市公園面積として算定することができ、住民1人当たりのオープンスペース面積の増加に資する。</li> </ul> <p>●土地所有や維持管理にあたっての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地方公共団体等が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。</b></li> <li>・地方公共団体に無償で貸し付ける場合、<b>固定資産税・都市計画税が非課税</b>となる。</li> </ul> <p>●公園的な空間としての担保性・永続性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理期間は<b>基本5年以上</b>だが、管理期間が<b>20年以上の場合、相続税が2割評価減となる</b>場合がある。</li> </ul> <p>●事例（東京都杉並区 山葉名いこいの森／0.29ha）</p> <p>&lt;取組の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の300平方メートル以上の樹林などを対象に、所有者と区が市民緑地契約を結び、<b>契約期間中は、区民に『いこいの森』として開放することで、公開性のある緑地としての機能を創出</b>している。</li> </ul> <p>&lt;土地所有や維持管理にあたっての支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者のメリットとして、<b>固定資産税と都市計画税の免税</b>や、<b>樹木の剪定等の管理を区に任せること</b>ができる。</li> </ul> 

#### (4) 公園設置候補地の評価

抽出した公園設置候補地における、公園整備の実現性や地域資源の有効性について評価を行い、公園設置候補地の優先順位を決定する。評価の流れと具体的な評価項目や評価基準について以下に示す。

##### 1) 公園設置候補地の評価フロー

###### ■公園整備の実現性

###### ■1 用地確保

公園整備における用地確保のしやすさ

###### ■2 接道の状況

公園整備事業区域に至る道路の幅員

###### ■3 公共施設の立地状況

周囲の公共施設との連携の可能性

###### ■4 用地取得の実現性

###### ■5 その他事業への協力度など

公園整備の規模、事業期間、権利者との交渉状況等

※モデル地域でのアクションプランでは評価を実施せず、実際に権利者との交渉が行われる段階で適宜実施

###### ■公園整備に向けた地域資源の有効性

###### ■1 公園空白地域解消への貢献度

公園空白地域がどの程度解消するか

###### ■2 未着手都市計画公園の解消への貢献度

未着手都市計画公園の解消につながるか

公園設置候補地の優先順位を決定

## 2) 具体の評価項目や評価基準

### ■公園整備の実現性

評価項目	評価点や評価基準の考え方
1 公園整備における用地確保のしやすさ	【土地の種別】 <ul style="list-style-type: none"><li>本市が所有する公共用地は土地取得の必要がないため高く評価</li><li>生産緑地は、買取できた場合は公共用地として活用できるため高く評価</li></ul>
	【補助金の活用】 <ul style="list-style-type: none"><li>用地確保に当たり、国等の補助金が活用できる場合は高く評価</li></ul>
2 公園整備事業区域に至る道路の幅員	<ul style="list-style-type: none"><li>原則、幅員6m以上だが、事業区域の面積が3,000m<sup>2</sup>未満で、通過交通量が少なく、かつ、小区間で通行上支障がない場合は幅員4m以上となる</li></ul>
3 周囲の公共施設との連携の可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の保育園や小学校などの公共施設も含めた、一体的な公園整備が可能であるか</li></ul>
4 用地取得の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>用地取得の際に地権者との交渉が円滑に進む場合は、実現性が高いと考えられる</li></ul>
5 公園整備の規模、事業期間、権利者との交渉状況等	<ul style="list-style-type: none"><li>整備する公園が小規模等により事業進捗が見込める</li><li>権利者の意向等により、事業進捗が見込める</li><li>関連事業との連携により、事業が効率的に進められる</li></ul>

### ■公園空白地域解消に向けた方策（地域資源活用）の有効性

評価項目	評価点や評価基準の考え方
1 公園空白地域がどの程度解消するか	<ul style="list-style-type: none"><li>当該公園設置候補地により、該当エリアの公園空白地域がどの程度解消するか</li></ul>
2 未着手都市計画公園の解消につながるか	<ul style="list-style-type: none"><li>当該公園設置候補地が、未着手都市計画公園の半径250m圏内に立地するか</li></ul>

## 【参考】アクションプランの検討イメージ

公園空白地域の中でも整備優先度ランクの高い古ヶ崎地域におけるアクションプランのイメージを示す。

### 1) モデル地域の公園空白地域に対する評価

公園空白地域エリアの整備優先度ランクが非常に高く、面積が最も広い、古ヶ崎地域をモデル地域とする。

空白地域エリア名	古ヶ崎
面積 (ha)	136.1
公園空白地域エリアの整備優先度ランク	ランク 1 (非常に高い)
整備方針タイプ	①小規模公園活用型 ②生産緑地活用型

- ①小規模公園活用型
- ②生産緑地活用型
- ③新規用地確保型



### 2) 公園空白地域における、公園空白地域解消ゾーンの設定

古ヶ崎地域では、公園空白地域解消ゾーンを下図のように、ゾーン①、②、③の3箇所に区分し、各ゾーン内での候補地の優先順位を検討する。

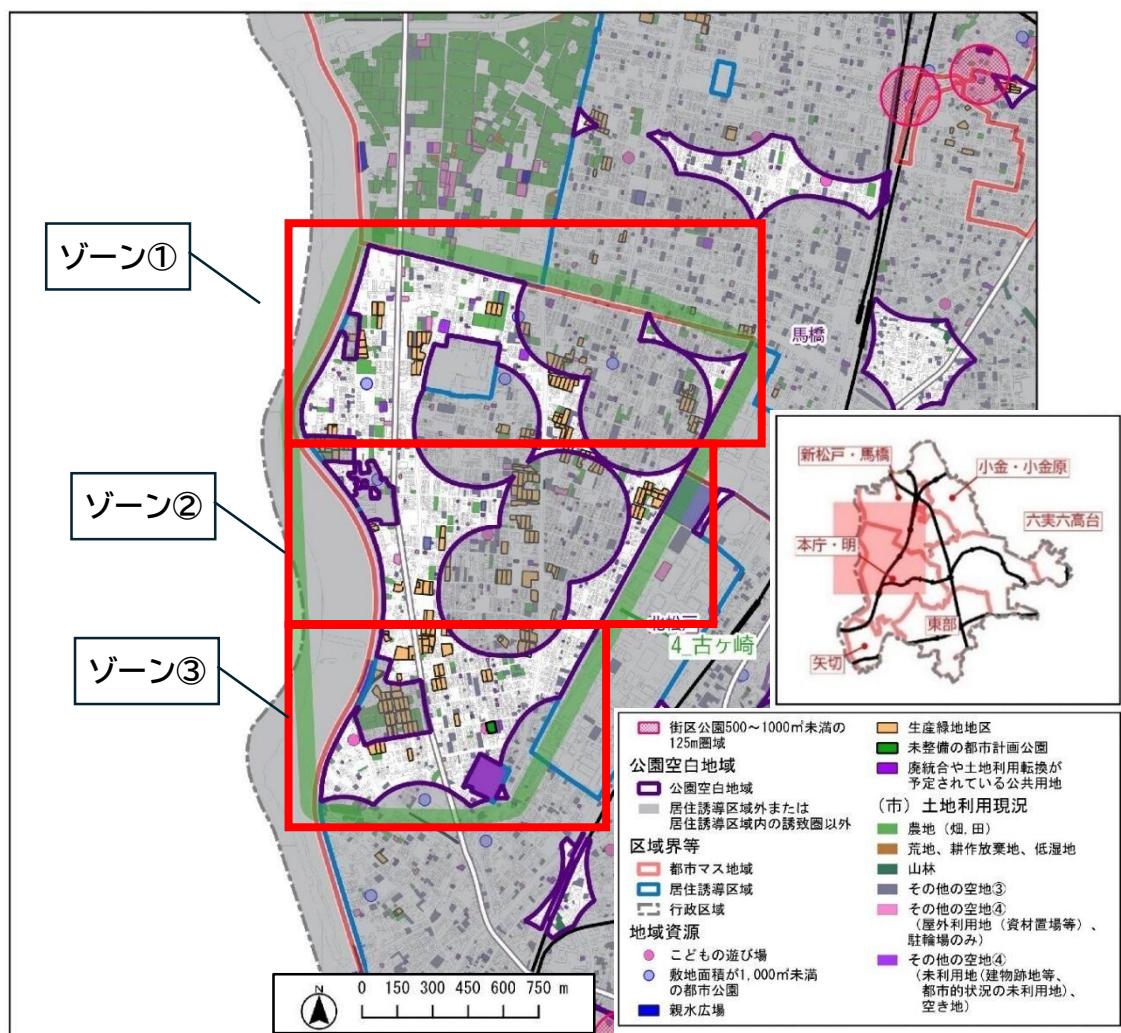


図 アクションプランで想定する公園整備手法

### 3) 各公園空白地域解消ゾーンにおける公園設置候補地の検討・決定

各公園空白地域解消ゾーンにおける公園設置候補地の検討・決定にあたっては、前述した条件2（公園整備の実現性）を基本としつつ、以下の「公園整備前」で示すように、保育園や小学校等の施設の近傍にある、生産緑地や駐車場等を選定する。

このような候補地選びの効果として、以下の「公園整備後」に示すように、整備した公園が近隣の施設と連携し、あそびの場等として活用されることで、近隣の施設の利用者の満足度向上に貢献することが期待される。

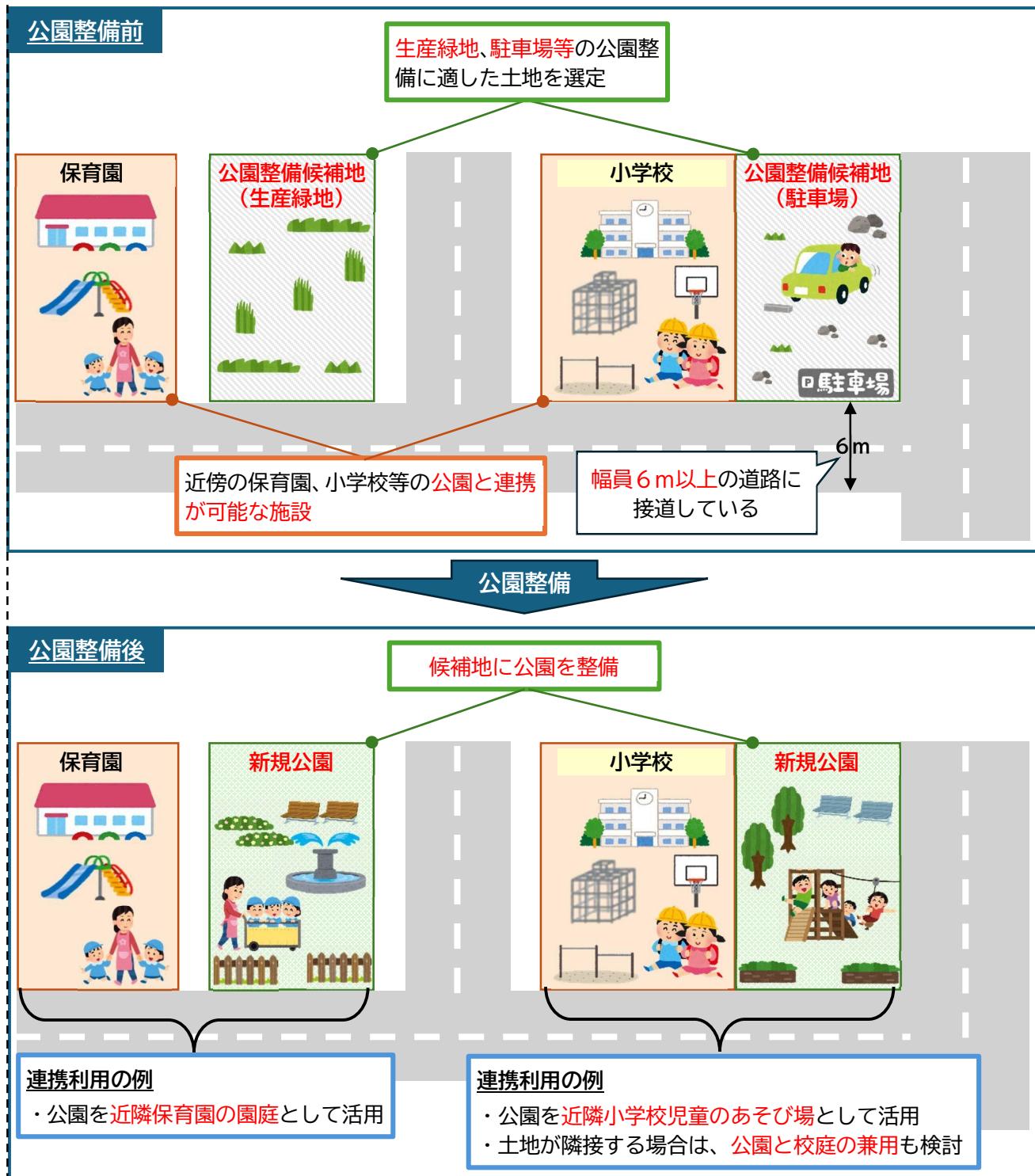


図 公園整備候補地と公園整備前後のイメージ

## 第4章 官民連携による公園整備・管理運営

今後の公園整備や管理運営では、従来の行政による運営体制に加え、官民連携のもと、地域の要望や地域資源を活かしながら公園整備や管理運営を行うことができる体制の構築を目指す。

民間事業者や地元団体、市民との連携における基本的な考え方を以降に示す。

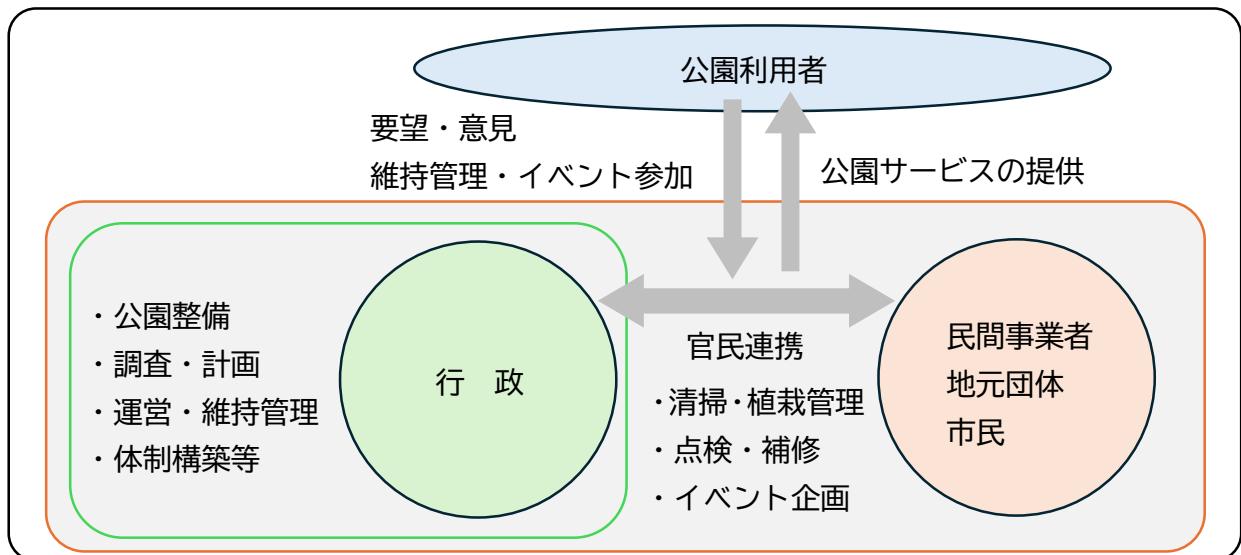


図 管理運営の体制イメージ

## 1. 指定管理者制度の活用

「指定管理者制度」とは、地方公共団体（都道府県や市区町村）が設置した公園などの公共施設の管理運営を、地方公共団体に代わって民間事業者や外部団体に委譲する制度である。指定管理者制度を活用することで、民間や団体のノウハウを活かし、多様化する市民ニーズへ対応した公園機能の向上や行政コストの削減を図ることが可能となるため、本市においても指定管理者制度の活用を検討する。

表 指定管理者制度の概要

項目	特徴	
概要	公園などの公共施設の管理運営を民間事業者や外部団体に委譲する制度	
根拠法	地方自治法	
契約期間	約3～5年	
主な業務	<ul style="list-style-type: none"><li>公園内の清掃・植栽の管理</li><li>公園施設の点検・補修</li><li>イベントの企画運営</li><li>利用者の安全管理・対応</li></ul>	
利点	公園利用者	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者目線のサービスが充実されやすい</li><li>多様な活動機会の提供が期待される</li></ul>
	周辺住民	<ul style="list-style-type: none"><li>景観や環境改善が期待される</li><li>地域の意見を反映した管理運営が行われやすい</li></ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"><li>コスト削減と効率化、負担の軽減を図ることができる</li><li>公園の魅力向上による波及効果が期待される</li></ul>
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>事業機会の拡大に繋がる</li><li>地域貢献・社会的評価の向上が図ることができる</li><li>収益機会の創出が図ることができる</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>公募や選定プロセスの透明性を確保する</li><li>適切な仕様書(評価水準書)・評価項目の設定</li><li>公園の公共性・公益性を維持する</li><li>地域や利用者との連携・関係構築を図る</li><li>リスク管理・安全対策を徹底する</li></ul>	

## 【参考事例】西東京市における指定管理者制度の導入事例

指定管理者制度の導入事例として、東京都西東京市での実施事例を以下に示す。西東京市では約270箇所の市立公園を抱えており、その中の大小54の公園を一括して指定管理の対象公園としていた。西東京市で導入されていた指定管理者制度の主な特徴は、市民協働を推進することや指定管理者の能力を最大限に引き出すことを目的に、制度の導入段階から以下に示す創意工夫がされたことにある。

### 【指定管理者制度の創意工夫点】

- ・公募・選定の過程から市民に対する説明会を積極的に行い、市民との協働を促進した。
- ・市と指定管理者双方に、市民協働のノウハウをもった人員（市民協働担当者）を配置した。
- ・指定管理者によるイベントの企画力や営業力を発揮できるよう、指定管理者の「自主事業」を充実させた。

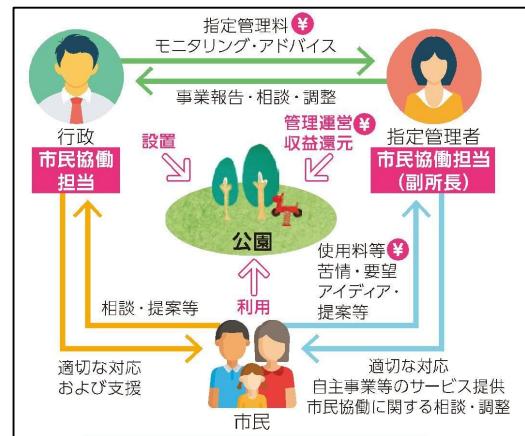


図 指定管理者制度の体制

出典：狭山丘陵パートナーズ HP

	開始前	1年目	2年目	3年目
西東京市	・公園条例の改正 ・募集要項や仕様書作成 ・市民団体を含めた選定委員	・協働担当の配置 ・小規模公園の利活用や統廃合について検討	・市民ワークショップ ・「公園配置計画」策定 ・試験的な小規模公園活用事業開始 ・新規3公園を指定管理に追加	・小規模公園の活用アイディアを市報で募集 ・新規1公園を指定管理に追加 ・新規公園の設計・運営に関するワークショップ（指定管理者オブザーバー）
指定管理者制度導入	応募	来園者数44,164名  ▼いこいの森公園を中心とした自主事業開始 ・自動販売機設置（7台） ・手ぶらBBQ事業 ・ケータリングの誘致  ▼イベント48回開催 ・年間4,857名が参加 ・ドッグフェスティバル、マーケット、パークヨガ等が開始  ▼コーディネーター配置 ・既存の市民活動をサポート ・地域団体や施設等との顔が見える関係づくり ・企業協賛の開始  ▼公園ポテンシャルを把握	来園者数51,842名（約1.2倍！）  ▼いこいの森公園を中心とした運営基盤を確立 ・自主事業収益増（約1.2倍） ・自動販売機増設（9台） ・物販（パン販売）の開始 ・手ぶらBBQの収益増  ▼イベント75回開催 ・年間7,256名参加（約1.5倍） ・イベント回数増加 ・ファーマーズマーケット、パークヨガ等の回数増加  ▼指定管理者としての認知度や信頼関係の向上 ・各事業や協働団体等の課題を抽出し改善  ▼小規模公園への事業展開 ・小規模公園のニーズ調査と協働の仕組みづくり	来園者数57,998名（約1.3倍！）  ▼いこいの森公園を中心とした運営基盤が安定 ・自主事業収益増（約1.3倍） ・自動販売機増設（12台） ・手ぶらBBQ・駐車場収益増  ▼イベント75回開催 ・年間10,661名参加（約2.2倍） ・集客力の向上 ・地域主催イベントへの協力増 ・ガーデニングDAY、そらはなパーティ等が開始  ▼指定管理者としての認知度や信頼関係の向上 ・協働事業に関する相談増  ▼小規模公園への事業展開 ・「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」で、マルシェや社会実験ワークショップを実施  ▼新規公園の設計・運営の協議

図 指定管理者制度導入後の効果

出典：狭山丘陵パートナーズ HP

## 2. 地元団体や市民による計画・管理運営

地元団体や市民が公園の整備計画から日常的な管理運営まで主体的に参画し、地域単位かつ利用者目線で公園を利活用できるよう連携の機会を創出する。地元団体や市民が公園運営に関わることで得られる利点や留意事項、想定する活動内容を以下に示す。

なお、地元団体や市民による活動が行われている地域や体制構築が明確な地域では、公園の整備優先度を高めることを考慮する。

表 地元団体・市民による活動内容（イメージ）

段階	活動内容・利点・留意事項
計画・整備	<p>■活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワークショップ（意見交換会）の実施</li><li>・アンケート調査・ヒアリングの実施</li><li>・ボランティア・地域団体との連携</li><li>・植栽活動・記念植樹</li><li>・子どもや周辺の小学校との協働</li></ul> <p>■利点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民や地域のニーズに合った公園整備が可能となる</li><li>・公園設置候補地における実現度の向上につながる</li><li>・愛着を醸成することで、管理運営の実施につながる</li><li>・公園整備後の利用率や満足度の向上、管理運営への協力意識が高まる</li></ul> <p>■留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専門的知識を補うために、造園・都市計画に関わる専門家と協働で検討する</li><li>・段階的に参加機会を設け、継続的に関わりやすい方法とする</li></ul>
管理運営	<p>■活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園内の清掃、美化活動</li><li>・植栽の管理</li><li>・防災施設の管理・運用</li><li>・コミュニティ活動やイベント等による公園の活用</li></ul> <p>■利点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園が「地域の場」として活性化することで、地域コミュニティ活動の促進や活性化に繋がる</li><li>・管理のきめ細やかさや迅速な対応が可能となる</li><li>・公園への愛着や利用マナーの向上が見込まれる</li></ul> <p>■留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・安全面や損害時の責任の所在を明確にする必要がある</li><li>・専門的な管理（樹木の剪定など）は専門支援が必要である</li><li>・住民の入れ替わりがあっても活動が継続されるような工夫が必要である</li></ul>